

# イギリス「調査権限規制法」の成立

—情報機関等による通信傍受・通信データの取得等の規制—

横山 潔

## はしがき

イギリスにおいて、調査権限規制法が、2000年7月28日に裁可を得て成立した。この法律は、5章83か条をもって構成されている。

本法は、法律の名称中に掲げられている調査権限が、人権を尊重して行使されることを確保することをもって、主要な目的とし、ここにいう調査権限とは、次のような事項を行う権限をいう。

- ・通信の傍受
- ・通信データの取得
- ・居住用敷地・私用車両への立入り監視
- ・通信システム管理の過程における内密の監視
- ・エージェント、密告者、諜報員等の内密の人的情報源の使用
- ・暗号化資料へのアクセス

これらの調査権限について、本法は、権限を行使する目的、権限を行使することができる機関、権限の行使を許可する者、取得される資料の利用、独立の司法監視、個人への救済方法を定めている。

これらの事項は、例えば、1985年通信傍受法、1994年情報機関法、1997年警察法、1998年人権法等の既存の法律においても明記されている。通信の傍受に関する取決めは、上記の通信傍受法において規定されている。同法は、郵便業務または公的な遠隔通信システム的手段による通信の不法傍受を規制するものであったが、同法の成立後の通信産業の発達に伴って、通信ネットが飛躍的に拡大した結果、私的な通信をも含む不法傍受を規制の枠内に取り込む必要に

直面した。イギリス内務省は、1998年6月22日に公表された協議文書（Consultation Paper）「連合王国における通信の傍受」（Interception of Communications in the United Kingdom）の中で、1985年法の改正を提案した。2000年調査権限規制法第1章「通信」では、同書による提案を組み込んで、1985年法を改正し、通信の傍受に関する新たな体制を整えることとした。2000年法の邦訳に先立って、まずは、同法の概要を紹介することとする。

## I 通信傍受の意義

1998年の協議文書「連合王国における通信の傍受」によれば、各国の法執行機関、国家安全保障機関、情報機関等が、テロリズムを含む重大事犯や国家の安全への脅威に対処する業務の中で通信の傍受を行っているとしており、連合王国も例外ではないという。通信の傍受は、最も悪質で残虐な犯罪者について情報収集を行う必須の手段の代表例に挙げられる。重大な罪に関する通信の傍受が重要な役割を果たした一例として、1996年と1997年において、合法的な通信傍受により、1200名を逮捕し、600万ドルを超える末端価格の、約3トンのA級薬物（コカイン・モルヒネ等）と112トンに及ぶその他の薬物を押収し、また450を超える小火器を押収した事件があるとされている。

通信の傍受とは、電話ネットワーク、Eメールシステムその他の無線電信等の通信処理システムを経由して送信された、二人以上の当事者間の私的な通信を、内容の理解のために内密に監視することを指している。組織化され、国際化した犯罪集団は、公的なネットワーク上の通

信を用いずに組織を維持することは不可能であるといわれている。1985年通信傍受法委員のディプロック卿 (Lord Diplock) は、協議文書中に記載されている首相宛ての報告書の中で、通信傍受の重要性について次のように述べている。

「通信の傍受、とりわけ電話による会話の傍受は、法と秩序の維持および連合王国の安全に責任を負う機関の兵器庫の中にある、効果的で、事実上欠くことができない武器である。主要犯罪は高度に組織化され、薬物の不正な国際取引は莫大な利益をもたらし、テロリズムは世界的規模で問題化した。その結果、犯罪集団の構成員は、その活動と計画について相互に電話連絡を取り合うことが必要となった。」

国際化された組織犯罪集団にとっては、相互間の通信が必須となったということ自体が、反面において弱点となった。法執行機関はこの弱点に注目し、通信を傍受することによって、計画された犯罪についての情報を収集し、これによって、他の方法では期待することができない大きな成功を得る機会が提供された。通信傍受の意義は、まさにここにあるとされる。

通信傍受を求める令状は、国家犯罪情報局、首都圏警察特別支部、英国関税及び消費税庁委員その他の、法執行機関、情報機関、国家安全保障機関の申請に基づいて、国務大臣が発付することになっている。1998年には、2031通の傍受令状が許可されたが、このうち、487通の令状が有効であったとされている。傍受令状による調査は、最も重大な事件のみに限られるとされている。

## II 1985年通信傍受法

通信の傍受は、前に述べたように、これまで

で、1985年通信傍受法によって規制されてきた。同法は、2000年調査権限規制法により、大幅に削除されることになったが、郵便業務または公的な遠隔通信システムによって送信された通信を初めて傍受の対象とした法律であった。同法の概要は、次のとおりである。

- (1) 郵便業務または公的な遠隔通信システムの手段による通信の不法傍受の罪を設けた。通信の不法傍受罪は、1985年法第1条により、正式起訴に基づく有罪宣告により、2年以下の拘禁もしくは罰金または両者の併科、略式起訴に基づく有罪宣告により、法定上限(5000ポンド)以下の罰金とした。
- (2) 郵便業務または公的な遠隔通信システムの手段によって送信された通信の傍受を許可する令状の発付、更新、変更、取消について規制する枠組を確立した。
- (3) 原則として、国務大臣のみが傍受令状を発付することができると法律上に定め、次に掲げる場合において令状を発付することができることとした。
  - (a) 国家の安全のため
  - (b) 重大な罪を予防または探知するため
  - (c) 連合王国の経済的繁栄を保護するため
- (4) 被傍受資料が開示される人の数、被傍受資料が開示される範囲、被傍受資料の写しが作成される数等、それが最小限に維持されることを保証するための取決めを要求する厳格な予防策を置いた。
- (5) 傍受令状発付の権限を行使する方法と上記の取決めを要求する予防策について、独立の地位を有する傍受委員が審査するという監視体制を設けた。傍受委員は、高度の司法職を保有している者の中から首相によって任命され、国務大臣によって付託された職務を執行する。傍受委員は、各暦年の終了後、速やかに首相に宛てて年次報告書を作成して、自

己の職務の行使について報告し、この報告書は議会の各院へ提出される。

- (6) 同法に違反して通信が傍受された旨の不服申立てがあった場合において、これを調査するために、「行政審判所」(Tribunal)を設置した。行政審判所は、5名の法律職の構成員で構成され、令状発付違反の不服申立てを調査する。違反があったとの結論を行政審判所が下したときは、その旨を申立人へ通知し、その調査結果を首相へ報告するとともに、適切と思料するときは、傍受令状を破棄し、被傍受資料の破棄を指示し、また国務大臣に補償金の支払いを指示する命令を下すことができることとしている。1986年に行政審判所が設置されて以後、568件の不服申立てが考査され、1997年12月31日で5件の不服申立てが考査中ということである。568件中、8件が政府機関による通信の傍受に対する不服申立てで、当該傍受は、国務大臣の発付にかかる令状によって許可されたものであるとのことである。

### III 1985年通信傍受法以後の社会状況

1985年通信傍受法は、その傍受の対象となる通信が郵便業務または公的な遠隔通信システムによる通信に限定されていたことに特徴があった。当時の通信技術から判断して、これらの通信に対する傍受のみで、十分に傍受の目的を達成することができるとの判断があったものと思われる。しかし、同法成立後の通信市場における著しい変化に、同法が対応しきれない状況が認識されることとなった。

郵便市場と遠隔通信市場に、次のような変化が生じた。

- ・遠隔通信企業が著しく増加した。
- ・可動電話が、今日見られるような未曾有の大量所有へと開発された。

- ・揺籃期にある衛星電話マーケットが、ここ数年後には急速に進展すると予測された。
- ・インターネット経由の通信が過去数年間に飛躍的に成長し、この分野の市場がなおも拡大し続けている。
- ・郵便部門においても、小包・書類の配達を業務とする企業数が著しい増加を見せている。

こうした最近における通信市場の変容にテロリストを含む犯罪者が即応して、これを利用してようとしているのに対し、現行の通信傍受法では、法執行機関や傍受機関の能力を低下させてしまうことが危惧され、イギリス政府は、新立法による対応を切望した。

さらにまた通信の保護の面からも、これまでの限定された通信を対象とする傍受では、公的でないサイト上で不法傍受が行われた場合における、これらの通信システムを利用する個人を法律上救済することが困難であることが認識された。

私的ネットワークの傍受を管理する明白な枠組が必要になり、私的ネットワークの傍受を合法的に許可することと併せて、このネットワークを利用する者の通信保護のための予防策を講ずる明白な枠組も必要であることが、政府より要望されたのであった。

### IV 1985年通信傍受法改正の提案

次には、1985年通信傍受法改正の提案内容を列挙してみよう。

#### (1) 不法傍受罪の対象となる通信

郵便または公的な遠隔通信システムによって送信される通信の不法傍受に限らず、遠隔通信管理者または郵便デリバリーシステムによる通信の伝送の過程におけるすべての通信の不法傍受をもって罪とするものとする。

#### (2) 傍受令状の記載

傍受令状には、傍受の対象となる者が記載され、かつエージェンシーがこの者に関して傍受を希望するアドレスのすべてを列挙した付属明細書が含まれることとする。

(3) 傍受令状の発付・変更

傍受令状の発付は、引き続き国務大臣が行うこととし、令状に新しいアドレスを追加する変更は、上級職員のレベルで許可されることとする。

(4) 傍受令状の送達

傍受令状は、通信サービスプロバイダーからの適切な援助を得て傍受を達成するために、当該令状を使用する、令状申請を行ったエージェンシーへ送達されることとする。

(5) 傍受令状の期間

傍受令状の最初の許可期間は、3か月とする。更新期間は、重大な罪を理由とする傍受令状の場合にあっては3か月、国家の安全と経済的繁栄の保護を理由とする傍受令状の場合にあっては6か月とすることとする。

(6) 公的でないネットワークの傍受

公的でないネットワークの傍受は、法律の枠内で行うこととし、エージェンシーに対し、この種の傍受を行うに先立って、令状の取得を要求することとする。

(7) 合法的ビジネスの過程における通信の記録・監視

公私のセクターにおいて、商業取引またはその他のビジネス通信の証拠を提供するために、雇用主が合法的ビジネスの過程における通信を継続して記録することを認める規定を定めることとする。

(8) 通信データの提供

通信データの保有者が正当に許可された要請に応じて当該データを提供することを要求することができるように、法執行目的、国家の安全目的、諜報目的のための通信データの提供に関する法律を改正することとする。

## V 2000年調査権限規制法による1985年通信傍受法の改正関係規定

次に、現行の通信傍受法と対比して、改正提案事項が2000年調査権限規制法にどのように具体化されているのか、関係規定を拾い出してみることとする。

(1) 不法傍受罪の対象となる通信について、2000年調査権限規制法は、公的な郵便業務と公的な遠隔通信システムにより、通信の伝送の過程で、故意に、かつ合法的な許可を得ないで通信を傍受することをもって罪としたことに加えて（第1条第1項）、私的な遠隔通信システムについても、通信を傍受する者が当該システムの管理または使用を規制する権利を有する者であった場合か、傍受を行うために、当該権利を有する者の明示・黙示の同意を得ている場合を除いて、故意に、かつ合法的な許可を得ないで通信を傍受することをも、罪とした（同第2項・第6項）。

(2) 傍受令状の記載については、傍受令状に、傍受の対象となる人、または傍受が行われる敷地が記載されなければならないものとし（第8条第1項）、令状によって通信の傍受が許可または要求される場合における当該通信を記載した傍受令状には、傍受することができる通信、または傍受する予定の通信を特定するために使用する住所、数量、装置その他の要素を定めた付属明細書が含まれなければならないこととした（同第2項）。そしてこれらの要素は、傍受の対象として記載された者から発信された通信か、この者へ宛てた通信であること、また令状に記載された敷地を発信源とする通信か、当該敷地を宛先とする通信であることを特定するものでなければならないこととした（同第3項）。

(3) 傍受令状は、国務大臣の署名に基づいて発付されるか、上級職員の署名に基づいて発

付されるものとし（第7条第1項）、上級職員の署名に基づく傍受令状の発付については、国務大臣自身が令状発付を明白に許可した緊急の事案で、国際相互援助協定に基づいて連合王国外の国の機関が援助を要請し、傍受の対象とされる者が連合王国外に居ると認められる場合か、連合王国外の敷地に関して傍受が行われる事案において行われることとした（同第2項）。また傍受令状の変更についても、国務大臣または上級職員が行うことができることとした（第10条）。

(4) 傍受令状は、申請に基づいて発付され、その送達については、傍受令状の発付を求める申請を行った者、またはこの者に代わって令状の申請を行った者を名宛人としなければならないとしている（第7条第3項）。そして、傍受令状の申請者として、次の者が列挙されている（第6条第2項）。

- ・保安局長官
- ・機密情報局長官
- ・政府情報通信本部部長
- ・国家刑事情報局長官
- ・首都圏警察長官
- ・王立アルスター警察隊隊長
- ・1967年警察（スコットランド）法第1条に基づいて維持される警察の警察署長
- ・関税及び消費税庁委員
- ・国防情報部部長
- ・国際相互援助協定の適用上、連合王国外の国の権限を有する機関に該当する者

(5) 傍受令状の有効期間は、1985年通信傍受法においては、最初の有効期間は2か月とし、重大な罪を理由として発付される傍受令状は、1か月単位で更新され、国家の安全または経済的繁栄の保護を理由とする場合は、6か月単位で更新されることとしたが（第4

条）、2000年調査権限規制法では、次のように規定された（第9条第6項）。

- ①国務大臣が令状の発付を明白に許可した緊急の事案において、上級職員の署名に基づいて発付された未更新の傍受令状は、令状の発付後の第5労働日で終了する期間
- ②国家の安全または連合王国の経済的繁栄の保護を理由として更新が必要であるとの表明が付されて、国務大臣の署名に基づいて更新される令状は、更新日から起算して6か月の期間
- ③その他のすべての令状は、発付日から起算して3か月、または更新日から起算して3か月の期間

(6) 公的でない（私的な）ネットワークの傍受に関しては、私的な遠隔通信システムの管理または使用を規制する権利を有する者の明示または黙示の同意を得て、または得ないで行われる通信の傍受が合法的な許可を得ていない場合において、私的な遠隔通信システムによる通信の過程において通信を傍受するとき、または公的な遠隔通信システムによる通信の伝送の過程において、私的な遠隔通信システム中に含まれる装置への通信、または当該装置からの通信を傍受するときは、通信の送信者または受信者の告訴をもって訴追することができることとし（第1条第3項）、通信の傍受が傍受令状に従って行われたときは、合法的な許可を得ているものとした（同第5項a号）。

(7) ビジネスの過程における通信の記録・監視については、国務大臣は、規則をもって、ビジネスの経営に関連して、ビジネスの過程で、通信によって取引が行われる場合における通信の記録を監視・維持するために合理的に要求される合法的な事業を構成する、と自

己が認める行為を許可することができることとした（第4条第2項）。ただし、国務大臣は、ビジネスを経営する者がビジネスに関連する利用のために提供する装置や業務を利用する通信、またはこの者へ提供される装置や業務を利用する通信の伝送の過程における通信の傍受以外の通信の傍受を許可してはならないとしている（同第3項）。

- (8) 通信データの提供について、2000年法は、第2節に「通信データの獲得及び開示」を設け、この中で、警察・国家刑事情報局・国家犯罪対策班等の関係公的機関の官職を保有する者が「国家の安全のため」「罪を予防若しくは探知するため、又は秩序違反を阻止するため」「連合王国の経済的繁栄のため」「公共の安全のため」その他の理由により、通信データを取得することが必要であると確信した場合において、これらの者が郵便または遠隔通信の管理者に対し、当該データを取得し、または取得した当該データを開示するように要求することができることとした（第22条）。

## 結び

法執行機関による通信の傍受が凶悪な犯罪集団やテロリストとの対決に有効な効果を発揮する、とされる評価は、既に周知のこととされている。組織集団は遠隔通信システムの新技術を駆使して、組織の結束を固め、緊密な連絡を図るとされている。これらの組織犯罪集団に対処するために、英国では、15年前の時代遅れとされる通信傍受体制を脱して、通信産業の進歩に即応した新傍受法の立法化を要請した。

通信技術の発展に合わせた新たな通信傍受の要求は、他方ではまた、人権保護の重要性をも強調した。規制のない通信の傍受、プライバ

シーの保護に不均衡な通信の傍受が、個人の人権に対し重大な結果をもたらすことは、改めて言うまでもない。私的な遠隔通信システムに対する通信傍受を導入した2000年法は、私的な電話ネットワーク使用者のプライバシーを尊重して、これらの通信の不法傍受に対して、救済措置が講ぜられることを保証した。国家の安全のための通信傍受の要請と個人のプライバシー保護のための通信傍受の規制という両者間の均衡を保持することが、避けて通ることのできない必須の課題である。

ジャック・ストロー内務大臣は、通信の傍受に関して、「はしがき」に記した協議文書「連合王国における通信の傍受」の中で、政府には、安全・公正で、寛大な社会を建設することが付託されていると述べ、通信傍受の領域にあっては、国家の安全と個人の保護の両者について均衡の維持を図ることは困難を伴うが、我々の提案が正しいバランスを保持するものと信じている、と結んでいる。

## (参考文献)

- Interception of Communications Act 1985 Chapter 56
- Regulation of Investigatory Powers Act 2000 Chapter 23
- Regulation of Investigatory Powers Act 2000 Explanatory Notes
- Interception of Communications in the United Kingdom. A Consultation Paper Presented to Parliament by the Secretary of State for the Home Department by Command of Her Majesty, June 1999 Cm. 4368

(よこやま きよし・元専門調査員)

# イギリス「2000年調査権限規制法」

(法律第23号)

Regulation of Investigatory Powers Act 2000

Chapter 23

横山 潔訳

## 目次

### 第1章 通信

#### 第1節 傍受

許可された不法傍受 (第1条—第5条)

傍受令状 (第6条—第11条)

傍受の能力及び費用 (第12条—第14条)

被傍受資料等の使用の制限 (第15条—第19条)

第1節の解釈 (第20条)

第2節 通信データの獲得及び開示 (第21条—第25条)

### 第2章 監視及び内密の人的情報源

序則 (第26条)

監視及び人的情報源の許可 (第27条—第32条)

警察及び関税の許可 (第33条—第40条)

その他の許可 (第41条・第42条)

許可の付与、更新及び期間 (第43条—第45条)

スコットランド地方 (第46条)

第2章のための補則 (第47条・第48条)

### 第3章 暗号化等によって保護される電子データの調査

開示を要求する権限 (第49条—第51条)

費用の分担 (第52条)

罪 (第53条・第54条)

保護策 (第55条)

第3章の解釈 (第56条)

### 第4章 情報機関の調査権限及び職務の精査等委員 (第57条—第64条)

行政審判所 (第65条—第70条)

実務規程 (第71条・第72条)

### 第5章 雑則及び補則

雑則 (第73条—第76条)

補則 (第77条—第83条)

## 第1章 通信

### 第1節 傍受

#### 許可された不法傍受

#### 第1条 不法傍受

(1) 何人も、連合王国の場所において、次の各号の1により、ある者が通信の伝送の過程で、故意に、かつ合法的な許可を得ないで通信を傍受することをもって、罪とするものとする。

- (a) 公的な郵便業務
- (b) 公的な遠隔通信システム

(2) 何人も、連合王国の場所において、私的な遠隔通信システムによる通信の伝送の過程で、次の各号の両者により、通信を傍受することをもって、罪とする。

- (a) 故意に、かつ合法的な許可を得ないで
- (b) 第6項により、本人の行為が本条に基づく刑事責任を免れる状況にある場合を除いて

(3) 私的な遠隔通信システムの管理又は使用を規制する権利を有する者の明示又は黙示の同意により、又は同意を得ないで、連合王国の場所において行われる通信の傍受が、合法

- 的な許可を得ておらず、かつ次の各号の1に該当する傍受であったときは、当該傍受は、通信の送信者、受信者又は想定受信者の告訴又は主張をもって訴追することができるものとする。
- (a) 当該の私的な遠隔通信システムによる通信の伝送の過程における、通信の傍受
- (b) 私的な遠隔通信システム中に含まれる装置への、又は装置からの、公的な遠隔通信システムによる通信の伝送の過程における、通信の傍受
- (4) 連合王国が次の各号のすべてに該当する国際協定の当事国であるときは、合法的な許可を得た場合を除いて、連合王国外の国又は領域の権限を有する機関に対して、連合王国内に居る者に代わって当該協定に従った援助を求める要請が行われることがないことを確保することをもって、国務大臣の義務とする。
- (a) 通信の傍受に関連する相互援助、又は通信の傍受の形式における相互援助の提供に関する国際協定
- (b) 援助が与えられる事案において、令状、命令又はこれらに相当する文書の発付を要求する国際協定
- (c) 本項の適用上、国務大臣が下した命令をもって指定された国際協定
- (5) 次の各号の1に該当するとき、及びその場合に限って、行為は、本条の適用上、合法的な許可を有するものとし、a号又はb号によって、本条の適用上合法的な許可を有する行為は（本条で禁止した行為であると否とを問わず）、他のすべての規定の適用上も、合法とみなすものとする。
- (a) 行為が第3条又は第4条によって、又はこれらに基づいて許可されたこと
- (b) 行為が第5条に基づく令状（「傍受令状」(an interception warrant)）に従っ

て行われたこと

- (c) 行為が、蓄積された通信に関して、（本条とは別に）情報を取得するために執行されるか、又は文書その他の物を占有するために執行される制定法上の権限の執行中の行為であること
- (6) 何人も、次の各号の1に該当するときは、私的な遠隔通信システムによる通信の伝送の過程で、通信の傍受を行った状況は、この者の行為が第2項に基づく刑事責任を免れる状況とする。
- (a) 当該システムの管理又は使用を規制する権利を有する者であるとき
- (b) 傍受を行うために、当該権利を有する者の明示又は黙示の同意を得ているとき
- (7) 第1項又は第2項に基づく罪により有罪となった者は、次の各号の定めるところに従う。
- (a) 正式起訴に基づく有罪宣告により、2年以下の拘禁若しくは罰金に処し、又は両者を併科する。
- (b) 略式起訴に基づく有罪宣告により、法定上限以下の罰金に処する。
- (8) 本条による罪に該当する罪の手続は、次の各号による場合を除いて、開始してはならない。
- (a) イングランド及びウェールズ地方にあつては、公訴局長官の同意によるか、又は同意を得た場合
- (b) 北アイルランド地方にあつては、北アイルランド公訴局長官の同意によるか、又は同意を得た場合

## 第2条 「傍受」(interception)の意味又は場所等

- (1) 本条において「郵便業務」(postal service)とは、次の各号の両者に該当する業務をいう。



- (a) 次の業務、即ち（連合王国内であると、その他の地域であるとを問わず）郵便物の収集、区分け、配送、分配及び配達の方法の1以上を含む業務
- (b) 通信を含む郵便物の各地への伝送の方法を利用し、又は容易にすることを主要目的又は主要目的の1とする業務として供給又は提供される業務

「私的な遠隔通信システム」(private telecommunication system) とは、それ自体、公的な遠隔通信システムでなく、次に掲げる条件の両者を満たすシステムである遠隔通信システムをいう。

- (a) 直接又は間接に、かつ関係する通信のためであると否とを問わず、公的な遠隔通信システムに付随していること
- (b) 連合王国内に置かれて、かつ公的な遠隔通信システムに付随するために（他の装置を伴うと否とを問わず）用いられるシステム中に含まれる装置が存在すること

「公的な郵便業務」(public postal service) とは、連合王国の1以上の地域における公衆又はその相当な部分へ供給又は提供される郵便業務をいう。

「公的な遠隔通信業務」(public telecommunications service) とは、連合王国の1以上の地域における公衆又はその相当な部分へ供給又は提供される遠隔通信業務をいう。

「公的な遠隔通信システム」(public telecommunication system) とは、これによって公的な遠隔通信業務が提供される、連合王国内に置かれる遠隔通信システムの一部をいう。

「遠隔通信業務」(public telecommunications service) とは、(当該業務を提供する者が提供する遠隔通信システムであると否とを問わず) 当該システムへのアクセスの提供又は当該システムの利用のための便宜の提供

を含む業務をいう。

「遠隔通信システム」(telecommunication system) とは、(連合王国内又はその他の地域の全部であると一部であるとを問わず) 電子エネルギー又は電磁気エネルギーの使用を含むあらゆる手段によって通信の伝送を容易にするために存在する（その中に含まれる装置を含む）システムをいう。

- (2) 何人も、次の各号の1に該当するとき、及びその場合に限って、この者は、本法の適用上、ただし本条の次に掲げる規定に従うことを条件にして、遠隔通信システムによる通信の伝送の過程で、通信を傍受するものとする。

- (a) 通信が伝送されている間に、通信の送信者又は想定受信者以外の者に通信の内容の一部又は全部を利用させるために、当該システム又はその管理を変更し、又は妨害すること

- (b) 当該目的のために、当該システムによって行われた伝送を監視すること

- (c) 当該目的のために、当該システム中に含まれる装置へ、又は装置から無線電信によって行われる伝送を監視すること

- (3) 本法中の通信の傍受には、公衆受信のための通信放送の傍受は含まれない。

- (4) 本法の適用上、変更、妨害若しくは監視又は郵便物の場合における傍受が、連合王国内における行為によって効力を有し、かつ通信の傍受が、次の各号の1に該当するとき、及びその場合に限って、通信の傍受が連合王国内で行われるものとする。

- (a) 公的な郵便業務又は公的な遠隔通信システムによる通信の伝送の過程で行われるとき

- (b) 通信の送信者又は想定受信者が連合王国内に居る場合において、私的な遠隔通信システムによる通信の伝送の過程で行われ

るとき

(5) 本法中の、郵便業務又は遠隔通信システムによる、通信の伝送の過程における通信の傍受には、次の各号の1に掲げる行為は含まれない。

(a) 通信を伝送し、又は伝送することができる郵便業務又は遠隔通信システムのために、(送信者によると、その他によるとを問わず) 通信中に含まれるトラフィックデータ、又は通信に付随するトラフィックデータを含む通信のみに関して行われる行為

(b) 前号に該当する行為に関連して、送信者でも想定受信者でもない者に対し、通信中に含まれるトラフィックデータ、又は通信に付随するトラフィックデータを特定するために必要な通信へのアクセスのみを与える行為

(6) 本条の適用上、遠隔通信システムの変更には、次の各号の1に装置が付随すること、又は次の各号の1のその他の変更若しくは妨害が含まれる。

(a) システムの一部

(b) システム中に含まれる装置へ、又は装置から伝送するために用いる無線電信装置

(7) 本条の適用上、遠隔通信システムによって通信が伝送されている時間には、想定受信者が通信を収集し、その他通信へアクセスすることができる方法で、通信が伝送されているか、又は伝送されていたシステムが、通信を蓄積するために用いられている時間が含まれるものとみなすものとする。

(8) 本条の適用上、第2項a号中の、通信が伝送されている間に通信の内容を人に利用させるとみなす事案には、通信が伝送されている間に、通信の内容がその後人に利用されるように転換され、又は記録される事案が含まれるものとする。

(9) 通信に関して、本条中の「トラフィックデータ」(traffic data)とは、次の各号のすべてに該当するデータをいうが、この文言には、コンピューターファイル又はコンピュータープログラムがそれを蓄積している装置によって特定される範囲のみの通信によってアクセスが得られるか、又は接続される当該ファイル又は当該プログラムを特定するデータが含まれる。

(a) 通信を伝送し、又は伝送することができる人、装置又は場所を特定し、又は特定しようとするデータ

(b) 通信を伝送し、又は伝送することができる装置を特定し、選択し、又は特定若しくは選択しようとするデータ

(c) 通信の伝送(の全部又は一部)を有効とするための遠隔通信システムのために用いられる装置を作動させるための信号を含むデータ

(d) 当該データ又はその他のデータを特定の通信に含まれるデータ又はこれに随伴するデータとして特定するデータ

(10) 本法中の遠隔通信システム及びトラフィックデータには、次の各号の遠隔通信システム及びトラフィックデータが含まれ、かつ郵便物に関して、本条中の「データ」(data)とは、郵便物の外側に記載された事項をいう。

(a) 装置を作動させるための信号を含むトラフィックデータに関して、通信を伝送しているか、又は伝送することができる遠隔通信システムには、当該装置が含まれている遠隔通信システムが含まれる。

(b) 通信に付随するトラフィックデータには、論理的に相互に関連するデータと通信が含まれる。

(11) 本条中の「郵便物」(postal item)とは、書簡、はがきその他、情報を受信者へ知

らせるために送信者が用いることのできる記載物又は小包若しくは小荷物をいう。

### 第3条 傍受令状のない合法的傍受

- (1) 通信が次の各号の両者に該当する通信であるか、又は該当する通信であると信ずる合理的な理由を人が有する通信であるときは、通信の傍受を含む人の行為は、本条によって許可される。
  - (a) 傍受に同意した者が送信した通信
  - (b) 想定受信者が傍受に同意した通信
- (2) 次の各号の両者に該当するときは、通信の傍受を含む人の行為は、本条によって許可される。
  - (a) 当該通信が、傍受に同意した者の送信した通信、又はこの者に宛てられた通信であったとき
  - (b) 当該傍受による監視が、第2章に基づいて許可されたとき
- (3) 次の各号の両者に該当するときは、通信の傍受を含む行為は、本条によって許可される。
  - (a) 当該行為が、郵便業務又は遠隔通信業務を提供する者による行為又はこの者に代わる者による行為であったとき
  - (b) 当該行為が、郵便業務又は遠隔通信業務の提供若しくは活動に関連する目的のために、又はこれらの業務に関して、これらの業務の利用に関する制定法・制定法規の執行に関連する目的のために行われたとき
- (4) 無線電信による通信の伝送の過程における通信の傍受を含む人の行為が、次の各号の両者によって行われたときは、当該行為は、本条によって許可される。
  - (a) 1949年無線電信法 [1949 c.54] 第5条（メッセージの誤導並びに無線電信メッセージの傍受及び開示）に基づいて指名された者の許可を得て

- (b) 第5項に該当する事項に関連する目的のために
- (5) 前項b号中の、第5項に該当する事項は、次のとおりとする。
  - (a) 1949年無線電信法に基づく免許証の発付
  - (b) 無線電信の妨害を構成する事項の予防及び探知
  - (c) 同法中に含まれる制定法・制定法規の執行、又は無線電信の妨害に関係する、同法中に含まれていない制定法・制定法規の執行

### 第4条 合法的傍受について定める権限

- (1) 次の各号のすべてに該当するときは、遠隔通信システムによる通信の伝送の過程における通信の傍受を含む人（「傍受者」(the interceptor)）の行為は、本条によって許可される。
  - (a) 連合王国外の国若しくは領域に居る者、又は居ると傍受者が信ずる合理的な理由を有する者の通信について情報を取得するために、傍受が行われたとき
  - (b) 当該傍受が、連合王国外の国又は領域に居る者へ提供する遠隔通信業務の利用に関係する場合であって、当該遠隔通信業務が次の各号の1に該当したとき
    - (i) 公的な遠隔通信業務
    - (ii) 遠隔通信業務が供給又は提供される者が、連合王国の一地域に居る公衆の構成員であった場合において、公的な遠隔通信業務に該当する遠隔通信業務
  - (c) 当該業務を提供する者が（傍受者であると、その他の者であることを問わず）連合王国外の国又は領域の法律によって、関係する傍受を行い、確保し、又は容易にするように要求されたとき
  - (d) 行為が本項によって許可されたものと

みなすことができるに先立って、当該状況が、国務大臣の定める規則をもって定めることができるその他の条件が満たされるように要求される状況であったとき

(e) 前号に定める条件が、当該状況に関して満たされていたとき

(2) 第3項に従うことを条件にして、国務大臣は、規則をもって、ビジネスの経営に関連して、次の各号の1に該当する通信の記録を監視又は維持するために合理的に要求される合法的な事業を構成すると自己が認める、規則中に定める行為を許可することができる。

(a) 当該ビジネスの過程で、通信によって取引が行われる場合における当該通信

(b) 当該ビジネスに係る、又は当該ビジネスの経営の過程で行われるその他の通信

(3) 国務大臣は、当該ビジネスに関連する全部又は一部の利用のために、当該ビジネスを経営する者が提供し、又はこの者へ提供される装置又は業務を利用する通信の伝送の過程における場合を除いて、前項に基づく規則中で、通信の傍受を許可してはならない。

(4) 刑務所内で行われる行為が、1952年刑務所法 [1952 c.52] 第47条、1989年刑務所(スコットランド)法 [1989 c.45] 第39条又は1953年刑務所法(北アイルランド) [1953 c.18 (N.I.)] 第13条に基づいて定めた準則(刑務所準則)によって、又は当該準則に基づいて付与された権限を行使する行為であるときは、当該行為は、本条によって許可される。

(5) 高度安全の精神病治療サービスが提供される病院の敷地内で行われる行為が、1977年国民保健サービス法 [1977 c.49] 第17条(保健機関による職務の実施に関する指示)に基づいて、当該敷地において当該サービスを提供する機関へ与えられる指示を遵守し、

かつこれに従った行為であるときは、当該行為は、本条によって許可される。

(6) 国立病院内で行われる行為が、(1978年国民保健サービス(スコットランド)法の特定の規定を国立病院局へ適用する) 1995年スコットランド国立病院局命令 [S.I.1995/574] 第5条第1項及び同命令附則によって適用される、1978年国民保健サービス(スコットランド)法 [1978 c.29] 第2条第5項(保健局による職務の執行に関する規則及び指示)に基づいて、スコットランド国立病院局へ与えられる指示を遵守し、かつこれに従った行為であるときは、当該行為は、本条によって許可される。

(7) 本条中のビジネスには、制定法・制定法規によって、又は制定法・制定法規に基づいて職務が付与される政府部局、公的機関、人又は公務員の活動が含まれる。

(8) 本条において

「政府部局」(government department) には、スコットランド行政部、北アイルランド部局及びウェールズ国民議会が含まれる。

「高度安全の精神病治療サービス」(high security psychiatric services) は、1977年国民保健サービス法 [1977 c.49] における同一の意味を有する。

「病院の敷地」(hospital premises) は、1977年国民保健サービス法第4条第3項における同一の意味を有する。

「国立病院」(state hospital) は、1978年国民保健サービス(スコットランド)法 [1978 c.29] における同一の意味を有する。

(9) 本条中の「刑務所」(prison) とは、次の各号の1に掲げる施設をいい、これには、1991年刑事司法法 [1991 c.53] 第4章、又は1994年刑事司法及び公共の秩序法 [1994 c.33] 第106条第4項の意味の枠内における

契約外刑務所及び1989年刑務所（スコットランド）法第14条の意味の枠内における公認留置場が含まれる。

(a) 1952年刑務所法 [1952 c.52]、又は1953年刑務所法（北アイルランド） [1953 c.18 (N.I.)] に基づいて国務大臣の一般的監督下にあるか、又は国務大臣の提供する刑務所、少年犯罪者施設、少年犯罪者センター又はリマンドセンター

(b) 1989年刑務所（スコットランド）法 [1989 c.45] に基づいて、スコットランドの閣僚の一般的監督下にある刑務所、少年犯罪者施設、又はリマンドセンター

#### 第5条 令状を伴う傍受

(1) 本節の次に掲げる規定に従うことを条件にして、国務大臣は、令状の名宛人が、当該令状中に定めることができる行為によって、次の各号に定める事項の1以上を確保することを許可又は要求する令状を発付することができる。

(a) 郵便業務による、又は令状中に定める通信の遠隔通信システムによる伝送の過程における傍受

(b) 通信の傍受に関連する、又は通信の傍受の形式における、令状中に定めることができる援助の提供を求める、国際相互援助協定に従った要請

(c) 通信の傍受に関連する、又は通信の傍受の形式における、令状中に定めることができる援助の、連合王国外の国又は領域の権限を有する機関への、国際相互援助協定に従った提供

(d) 令状によって許可又は要求された傍受によって取得した被傍受資料の、令状中に定めることができる方法における開示、及び関係する通信データの、令状中に定めることができる方法における開示

(2) 国務大臣が次の各号の両者を信じなかったときは、国務大臣は、傍受令状を発付してはならない。

(a) 第3項に該当する理由により、当該令状が必要であること

(b) 当該令状によって許可された行為が、当該行為によって達成することが求められる事項に見合っていること

(3) 本条の次に掲げる規定に従うことを条件にして、次の各号の1により、令状が必要であるときは、前項a号中の、第3項に該当する理由により、令状が必要であるものとする。

(a) 国家の安全のため

(b) 重大な罪の予防又は探知のため

(c) 連合王国の経済的繁栄を保護するため

(d) 国務大臣がb号によって令状を発付すると思料する状況に相当する、と自己が認める状況において、国際相互援助協定を執行するため

(4) 令状の事案において、第2項の要求が満たされているか否かを考査するに当たって考慮すべき事項には、当該令状に基づいて取得することが必要と思料される情報が、他の方法によって合理的に取得することができるか否かが含まれる。

(5) 取得することが必要と思料される情報が、イギリス諸島外の者の行為又はその意思に係る情報でないときは、令状が、第3項c号に該当する理由により必要なものとして考慮してはならない。

(6) 傍受令状によって許可される行為には、次の各号に掲げる行為のすべてが含まれるものとみなされるものとする。

(a) 令状によって明白に許可又は要求される事項を行うために引き受けることが必要な（令状によって特定されない通信の傍受を含む）すべての行為

- (b) 関係する通信データを取得するための行為
- (c) 令状の執行を伴って援助が提供されるように令状の名宛人が課する要求、又はこの者のために課する要求を遵守した行為に該当する人の行為

### 傍受令状

#### 第6条 傍受令状の発付を求める申請

- (1) 第2項に掲げる者又はこの者に代わる者が行う申請による場合を除いて、傍受令状を発付してはならない。
- (2) 傍受令状を申請する者は次のとおり。
  - (a) 保安局長官 (the Director-General of the Security Service)
  - (b) 機密情報局長官 (the Chief of the Secret Intelligence Service)
  - (c) 政府情報通信本部部長 (the Director of GCHQ)
  - (d) 国家刑事情報局長官 (the Director General of the National Criminal Intelligence Service)
  - (e) 首都圏警察長官 (the Commissioner of Police of the Metropolitan )
  - (f) 王立アルスター警察隊隊長 (the Chief Constable of the Royal Ulster Constabulary)
  - (g) 1967年警察 (スコットランド) 法 [1967 c.77] 第1条に基づいて、又は同条によって維持される警察の警察署長
  - (h) 関税及び消費税庁委員 (the Commissioners of Customs and Excise)
  - (i) 国防情報部部長 (the Chief of Defence Intelligence)
  - (j) 国際相互援助協定の適用上、連合王国外の国又は領域の権限を有する機関に該当する者
- (3) 傍受令状の発付を求める申請は、官吏の官職を保有する者が行う場合を除いて、前項に掲げる者に代わって行ってはならない。

#### 第7条 令状の発付

- (1) 傍受令状は、次の各号の1に該当する場合を除いて、発付してはならない。
  - (a) 国務大臣の署名に基づく場合
  - (b) 第2項に該当する事案において、上級職員の署名に基づく場合
- (2) 前項b号中の、第2項に該当する事案とは、次の各号の両者に該当する事案をいう。
  - (a) 国務大臣自身が当該事案において令状の発付を明白に許可した緊急の事案
  - (b) 国際相互援助協定に基づいて、連合王国外の国又は領域の権限を有する機関が行う援助を求める要請のために、令状が関係する事案であって、かつ次の1に該当する事案
    - (i) 傍受の対象が連合王国外に居ると認められる事案
    - (ii) 令状に係る傍受が、連合王国外の敷地のみに関して行われる事案
- (3) 傍受令状は、次の各号の定めるところに従う。
  - (a) 第6条第2項に該当する、令状の申請を行った者、又はこの者に代わって令状の申請を行った者を、名宛人としなければならない。
  - (b) 上級職員の署名に基づいて発付される令状の事案にあつては、申請可能な事項に応じて、次の両者を含んでいなければならない。
    - (i) 第4項に掲げる表明の1
    - (ii) 傍受令状が第4項b号に掲げる表明を含んでいるときは、第5項に掲げる表明の1
- (4) 前項b号iにいう表明とは、次に掲げる

表明をいう。

- (a) 当該事案が、令状の発付を国務大臣自身が明白に許可した緊急の事案である旨の表明
  - (b) 国際相互援助協定に基づいて、連合王国外の国又は領域の権限を有する機関が行う、援助を求める要請のために令状が発付される旨の表明
- (5) 第3項b号iiにいう表明とは、次に掲げる表明をいう。
- (a) 傍受の対象が連合王国外に居ると認める旨の表明
  - (b) 令状に関係する傍受が連合王国外の敷地のみに関して行われる旨の表明

#### 第8条 令状の内容

- (1) 傍受令状は、次の各号の1を記名又は記載しなければならない。
- (a) 傍受の対象としての人
  - (b) 令状に関係する傍受が行われる敷地としての一連の敷地
- (2) 令状によって通信の傍受が許可又は要求される場合における当該通信を記載した傍受令状の規定には、傍受することができる通信、又は傍受する予定の通信を特定するために使用することになる住所、数量、装置その他の要素、又は要素の組合せを定めた1以上の付属明細書が含まなければならない。
- (3) 前項に従って定める要素又は要素の組合せは、次の各号の1に該当する通信に当たる可能性、又はそれを含む可能性のある通信を特定するものでなければならない。
- (a) 第1項に従って令状中に記名又は記載される者から発信される通信、又はこの者へ宛てられる通信
  - (b) 記名又は記載された敷地を発信源とする通信、又は当該敷地を伝送の宛先とする通信

(4) 次の各号の両者に該当するときは、第1項及び第2項の規定を傍受令状に適用してはならない。

- (a) 令状に関係する通信の記載が、令状によって許可又は要求される行為を第5項に該当する行為に限定しているとき
- (b) 令状の発付の時点に、国務大臣が、次の事項の両者を証明する、令状に採用することができる証明書を発付したとき
  - (i) 調査が必要と国務大臣が思料する種類の被傍受資料
  - (ii) 第5条第3項a号、b号又はc号に掲げる事項として、当該種類の資料の調査が必要と国務大臣が思料した旨

(5) 行為が次の各号の両者を含んでいるときは、当該行為は、前項a号中の、第5項に該当する行為とする。

- (a) 遠隔通信システムによる、通信の伝送の過程における外部通信の傍受
  - (b) 第5条第6項により、当該傍受に関して許可された行為
- (6) 第4項の適用上の証明書は、国務大臣の署名に基づく場合を除いて、発付してはならない。

#### 第9条 令状の期間、取消及び更新

- (1) 傍受令状は、次の各号の定めるところに従う。
- (a) 関係期間の終了と同時に失効するものとする。
  - (b) 当該期間の終了に先立つ時点に、国務大臣の署名に基づく証書をもって、又は第7条第2項b号に該当する事案にあっては、上級職員の署名に基づく証書をもって更新することができる。
- (2) 第5条第3項に該当する理由により令状が引き続き必要である、と国務大臣が信じないときは、傍受令状は、前項に基づいて更新

してはならない。

(3) 第5条第3項に該当する理由により令状が必要でなくなった、と国務大臣が確信したときは、国務大臣は、令状を取り消すものとする。

(4) 次の各号の両者に該当する事案において、関係期間の終了に先立つ時点で、傍受の対象として令状中に記名又は記載された者が連合王国内に居る、と国務大臣が確信したときは、国務大臣は、傍受令状を取り消すものとする。

(a) 当該令状が、第7条第5項a号中に掲げる表明を含んで発付された令状、又は本条第5項b号i中に掲げる表明を含む証書によって更新された令状である事案

(b) 当該令状の最新の更新（あるとすれば）が、国務大臣の署名に基づく証書による更新でない事案

(5) 上級職員の署名に基づく証書には、次の各号に掲げる事項の両者が含まれていなければならない。

(a) 国際相互援助協定に基づいて、連合王国外の国又は領域の権限を有する機関が行う援助を求める要請のために更新される旨の表明

(b) 次の表明のいずれかを採用することができる旨

(i) 傍受の対象が連合王国外に居ると認められる旨の表明

(ii) 令状に関係する傍受が、連合王国外の敷地のみに関して行われる旨の表明

(6) 本条中の「関係期間」(relevant period)とは、次の各号に掲げる期間をいう。

(a) 第7条第2項a号に該当する事案において、上級職員の署名に基づいて発付された未更新の令状に関しては、令状の発付日に続く第5労働日で終了する期間

(b) 第5条第3項a号又はc号に該当する理由により更新が必要と信ずる旨の表明が付されて、国務大臣の署名に基づいて承認された証書によって最新の更新が行われた被更新令状に関しては、令状の更新日から起算して6か月の期間

(c) その他のすべての事案にあつては、令状の発付日から起算して3か月、又は更新された令状の事案において、その最新の更新日から起算して3か月の期間

## 第10条 令状及び証明書の変更

(1) 国務大臣は、次の各号の1の定めるところに従う。

(a) いつでも、傍受令状の規定を変更することができる。

(b) いつでも、第8条第4項の証明書を変更して、第5条第3項a号、b号又はc号中に掲げる事項として調査が必要と国務大臣が思料する資料を被証明資料中に含めることができる。

(2) 傍受令状の事件において、第8条第3項a号又はb号に該当する通信に当たる可能性、又は当該通信を含む可能性のある通信を特定するために、傍受令状の付属明細書に掲げる要素が重要でなくなった、と国務大臣が思料したときはいつでも、国務大臣は、当該要素の削除により当該令状を変更することをもって、国務大臣の義務とするものとする。

(3) 第8条第4項の証明書によって証明される資料に第5条第3項a号からc号までの規定中に掲げる事項として調査が必要とはされない資料が含まれている、と国務大臣が思料するときはいつでも、国務大臣は、当該証明書を変更して、被証明資料から当該資料を排除するものとする。

(4) 第5項から第8項までの規定に従うことを条件にして、令状又は証明書は、国務大臣



- 又は上級職員の署名に基づく証書による場合を除き、本条に基づいて変更してはならない。
- (5) 傍受令状の付属明細書に記載されていない部分は、次の各号の両者に該当する緊急の事案における場合を除き、上級職員の署名に基づいて変更してはならない。
- (a) 国務大臣自身が変更を明白に許可した緊急の事案
- (b) 当該事実の表明が変更証書によって承認されている緊急の事案
- (6) 第4項の規定は、次の各号の1に掲げる者の署名に基づいて傍受令状の付属明細書に記載されている部分の変更を行うことを許可するものであってはならない。
- (a) 令状の名宛人
- (b) 令状の名宛人に従属する地位を保有する者
- (7) 第8条第4項の証明書は、次の各号の1に該当する緊急の事案における場合を除き、上級職員の署名に基づいて変更してはならない。
- (a) 緊急の事案において、証明書中に含まれている規定によって、関係職員が国務大臣に代わって証明書を変更することが明白に許可されている地位を、この者が保有している場合における当該緊急の事案
- (b) 緊急の事案において、国務大臣自身が変更を明白に許可し、かつ当該事実の表明が変更証書上で承認されている場合における当該緊急の事案
- (8) 本項に従った変更が令状中に含まれている規定によって明白に許可されているときは、傍受令状の付属明細書に記載されている部分は、緊急の事案において、次の各号の1に掲げる者の署名に基づく証書によって変更することができる。
- (a) 令状の名宛人
- (b) 令状の規定中で特定することができる、令状の名宛人に従属する地位を保有する者
- (9) 次の各号の両者に該当するときは、当該変更は、当該証書の発付日に続く第5労働日の終了と同時に失効するものとする。
- (a) 令状又は証明書が国務大臣以外の者の署名に基づく証書によって変更されたとき
- (b) 第5項b号又は第7項b号の適用上の表明が、証書上で承認されたか、又は前項に基づいて変更が行われたとき
- (10) 本条の適用上、次の各号の定めるところに従い、かつ本条中の傍受令状の付属明細書に記載されていない部分及びその変更は、これに応じて解釈するものとする。
- (a) 傍受令状の付属明細書に記載されている部分は、第8条第2項の適用上、令状中に含まれている要素を特定する付属明細書中に含まれている当該令状の規定とする。
- (b) 傍受令状の付属明細書に記載されている部分の変更は、当該変更には、当該令状中への追加付属明細書の挿入が含まれる。

#### 第11条 令状の執行

- (1) 次の各号の1に掲げる者が、傍受令状を執行することができる。
- (a) 傍受令状の名宛人
- (b) (第2項に基づくと、その他に基づくとを問わず) 令状の執行を伴って、傍受令状の名宛人が自己への援助の提供を要求することができる他の者を通して活動する者か、又は当該の他の者と一緒に活動する者
- (2) 傍受令状に関して人に援助の提供を要求するために、傍受令状の名宛人は、次の各号の1の定めるところに従う。
- (a) 当該援助を提供することができる与自己が思料する者へ、当該令状の写しを送達

- することができる。
- (b) 当該令状の写しを送達することとするか、又は送達することができることとする取決めを行うことができる。
- (3) 前項に基づいて人へ送達される傍受令状の写しは、次の各号の1に掲げる者又は取決めによって許可された範囲まで、当該令状の1以上の付属明細書を省略することができる。
- (a) 当該令状の名宛人
- (b) 前項の適用上、当該令状の名宛人が行う取決め
- (4) 傍受令状の名宛人又はこの者に代わる者が当該令状の写しを次の各号の1に掲げる者へ送達したときは、(第5項に従うことを条件にして) 当該令状の名宛人又はこの者に代わる者がこれらの者へ通知を行った、当該令状を執行するためのすべての措置を講ずることをもって、これらの者の義務とするものとする。
- (a) 郵便業務を提供する者
- (b) 公的な遠隔通信業務を提供する者
- (c) 連合王国の全域又は一部に置かれている遠隔通信システムの全部又は一部を管理する、前号に該当する者以外の者
- (5) 前項によって令状を執行するための措置を講ずる義務を負担する者は、この者にとって合理的に実施可能でない措置を講ずるよう要求されてはならない。
- (6) 前項の適用上、第12条によって、又は第12条に基づいて、ある者に負担が課せられる事案において、この者にとって講ずることが合理的に実施可能な措置には、この者が自己に課せられた負担のすべてを遵守したとすれば、この者にとって講ずることが合理的に実施可能であると思料されるあらゆる措置が含まれるものとする。
- (7) 事実を認識して、第4項に基づく自己の

義務を遵守しなかった者は、罪を犯したものとし、次の各号の定めるところに従う。

- (a) 正式起訴に基づく有罪宣告により、2年以下の拘禁若しくは罰金に処し、又は両者を併科する。
- (b) 略式起訴に基づく有罪宣告により、6月以下の拘禁若しくは法定上限以下の罰金に処し、又は両者を併科する。
- (8) 令状を執行するための措置を講ずる、第4条に基づく人の義務は、国務大臣による差止命令を求める民事手続、1988年民事上級裁判所法 [1988 c.36] 第45条に基づく制定法上の義務の特別執行を求める民事手続、又はその他の適切な救済を求める民事手続によって強制することができるものとする。
- (9) 本法の適用上、傍受令状の執行援助の提供には、令状の名宛人又はこの者に代わって活動する者への、当該令状によって許可又は要求される傍受によって取得された被傍受資料、及び関係する通信データの開示が含まれる。

## 傍受の能力及び費用

### 第12条 傍受能力の維持

- (1) 国務大臣は、命令をもって、次の各号の1に掲げる者に対し、傍受令状に関して援助を提供する要求を課し、かつそれを遵守することが実施可能であることを、また実施可能であることを維持することを確保するために、課することが合理的と自己が認める負担を自己が課する旨を定めることができる。
- (a) 公的な郵便業務又は公的な遠隔通信業務を提供している者
- (b) 当該業務を提供しようとしている者
- (2) 本条に基づく命令をもって定める負担を課する国務大臣の権限は、当該命令に従って、負担に服する者に対し通知中に規定又は

- 記載することができるすべての措置を講ずるようにより要求する通知を行うことによって、行使することができるものとする。
- (3) 第11項に従うことを条件にして、前項に基づいて人に行う通知中に規定又は記載することができる措置は、関係する傍受令状に関して提供するようにこの者に要求することができる援助提供能力を、この者が実際に持っていることを確保するために必要である、と国務大臣が認める措置とする。
- (4) 何人も、公衆の構成員に対し、次の各号の1を提供し、又は提供しようとしているという理由のみによって、本条に基づく命令に従ってこの者に負担を課してはならない。
- (a) 遠隔通信業務の提供が、遠隔通信業務によって遠隔通信業務でない業務をこの者が提供する方法か、又は場合により提供する方法に過ぎない場合における当該遠隔通信業務
- (b) 遠隔通信業務の提供が、この者による遠隔通信業務でない業務の提供に必然的に付随するか、又は付随するに過ぎない場合における当該遠隔通信業務
- (5) 第6項c号による場合を除いて、第2項に基づいてある者に通知が行われたときは、この者は、本条に基づく命令中に定めることができる期間の終了に先立って、当該通知を技術諮問局へ付託することができる。
- (6) 第2項に基づいて人へ行われた通知が、前項に基づいて技術諮問局へ付託されたときは、次の各号の定めるところに従う。
- (a) c号iiに基づく通知を遵守する場合を除いて、この者が当該通知によって課せられる負担を遵守する旨の要求は、存在しないものとする。
- (b) 当該局は、付託者のために、付託された通知の技術上の要求と金銭的結果を審査し、かつこれらの事項に関する当該局の結論をこの者及び国務大臣へ報告するものとする。
- (c) 国務大臣は、当該通知に関する当該局の報告を審査した後、次の1を行うことができる。
- (i) 当該通知を撤回する。
- (ii) 変更を付して、又は付さないで、通知の効力を確信する、第2項に基づく再通知を行う。
- (7) 当該通知を遵守することをもって、第2項に基づいて通知を受けた者の義務とするものとし、かつ当該義務は、国務大臣による差止命令を求める民事手続、1988年民事上級裁判所法 [1988 c.36] 第45条に基づく制定法上の義務の特別執行を求める民事手続、又はその他の適切な救済を求める民事手続によって強制することができるものとする。
- (8) 第2項の適用上の通知には、当該通知中に規定又は記載する措置が講じられる期間として合理的である、と国務大臣が認める期間を定めなければならない。
- (9) 本条に基づく命令を定めるに先立って、国務大臣は、自己が適切と思料する次の各号に掲げる者のすべてと協議するものとする。
- (a) 命令で定める負担に服するものと思われる、と国務大臣が認める者
- (b) 技術諮問局
- (c) a号に該当する者を代理する者
- (d) 前号に該当する者に関して制定法上の職務を有する者
- (10) 本条に基づく命令の草案が未だ議会に提出されておらず、かつ各院の決議によって承認されなかったときは、国務大臣は、本条に基づく命令を下してはならない。
- (11) 本条の適用上、ある者が関係する傍受令状に関して援助を提供する能力を実際に持っているか否かの問題には、国務大臣が次の各号のすべてについて必要と思料するすべての

取決めを行ったか否が含まれるものとするが、命令を定めるために、又は負担を課するために、国務大臣が本条に基づいてc号に定める目的のためにどのような取決めを必要と  
思料するかを決定するに先立って、国務大臣は、通信傍受委員と協議するものとする。

- (a) 被傍受資料の開示について
- (b) 当該援助の提供及び提供に関係する事項に関して、安全と機密が保持されることを確保するために
- (c) 通信傍受委員の本章に関する職務の執行を容易にするために

(12) 本条中の「関係する傍受令状」(relevant interception warrant)とは、次の各号に掲げる傍受令状をいう。

- (a) 公的な郵便業務を提供する者に関しては、当該業務による通信の伝送の過程における、通信の傍受に関係する傍受令状
- (b) 公的な遠隔通信業務の提供に関しては、当該業務のために用いる遠隔通信システムによる通信の伝送の過程における、通信の傍受に関係する傍受令状

### 第13条 技術諮問局

- (1) 国務大臣が命令をもって定めることができる人数の、自己が任命する者で構成する技術諮問局が、設置されるものとする。
- (2) 技術諮問局の構成員を定める命令はまた、次の各号に該当する事項のすべてを保証するために予測される規定を定めなければならない。
  - (a) 技術諮問局の構成員には、第12条に基づいて負担が課せられる者の利益を有効に主張すると思われる者が含まれること
  - (b) 当該局の構成員には、傍受令状の申請を行うことができる者又はこの者に代わって傍受令状を申請することができる者の利益を有効に主張すると思われる者が含まれること

ること

(c) 国務大臣が適切と思料するその他の者(いとすれば)を、当該局の構成員に任命することができること

(d) a号に定める利益の主張とb号に定める利益の主張の間のバランスをとるよう  
に、当該局を構成すること

(3) 本条に基づく命令の草案が未だ議会へ提出されておらず、かつ各院の決議によって承認されなかったときは、国務大臣は、当該命令を下してはならない。

### 第14条 傍受費用の付与

(1) 次の各号の1に掲げる業務を提供する者が、この者の事案の状況において、第2項に掲げる事項の結果、この者によって生じた費用か、又は生じたと思われる費用への公正な分担金に該当する分担金を受け取ることを確保するために必要な取決めが有効であることを保証することをもって、国務大臣の義務とするものとする。

- (a) 郵便業務
- (b) 遠隔通信業務

(2) 前項中の、第2項に掲げる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (a) 郵便業務を提供する者に関しては、当該郵便業務によって伝送される通信に係る傍受令状の発付
- (b) 遠隔通信業務を提供する者に関しては、当該業務のために用いる遠隔通信システムによって伝送される通信に係る傍受令状の発付
- (c) 前2号に掲げた者に関しては、これらの者に第12条に基づく命令によって定めた負担を課すること

(3) 郵便業務又は遠隔通信業務を提供する者が、本条に基づく義務を遵守するために、国務大臣は、議会が定める金額から支払いを行

う取決めを定めることができる。

### 被傍受資料等の使用の制限

#### 第15条 一般予防策

- (1) 第6項に従うことを条件にして、すべての傍受令状に関して、次の各号に掲げる事項の両者を確保するために必要である、と国務大臣が思料する取決めが有効であることを保証することをもって、国務大臣の義務とするものとする。
  - (a) 被傍受資料及び関係する通信データに関して、第2項及び第3項の要求が満たされていること
  - (b) 第8条第4項の証明書が存在する令状の場合にあっては、第16条の要求も満たされていること
- (2) 被傍受資料及び関係する通信データに関して、次の各号のすべての、許可された目的のために必要な最低数が限定されているときは、前項a号中の、第2項の要求が満たされているものとする。
  - (a) 当該資料又はデータが開示され、その他利用される人の数
  - (b) 当該資料又はデータが開示され、その他利用される範囲
  - (c) 当該資料又はデータの写しが作成される範囲
  - (d) 作成される写しの数
- (3) 被傍受資料及び関係する通信データに関して、当該資料又はデータの作成された各写しが（早期に破棄されなかった場合において）許可された目的のために必要なものとしてそれを保存するための理由が存在しなくなったときに速やかに破棄されるときは、第1項a号中の、第3項の要求が満たされているものとする。
- (4) 次の各号の1に該当するとき、及びその

場合に限って、本条の適用上、ある事項が許可された目的のために必要であるものとする。

- (a) ある事項が第5条第3項に掲げる事項として引き続き必要であるか、又は必要となると思われるとき
- (b) 国務大臣の本章に基づく職務の執行を容易にするために、ある事項が必要であるとき
- (c) 通信傍受委員又は行政審判所の本章に関する職務の執行を容易にするために、ある事項が必要であるとき
- (d) 刑事訴追を行う者が訴追の公正を確保する目的で、自己の義務によって自己に何が要求されるかを決定するために必要な情報を持つことを保証するために、ある事項が必要であるとき
- (e) 1958年公的記録法 [1958 c.51] 又は1923年公的記録法（北アイルランド） [1923 c.20 (N.I.)] によって人に課せられた義務の履行のために、ある事項が必要であるとき
- (5) 被傍受資料又は関係する通信データに関して、第2項の要求が満たされていることを確保するために、本条に基づいて当分の間有効な取決めには、作成された当該資料又はデータのすべての写しが確実な方法で保存される間、蓄積されることを確保するために、国務大臣が必要と思料する取決めが含まなければならない。
- (6) 傍受令状に関して、第1項の適用上行われる取決めは、次の各号の定めるところに従う。
  - (a) 連合王国外の国又は領域の機関へ占有が移転される被傍受資料又は関係する通信データに關係する限りにおいて、第2項及び第3項の要求が満たされていることを確保するように要求されてはならないが、

- (b) 当該令状のすべての事案において、第7項の要求が満たされている場合に限って、被傍受資料及びデータ並びに当該資料又はデータの写しの占有が、連合王国外の国又は領域の機関へ移転される旨を確保するように要求されるものとする。
- (7) 令状の事案において、国務大臣が次の各号の両者に該当する事項を認めたときは、前項b号中の、第7項の要求が満たされているものとする。
- (a) 占有が当該機関へ移転される被傍受資料若しくは関係する通信データ又はこれらの写しに関して、第2項及び第3項の要求に相当する要求が、国務大臣の適切と思料する範囲（あるとすれば）まで適用されること
- (b) 連合王国外の手続のために、又は当該手続に関連して、第17条によって連合王国においては行うことができない開示を行った結果、生ずると思料される事項を行うことを、国務大臣が適切と思料する範囲まで（あるとすれば）阻止する制限が有効であること
- (8) 被傍受令状又は関係する通信データに関して、本条中の「写し」(copy)とは、(文書形態の如何を問わず) 次の各号の両者をいい、「写しが作成された」(copied)は、これに応じて解釈するものとする。
- (a) それ自体が傍受から得られたものと特定される資料又はデータの写し、抄録又は概要
- (b) 被傍受資料の受信者若しくは発信者、又は通信データに関係した者の身分の記録に該当する、傍受に関する記録

#### 第16条 証明書付きの令状の事案における特別予防策

- (1) 前条の適用上、第8条第4項の証明書が

存在する令状の事案において、前条第1項b号中の、第16条の要求は、当該令状によって次の各号の両者に該当する範囲にのみ被傍受資料を利用することができることになる者が、被傍受資料を解読し、閲覧し、又は聴取することとする。

- (a) 被傍受資料が、第5条第3項a号、b号又はc号に掲げる事項として調査が必要な資料と証明された範囲
- (b) 被傍受資料が第2項に該当する範囲
- (2) 第3項及び第4項に従うことを条件にして、被傍受資料が、次の各号の両者に該当する要素に従う場合を除いて、解読、閲覧又は聴取されるために選択される限りにおいてのみ、被傍受資料が第2項に該当する。
- (a) 当分の間、イギリス諸島に居ることが判明している者に帰属させることができる要素
- (b) その目的として、又はその目的の1として、この者が送信した通信又はこの者に宛てた通信に含まれている資料を特定する要素
- (3) 次の各号の両者に該当するときは、被傍受資料が前項a号及びb号に定める要素によって選択された場合であっても、被傍受資料は、第2項に該当する。
- (a) 第8条第4項の適用上、イギリス諸島に居ることが判明している者に帰属させることができる要素に従って選択された資料の調査が、第5条第3項a号、b号又はc号中に掲げる事項として必要であることが、国務大臣によって証明されたとき
- (b) 当該資料が、当該証明書中に定めた3か月以下の期間中に送信された通信のみに関係しているとき
- (4) 次の各号の1に該当するときは、被傍受資料が第2項a号及びb号中に掲げる要素によって選択された場合であっても、被傍受

資料は、第2項に該当する。

- (a) 合理的な理由により、その状況が当該資料が同項に該当するような状況である、と当該令状の名宛人が信じたとき
  - (b) 当該資料の選択に関して、第5項に定める条件が満たされているとき
- (5) 次の各号のすべてに該当するときは、被傍受資料の選択に関して、前項b号中の、第5項に定める条件が満たされているものとする。
- (a) 前項b号の規定がなかったとすれば、被傍受資料が第2項に該当することが阻止されてしまうような重要な状況の変更があった、と令状の名宛人が認めたとき
  - (b) 令状の名宛人が重要な状況の変更を最初に認めた後に、上級職員が当該資料を解読、閲覧又は聴取する許可書を提示したとき
  - (c) 令状の名宛人が重要な状況の変更を最初に認めた日の後、第1労働日の終了前に、選択がなされたとき

#### 第17条 証拠等の法的手続からの排除

- (1) 第18条に従うことを条件にして、(すべての方法により) 法的手続において、当該手続のために、又は当該手続に関連して、次の各号の1に該当する証拠の提示、尋問、主張若しくは開示、又はその他の行為が行われてはならない。
- (a) 第2項に該当する事項の中にこれらの行為の発端を推論することができる状況において、傍受された通信又は関係する通信データの内容を開示する証拠
  - (b) (当該開示とは別に) 第2項に該当する事項が生じたか、生ずるおそれがあったか、又は生じようとしていることを提示しようとする証拠
- (2) 前項a号中の、第2項に該当する事項

は、次のとおりとする。

- (a) 第3項に該当する者による、本法第1条第1項若しくは第2項に基づく罪、又は1985年通信傍受法 [1985 c.56] 第1条に基づく罪に該当したか、又は該当すると思料される行為
  - (b) 国務大臣による、本法第1条第4項に基づく自己の義務の違反
  - (c) 傍受令状又は1985年通信傍受法 [1985 c.56] に基づく令状の発付
  - (d) 人による、傍受令状又は1985年通信傍受法に基づく令状を求める申請
  - (e) 人に対する、傍受令状の執行に援助を提供する要求の負課
- (3) 前項a号中の、第3項に該当する者とは、次の各号に掲げる者のすべてをいう。
- (a) 本章に基づく令状の名宛人
  - (b) 官吏の官職を保有する者
  - (c) 国家刑事情報局の構成員
  - (d) 国家犯罪対策班の構成員
  - (e) 警察が雇用した者又は警察のために雇用された者
  - (f) 郵便業務を提供する者又は当該業務を提供するビジネスのために雇用された者
  - (g) 公的な遠隔通信業務を提供する者又は当該業務を提供するビジネスのために雇用された者
- (4) 本条中の「傍受された通信」(intercepted communication) とは、郵便業務又は遠隔通信システムによる通信の伝送の過程で傍受された通信をいう。

#### 第18条 第17条の例外

- (1) 次の各号の1に関して、第17条第1項の規定を適用してはならない。
- (a) 関係する罪のための手続
  - (b) 第11条第8項に基づく民事手続
  - (c) 行政審判所の手続

- (d) 第67条第8項に基づく命令をもって規定を定めた上訴又は審査に関する手続
  - (e) 特別入国上訴委員会の手続又は当該委員会の手続から生ずる手続
  - (f) 禁止組織上訴委員会の手続又は当該委員会の手続から生ずる手続
- (2) 前項の規定は、e号又はf号によって、次の各号に掲げる者に事項の開示を許可するものであってはならない。
- (a) e号に該当する手続の事案にあっては、次の1に掲げる者
    - (i) 特別入国上訴委員会へ上訴した者
    - (ii) 当該手続のために（ただし1977年特別入国委員会法 [1977 c.68] 第6条に基づく任命による場合を除く）、当該上訴人を代理する者
  - (b) f号に該当する手続の事案にあっては、次の1に掲げる者
    - (i) 禁止組織上訴委員会へ上訴した者
    - (ii) 関係する組織（上訴した者と異なる場合）
    - (iii) 当該組織に代わって該当する手続を行うために、2000年テロリズム法 [2000 c.11] 附則3第6条に基づいて指名された者
    - (iv) 当該手続のために（ただし同附則第7条に基づく任命による場合を除く）、当該上訴人又は当該組織を代理する者
- (3) 第17条第1項の規定は、本法第1条第1項若しくは第2項、第11条第7項若しくは第19条又は1985年通信傍受法 [1985 c.56] 第1条に基づく罪を構成する行為に基づく解雇の公正又は不公正に関係する法的手続の中で、当該手続のために、又は当該手続に関連して、何らかの事項を行うことを禁止するものであってはならない。
- (4) 第17条第1項a号の規定は、当該通信の傍受が第1条第5項c号、第3条又は第4条によって合法であったときは、通信の内容の開示を禁止するものであってはならない。
- (5) 前項によって開示が許可されたことに基づいて開示が行われるように提案されたか、又は行われたときは、第17条第1項の規定は、当該開示が許可されるか否か、又は許可されたか否かの問題に関係する法的手続の中で、又は当該手続のために、何らかの事項を行うことを禁止するものであってはならない。
- (6) 第17条第1項b号の規定は、ある者が本法第1条第1項若しくは第2項、第11条第7項若しくは第19条、又は1985年通信傍受法第1条に基づく罪により有罪宣告されることになった者の行為を開示する何らかの事項を行うことを禁止するものであってはならない。
- (7) 第17条第1項の規定は、次の各号の1に該当する開示に限定された開示のために、引き続き利用することができる情報の開示を禁止するものであってはならない。
- (a) 刑事訴追を行う者の、当該訴追の公正を確保する自己の義務によって自己に何が要求されるかを、この者が決定することを可能にすることのみのための、この者への開示
  - (b) 関係する裁判官が自己のみに開示を行うように命じた事案における、当該裁判官への開示
- (8) 特別の事案状況により、司法の利益において開示が必須である、と関係する裁判官が確信した場合を除いて、当該裁判官は、前項b号に基づく開示を命じてはならない。
- (9) 第10項に従うことを条件にして、刑事手続において、次の各号の両者に該当するときは、関係する裁判官は、訴追を行う者に対し、当該手続のために、自己が司法の利益において必須であると思料する事実を許可する旨を指示することができる。



- (a) 関係する裁判官が第7項b号に基づく開示を命ずるとき
- (b) 当該開示の結果、関係する裁判官が、訴追を行う者に対し開示を要求する特別の状況があるとの見解に至ったとき
- (10) 前項に基づく指示は、第17条第1項に違反して何らかの事実を許可し、又は要求するものであってはならない。
- (11) 本条中の「関係する裁判官」(a relevant judge) とは、次の各号の1に掲げる者をいう。
- (a) 高等法院若しくは刑事法院の裁判官又は巡回裁判官
- (b) 刑事上級裁判所の裁判官又は執行官
- (c) 軍法会議に関しては、1955年陸軍法 [1955 c.18] 第84条B、1955年空軍法 [1955 c.19] 第84条B又は1957年海軍規律法 [1957 c.53] 第53条Bに基づいて、当該軍法会議に関して任命された法務官
- (d) a号又はb号に該当する裁判官の裁判権を行使する資格がある司法官職を保有する者
- (12) 本条中の「関係する罪」(a relevant offence) とは、次の各号のすべてに該当する罪をいう。
- (a) 本法の規定に基づく罪
- (b) 1985年通信傍受法 [1985 c.56] 第1条に基づく罪
- (c) 1949年無線電信法 [1949 c.54] 第5条に基づく罪
- (d) 1863年電信法 [1963 c.112] 第45条、1868年電信法 [1968 c.110] 第20条又は1953年郵便局法 [1953 c.36] 第58条に基づく罪
- (e) 1984年遠隔通信法 [1984 c.12] 第45条に基づく罪
- (f) 1989年国家秘密法 [1989 c.6] 第4条第3項a号に掲げる情報、文書又は物品
- に関する、同法第4条に基づく罪
- (g) 傍受された通信又は関係する通信データの内容に組み入れるか、若しくは関係するか、又は本法第17条第1項b号に定める行為として提示しようとするスケッチ、計画、モデル、物品、ノート、文書又は情報に関する、1911年国家秘密法 [1911 c.28] 第1条又は第2条に基づく罪
- (h) 本条第1項又は第3項に掲げる手続の過程で犯した偽証の罪
- (i) 前各号に該当する罪の未遂、共同謀議、教唆、幫助、助言又は周旋
- (j) 本条第1項又は第3項に掲げる手続の過程で、又は当該手続に関して犯した法廷侮辱の罪
- (13) 前項中の「傍受された通信」(intercepted communication) は、第17条における同一の意味を有する。

#### 第19条 無許可開示の罪

- (1) 傍受令状が発付され、又は更新されたときは、第3項に掲げる事項のすべてを秘密保持することをもって、第2項に該当するすべての者の義務とするものとする。
- (2) 前項中の、第2項に該当する者は、次のとおりとする。
- (a) 第6条第2項に掲げる者
- (b) 官吏の官職を保有するすべての者
- (c) 国家刑事情報局のすべての構成員
- (d) 国家犯罪対策班のすべての構成員
- (e) 警察が雇用した者又は警察のために雇用された者のすべて
- (f) 郵便業務を提供する者又は当該業務を提供するビジネスのために雇用された者
- (g) 公的な遠隔通信業務を提供する者又は当該業務を提供するビジネスのために雇用された者
- (3) 第1項中の、第3項に掲げる事項は、次

- のとおりとする。
- (a) 当該令状の存在及び内容並びに当該令状に関する第8条第4項の証明書の存在及び内容
  - (b) 当該令状の発付の内容及び当該令状又は当該証明書の更新又は変更の内容
  - (c) 当該令状の執行に援助を提供する要求の存在及び内容
  - (d) 当該令状を遵守して、又は当該要求を遵守して講ぜられた措置
  - (e) 関係する通信データを含む、被傍受資料中の事項
- (4) 本条に基づいて自己に秘密保持が要求された事項を他人へ開示した者は、罪を犯したものとし、次の各号の定めるところに従う。
- (a) 正式起訴に基づく有罪宣告により、5年以下の拘禁若しくは罰金に処し、又は両者を併科する。
  - (b) 略式起訴に基づく有罪宣告により、6月以下の拘禁若しくは法定上限以下の罰金に処し、又は両者を併科する。
- (5) 開示に関して、本条に基づく罪の対人手続において、この者が開示された資料を最初に知った後に、開示を阻止する措置を講ずることを自己に合理的に期待することができなかつたことを、この者が立証することをもって、抗弁とするものとする。
- (6) 開示に関して、本条に基づく罪の対人手続において、この者が次の各号に該当する事項のすべてを立証することをもって、抗弁とするものとする。
- (a) 弁護士による、本人の依頼人への、本節の規定の効力に関する助言の提供に関連して、当該弁護士が開示し、又は当該弁護士へ開示されたこと
  - (b) 開示された者、又は場合により開示した者が、依頼人又は依頼人の代理人であったこと

- (7) 開示に関して、本条に基づく罪の対人手続において、弁護士が次の各号の両者において開示したことをこの者が立証することをもって、抗弁とするものとする。
- (a) 法的手続を予測して、又は法的手続と関連して
  - (b) 法的手続のために
- (8) 犯罪目的を促進する意図をもって行われた開示の事案にあつては、第6項の規定も前項の規定も適用しない。
- (9) 開示に関して、本条に基づく罪の対人手続において、開示が通信傍受委員に対して行った開示に限定されたこと、又は次の各号の1によって許可された開示であつたことをこの者が立証することをもって、抗弁とするものとする。
- (a) 通信傍受委員
  - (b) 当該令状又は当該令状の名宛人若しくは名宛人であつた者
  - (c) 援助を提供する要求の条件
  - (d) 第11条第9項

## 第1節の解釈

### 第20条 第1節の解釈

本節において

第8条第4項の証明書に関して、「証明された」(certified)とは、調査が必要であると国務大臣が思料する種類の資料として、その種類について証明書によって証明されたことをいう。

「外部通信」(external communication)とは、イギリス諸島外へ送信された通信又はイギリス諸島外で受信された通信をいう。

傍受令状に関して、「被傍受資料」(intercepted material)とは、当該令状に係る傍受によって傍受された通信の内容をいう。

傍受令状に関して、「傍受の対象」(interception subject)とは、当該令状に係る傍受によって通信の情報が求められる者をいう。

「国際相互援助協定」(international mutual assistance agreement)とは、第1条第4項の適用上指定された国際協定をいう。

郵便業務又は遠隔通信システムによる伝送の過程で傍受された通信に関して、「関係する通信データ」(related communication data)とは、次の各号に掲げた(本章第2節の意味の枠内における)通信データをいう。

- (a) 当該傍受によって、又は当該傍受に関連して取得された通信データ
- (b) 当該通信に係る通信データ、又は当該通信の送信者、受信者若しくは想定受信者に関する通信データ

「第8条第4項の証明書」(section 8(4) certificate)とは、第8条第4項の適用上発付された証明書をいう。

## 第2節 通信データの獲得及び開示

### 第21条 通信データの合法的獲得及び開示

- (1) 本節の規定は、次の各号の両者に適用する。
  - (a) 郵便業務又は遠隔通信システムによる通信の伝送の過程における通信の傍受中に含まれる行為を除く、通信データの取得のための当該業務又はシステムに関する行為
  - (b) 通信データの人への開示
- (2) 次の各号の両者に該当するときは、本節の規定が適用される行為は、すべての規定の適用上合法とするものとする。
  - (a) 本節の規定が適用される行為が、本節に基づいて付与された許可、又は行われた通知によって、人が従事することの許可又は要求される行為であるとき
  - (b) 当該行為が、当該許可又は要求に従った行為又はこれを遵守した行為であるとき
- (3) 何人も、次の各号の両者に該当する自己の行為について、民事責任に服さないものとする。
  - (a) 前項によって合法的な行為に付随する自己の行為
  - (b) それ自体、関係する制定法・制定法規に基づいて許可又は令状を付与することができる行為でない場合において、関係する事案にあって許可又は令状を求めることが合理的に期待されると思料される自己の行為
- (4) 本節中の「通信データ」(communication data)とは、次の各号に掲げるトラフィックデータ又は情報をいう。
  - (a) 郵便業務又は遠隔通信システムによって通信を伝送するか、又は伝送することができる場合における当該業務又はシステムのために(送信者によると、その他によるとを問わず)通信に含まれるトラフィックデータ又は通信に付随するトラフィックデータ
  - (b) (前号に該当する情報とは別に)通信の内容を含まず、かつ次の各号の1に掲げる業務又はシステムの人による利用に関する情報
    - (i) 郵便業務又は遠隔通信業務
    - (ii) 遠隔通信業務の人への提供又は当該業務の人による利用に関連する、遠隔通信システム
  - (c) 郵便業務又は遠隔通信業務が提供される者に関して、当該業務を提供する者が保有又は取得する、a号又は前号に該当しない情報
- (5) 本条中の「関係する制定法・制定法規」

(relevant enactment) とは、次の各号の 1 に掲げる制定法・制定法規をいう。

- (a) 本法中に含まれる制定法・制定法規
- (b) 1994年情報機関法 [1994 c.13] 第 5 条 (情報機関のための令状)
- (c) 1997年警察法 [1997 c.50] 第 3 章 (警察及び関税吏の権限) 中に含まれる制定法・制定法規

(6) 通信に関して、本条中の「トラフィックデータ」(traffic data) とは、次の各号に掲げるデータのすべてをいうが、この文言には、コンピューターファイル又はコンピュータープログラムが蓄積されている装置によって当該ファイル又はプログラムが特定される範囲にのみ、当該通信によって取得又は処理される当該ファイル又はプログラムのアクセスを特定するデータが含まれる。

- (a) 通信を伝送し、又は伝送することができる送信先又は発信源たる人、装置又は場所を特定し、又は特定することを目的とするデータ
- (b) 通信を伝送し、又は伝送することができる装置を特定若しくは選択し、又は特定若しくは選択することを目的とするデータ
- (c) 通信の伝送 (の全部又は一部) を有効にする遠隔通信システムのために使用する装置を作動させるための信号を含むデータ
- (d) 当該データ又はその他のデータを、特定の通信の中に含まれるデータ又は当該通信に付随するデータとして特定するデータ

(7) 本条において、次の各号の定めるところに従うものとし、かつ郵便物に関して、本条中の「データ」(data) とは、郵便物の外側に記載された事項をいう。

- (a) 装置を作動させるための信号を含むトラフィックデータに関して、通信を伝送し、又は伝送することができる遠隔通信システムには、当該装置が内蔵されている遠

隔通信システムが含まれる。

- (b) 通信に付随するトラフィックデータには、論理的に相互に関連するデータ及び通信が含まれる。

## 第22条 通信データの取得及び開示

(1) 第 2 項に該当する理由により通信データを取得することが必要である、と本節の適用上指名された者が信じたときは、本条の規定を適用する。

(2) 次の各号の 1 により通信データを取得することが必要であるときは、前項中の、第 2 項に該当する理由により通信データを取得することが必要であるものとする。

- (a) 国家の安全のため
- (b) 罪を予防若しくは探知するため、又は秩序違反を阻止するため
- (c) 連合王国の経済的繁栄のため
- (d) 公共の安全のため
- (e) 公衆衛生を保護するため
- (f) 政府部局へ支払うべき租税、関税、割当金その他の課税、分担金又は負担金を査定又は徴収するため
- (g) 非常の際に、死亡、傷害若しくは人の身体的若しくは精神的健康への危害を阻止するため、又は障害若しくは人の身体的若しくは精神的健康への危害を軽減するため
- (h) 国務大臣が下した命令をもって、本条の適用上定めた (a 号から前号までの規定に該当しない) 目的のため

(3) 第 5 項に従うことを条件にして、指定された者は、指定された者と同一の関係公的機関の官職、階級又は地位を保有している者が本節の規定を適用する行為に従事する許可を付与することができる。

(4) 第 5 項に従うことを条件にして、郵便又は遠隔通信の管理者が通信データを占有しているか、占有することができる、若しくは取

- 得することができる、と指定された者が認めるときは、指定された者は、郵便又は遠隔通信の管理者に対し、この者への通知をもって、次の各号に掲げる行為の両者を要求することができる。
- (a) 当該管理者が未だ当該データを占有していないときは、当該データを取得すること
  - (b) すべての事案において、当該管理者が占有するデータ又はその後取得したデータのすべてを開示すること
- (5) 第3項に基づく許可又は第4項に基づく通知をもって許可又は要求される行為により関係するデータを取得することが、当該データを取得することによって達成することが求められる事項に見合っていない、と指定された者が信じたときは、指定された者は、当該許可を付与し、又は当該通知を行ってはならない。
- (6) 第4項に基づいて郵便又は遠隔通信の管理者へ行った通知の要求を遵守することをもって、当該管理者の義務とするものとする。
- (7) 前項により義務を負担する者は、自己の負担が合理的に実施可能でない義務を遵守してある事項を行うように要求されてはならない。
- (8) 第6項によって課せられる義務は、国務大臣による差止命令を求める民事手続、1988年民事上級裁判所法 [1988 c.36] 第45条に基づく制定法上の義務の特別執行を求める民事手続又はその他の適切な救済を求める民事手続によって強制することができるものとする。
- (9) 第2項h号に基づく命令の草案が未だ議会で提出されておらず、かつ各院の決議によって承認されなかったときは、国務大臣は、当該命令を下してはならない。

### 第23条 許可及び通信の形式及び期間

- (1) 前条第3項に基づく許可は、次の各号の定めるところに従う。
- (a) 書面によって、又は（書面によらないときは）許可が付与された旨の記録を明示する方法によって付与されなければならない。
  - (b) 本節の規定が適用される、許可された行為、及び当該行為が許可されることになる通信データを記載しなければならない。
  - (c) 当該許可が付与されることになる、第22条第2項に該当する事項を定めなければならない。
  - (d) 当該許可を付与する者が保有する官職、階級又は地位を定めなければならない。
- (2) 通信データが開示されること、及び取得され、又は開示されることを要求する、第22条第4項に基づく通知は、次の各号の定めるところに従う。
- (a) 書面によって、又は（書面によらないときは）通知が行われた旨の記録を明示する方法によって行われなければならない。
  - (b) 当該通知に基づいて取得又は開示される通信データを記載しなければならない。
  - (c) 当該許可が付与されることになる、第22条第2項に該当する事項を定めなければならない。
  - (d) 当該通知を行う者が保有する官職、階級又は地位を定めなければならない。
  - (e) 当該通知によって要求される開示が行われる方法を定めなければならない。
- (3) 第22条第4項に基づく通知によって、次の各号の1に掲げる者以外の者へのデータの開示を要求してはならないが、b号の適用上、その者が当該通知を行う者と同一の公的機関の官職、階級又は地位を保有していないときは、その者を定め、その他特定してはな

らない。

- (a) 当該通知を行った者
  - (b) 当該通知の規定中に定めることができるその他の者、その他当該通知の規定によって、若しくは当該通知の規定に従って特定することができるその他の者
- (4) 第22条3項に基づく許可又は第22条第4項に基づく通知は、次の各号の定めるところに従う。
- (a) 当該許可が付与され、又は当該通知が行われた日から起算して1か月の期間の終了後にデータが取得されることを許可又は要求するものであってはならない。
  - (b) 通知の事案において、当該期間の終了後に、当該期間中のある時点に郵便管理者又は遠隔通信管理者が占有又は取得していないデータの開示を許可又は要求するものであってはならない。
- (5) 第22条3項に基づく許可又は第22条第4項に基づく通知は、(前項又は第7項に従って)当該許可又は通知に適用される1か月の期間の終了に先立って、いつでも更新することができる。
- (6) 第22条3項に基づく許可の更新又は第22条第4項に基づく通知の更新は、本条に従って、再度の許可又は通知を付与し、又は行うことによるものとする。
- (7) 更新された許可又は更新通知に関して、第4項の規定は、更新の時点に進行している許可又は通信に適用することができる1か月の期間の終了までに、第4項中に定める1か月の期間が開始していなかったものとして効力を有する。
- (8) 第22条第4項に基づいて通知を行った者が、次の各号の1に該当する事項を確信したときは、この者は、当該通信を取り消すものとする。
- (a) 当該通知の要求が遵守されることが、

第22条第2項に該当する理由により必要でなくなったこと

- (b) 当該通知によって要求される行為が、当該通知に係る通信データを取得することによって達成することが求められる事項に見合っていないこと
- (9) 国務大臣は、前項によって課せられる義務を履行することができなくなった者に、当該義務が課せられる事案において、規則をもって、当該義務を履行すべき者を定めることができ、また本項に基づく規則をもって、当該義務が課せられる者を当該規則に従って任命された者とする旨を定めることができる。

#### 第24条 支払いを求める取決め

- (1) 国務大臣が適切と思料する事案において、第22条第4項に基づく通知を遵守するに当たって郵便管理者又は遠隔通信管理者によって生じた費用をこれらの者に適切に分担させることを要求又は許可することが適切である、と自己が思料する取決めが有効である旨を保証することをもって、国務大臣の義務とするものとする。
- (2) 国務大臣は、本条に基づく自己の義務を遵守するために、議会が定める金額から支払いを行う取決めを定めることができる。

#### 第25条 第2節の解釈

- (1) 本節において
- 「通信データ」(communications data)は、第21条第4項によって付与される意味を有する。
- 「指名された」(designated)は、第2項に従って解釈するものとする。
- 「郵便管理者又は遠隔通信管理者」(postal or telecommunications operator)とは、郵便業務又は遠隔通信業務を提供する

者をいう。

「関係公的機関」(relevant public authority)とは、(第4項に従うことを条件にして)次に掲げる機関をいう。

- (a) 警察
  - (b) 国家刑事情報局
  - (c) 国家犯罪対策班
  - (d) 関税及び消費税庁委員
  - (e) 内国歳入庁委員
  - (f) 情報機関
  - (g) 本項の適用上、国務大臣が下す命令をもって定めることができる、a号から前号までに該当しない公的機関
- (2) 第3項に従うことを条件にして、本節の適用上指名された者は、本項の適用上国務大臣が下す命令をもって定める、関係公的機関の官職、階級又は地位を保有する者とする。
- (3) 国務大臣は、命令をもって、次の各号の両者に対し制限を課することができる。
- (a) 所定の公的機関の官職、階級又は地位を保有する者が付与し、又は行うことができる、本節に基づく許可又は通知
  - (b) この者が許可を付与し、又は通知を行うことができる状況又は目的
- (4) 国務大臣は、本節の適用上、当分の間、関係公的機関に該当する者のリストからある者を排除することができる。
- (5) 本節の適用上、当分の間関係公的機関に該当する者のリストにある者を追加する本条に基づく命令の草案が未だ議会に提出されておらず、かつ各院の決議によって承認されなかったときは、国務大臣は、当該命令を下してはならない。

## 第2章 監視及び内密の人的情報源

### 序則

#### 第26条 第2章の規定を適用する行為

- (1) 本章の規定は、次の各号に掲げる行為のすべてに適用する。
- (a) 指示監視
  - (b) 立入り監視
  - (c) 内密の人的情報源の行為及びその使用
- (2) 第6項に従うことを条件にして、監視が内密のものであるが、立入り監視ではなく、かつ次の各号のすべてについて行われるときは、当該監視は、本章の適用上指示監視とする。
- (a) 特別調査又は特別管理のため
  - (b) (当該調査又は管理のために特別に特定された者であると否とを問わず)人に関する私的な情報を取得することになるおそれのある方法で
  - (c) その性質上、当該監視を行うために本章に基づく許可を求めることが合理的に実施不可能な、事案又は状況に対する直接対応による方法以外の方法で
- (3) 第4項から第6項までの規定に従うことを条件にして、監視が次の各号の両者に該当する内密の監視であるとき、及びその場合に限って、本章の適用上、当該監視は、侵入監視とする。
- (a) 居住用敷地上、又は私用車両内で行われる行為に関して行われる内密の監視
  - (b) 当該敷地上、若しくは当該車両内に人が現在することを含む内密の監視、又は監視装置によって行われる内密の監視
- (4) 本章の適用上、次の各号の1に該当する範囲までは、当該監視は、立入り監視としない。
- (a) 監視が、主として、車両の場所に関する

- る情報を提供するために設計又は改良された監視装置のみによって行われる範囲
- (b) 監視が、第48条第4項に該当する通信の傍受を含む監視である範囲
- (5) 監視装置が、居住用敷地上、又は私用車両内に現にある装置から取得することが期待されると同一の、性質及び内容の情報を恒常的に提供する装置でないときは、本章の適用上、次の各号に該当する監視は、立入り監視としない。
- (a) 居住用敷地上、又は私用車両内で行われる行為に関して、監視装置によって行われる監視であるが、
- (b) 当該敷地上、又は当該車両内にある装置を用いないで行われる監視
- (6) 本章の適用上、次の各号の両者に該当する監視は、指示監視でも立入り監視でもない。
- (a) (1949年無線電信法 [1949 c.54] 第1条の意味の枠内における) テレビ受像機の居住用敷地内又はその他の敷地内における設置及び使用を探知するために設計又は改良された装置によって行われた監視
- (b) 専ら当該目的のために、これらの敷地外から行われる監視
- (7) 本章において
- (a) 内密の人的情報源の行為とは、第8項a号からc号までの規定に該当する情報源の行為、又はこれらの号に該当する事項に付随する情報源の行為をいう。
- (b) 内密の人的情報源の使用には、ある者を当該情報源の行為に従事するように、又は当該情報源の行為によって情報を取得するように誘導し、要求し、又は援助することが含まれる。
- (8) 何人も、次の各号の1に該当するときは、本章の適用上、この者を内密の人的情報源とする。
- (a) b号又はc号に該当するある事項を容易にする内密の目的のために、人との人的関係又はその他の関係を設定又は維持したとき
- (b) 情報を取得するため、又は情報へのアクセスを他人に提供するために、当該関係を内密に利用したとき
- (c) 当該関係の利用によって、又は当該関係の存在の結果として取得した情報を内密に開示したとき
- (9) 本条の適用上
- (a) 監視の対象になっている者が、監視の行われていること、又は行われているおそれがあることに気づかないことを保証することが予測される方法で、当該監視が行われたとき、及びその場合に限って、当該監視は、内密の監視とする。
- (b) 人的関係又はその他の関係の一方の当事者が当該目的に気づかないことを保証することが予測される方法で、当該関係が結ばれているとき、及びその場合に限って、当該関係の設定又は維持に関して、当該目的は、内密の目的とする。
- (c) 当該関係の当事者の一方が、関係の利用されること又は情報の開示されることに気づかないことを保証することが予測される方法で、当該関係が利用され、又は場合により開示されたとき、及びその場合に限って、当該関係は、内密に利用された関係とし、かつ前項c号中に掲げたものとして取得された情報は、内密に開示された情報とする。
- (10) 人に関して、本条中の「私的な情報」(private information)には、その者の私生活又は家庭生活に関する情報が含まれる。
- (11) 車両に関して、本条中の、監視装置が当該車両内にあるという文言には、当該装置が当該車両上又は当該車両下に置かれているこ



とが含まれ、また当該監視装置が当該車両に取り付けられていることも含まれる。

### 監視及び人的情報源の許可

#### 第27条 合法的監視等

- (1) 次の各号の1に該当するときは、本章の規定を適用する行為は、すべての規定の適用上合法とする。
- (a) 本章に基づく許可によって、当該行為を行う者に、当該行為に従事する資格が付与される時
- (b) その者の行為が、当該許可に従っている時
- (2) 何人も、次の各号の両者に該当する自己の行為について、民事責任に服さないものとする。
- (a) 前項によって合法的な行為に付随する自己の行為
- (b) それ自体、関係する制定法・制定法規に基づいて許可又は令状を付与することができる行為でなく、かつ関係する事案において許可又は令状を求めることが合理的に期待されると思料される行為でない、自己の行為
- (3) 本章に基づいて許可することができる行為には、連合王国外の行為が含まれる。
- (4) 本条中の「関係する制定法・制定法規」(relevant enactment)とは、次の各号の1に掲げる制定法・制定法規をいう。
- (a) 本法中に含まれる制定法・制定法規
- (b) 1994年情報機関法 [1994 c.13] 第5条 (情報機関のための令状)
- (c) 1997年警察法 [1997 c.50] 第3章 (警察及び関税吏の権限) 中に含まれる制定法・制定法規

#### 第28条 指示監視の許可

- (1) 本章の次に掲げる規定に従うことを条件にして、本条の適用上指名された者は、各自、指示監視を行うための許可を付与する権限を有するものとする。
- (2) 何人も、次の各号の両者を信じなかったときは、この者に指示監視を行うための許可を付与してはならない。
- (a) 第3項に該当する理由により、当該許可が必要であること
- (b) 許可された監視が、当該監視を行うことによって達成することが求められる事項に見合っていること
- (3) 次の各号の1により許可が必要であるときは、前項a号中の、第3項に該当する理由により、当該許可が必要であるものとする。
- (a) 国家の安全のため
- (b) 罪を予防若しくは探知するため、又は秩序違反を阻止するため
- (c) 連合王国の経済的繁栄のため
- (d) 公共の安全のため
- (e) 公衆衛生を保護するため
- (f) 政府部局へ支払うべき租税、関税、割当金その他の課税、分担金又は負担金を査定又は徴収するため
- (g) 国務大臣が下した命令をもって、本章の適用上定めた (a号から前号までの規定に該当しない) 目的のため
- (4) 指示監視を行うための許可によって許可される行為は、次の各号の両者に該当する行為とする。
- (a) 当該許可中に規定した種類の指示監視を行うことを含む行為
- (b) 当該許可中に記載した状況において、かつ当該許可中に規定又は記載した調査又は管理のために行われる行為
- (5) 第3項g号に基づく命令の草案が議会に提出されておらず、かつ各院の決議によって

承認されなかったときは、国務大臣は、当該命令を下してはならない。

### 第29条 内密の人的情報源の許可

- (1) 本章の次に掲げる規定に従うことを条件にして、本条の適用上指定された者は、各自、内密の人的情報源の行為又はその使用のための許可を付与する権限を有する。
- (2) 何人も、次の各号のすべてを信じなかったときは、この者に内密の人的情報源の行為又はその使用のための許可を付与してはならない。
  - (a) 第3項に該当する理由により、当該許可が必要であること
  - (b) 許可された行為又は使用が、当該行為又は使用によって達成することが求められる事項に見合っていること
  - (c) 当該情報源の事案のために、第5項の要求及び国務大臣が下した命令によって課することができるその他の要求を満たす取決めが存在すること
- (3) 次の各号の1により許可が必要であるときは、前項a号中の、第3項に該当する理由により、当該許可が必要であるものとする。
  - (a) 国家の安全のため
  - (b) 罪を予防若しくは探知するため、又は秩序違反を阻止するため
  - (c) 連合王国の経済的繁栄のため
  - (d) 公共の安全のため
  - (e) 公衆衛生を保護するため
  - (f) 政府部局へ支払うべき租税、関税、割当金その他の課税、分担金又は負担金を査定又は徴収するため
  - (g) 国務大臣が下した命令をもって、本項の適用上定めた(a号から前号までの規定に該当しない)目的のため
- (4) 内密の人的情報源の行為又はその使用の

ための許可によって許可される行為は、次の各号のすべてに該当する行為とする。

- (a) 当該許可中に規定又は記載した、内密の人的情報源の行為又は内密の人的情報源の使用を含む活動中に含まれる行為
  - (b) 内密の人的情報源として、その活動が当該許可に関係している者として規定又は記載されている者による行為中又はこの者に関する行為中に含まれる行為
  - (c) 当該許可中に規定又は記載した調査若しくは管理のために、又は当該調査若しくは管理に関連して行われる行為
- (5) 次の各号のすべてに該当する事項を保証するために必要な取決めが有効であるときは、本章の適用上、当該情報源の事案のための取決めが存在するものとする。
    - (a) 関係調査機関に代わって当該情報源を取り扱うことのための日常の責任と、当該情報源の安全と福祉のための日常の責任を有する、当該調査機関の官職、階級又は地位を保有する者が、常時存在すること
    - (b) 当該情報源の使用を一般的に監督する関係調査機関の官職、階級又は地位を保有するその他の者が、常時存在すること
    - (c) 当該情報源の使用の記録を維持するための責任を有する関係調査機関の官職、階級又は地位を保有するその他の者が、常時存在すること
    - (d) 関係調査機関によって維持される情報源に係る記録が、本号の適用上国務大臣が定めた規則中に定めることができる事項のすべて(あるとすれば)の内容を常に含んでいること
    - (e) 当該情報源の身分を開示する関係調査機関によって維持される記録は、当該記録へのアクセスが人に利用される必要がある範囲までを除いて、これらの人に利用されないこと

- (6) 第3項g号に基づく命令の草案が議会へ提出されておらず、かつ各院の決議によって承認されなかったときは、国務大臣、当該命令を下してはならない。
- (7) 国務大臣は、次の各号の定めるところに従う。
- (a) 命令をもって、当該命令中に定めることができる内密の情報源の行為又はその使用の、本条に基づく許可を禁止することができる。
- (b) 命令をもって、第2項に定める要求に加えて、当該命令中に定めることができる内密の人的情報源の行為又はその使用のために、本条に基づいて許可を付与するに先立って、満たされなければならない要求を課することができる。
- (8) 内密の人的情報源としての人の行為又はその使用のための許可に関して、本条中の「関係調査機関」(relevant investigating authority)とは、(第9条に従うことを条件にして)当該情報源としての人の活動が公的機関の利益のために行われる場合における当該公的機関をいう。
- (9) その活動が2以上の公的機関の利益となる内密の人的情報源の行為又はその使用のための許可の事案にあつては、第5項中の関係調査機関とは、(各公的機関の利益となる内密の人的情報源の行為又はその使用のための許可の事案における同一の関係調査機関であると否とを問わず)これらの調査機関の1をいう。

### 第30条 第28条及び前条に基づく許可を付与する資格を有する者

- (1) 第3項に従うことを条件にして、第28条及び前条の適用上指名された者は、本条に基づく命令をもって、本項の適用上定めた関係公的機関の官職、階級又は地位を保有する者

- とする。
- (2) 次の各号に掲げる許可の両者を結び付ける許可を付与するために、国務大臣自身が、第28条又は前条の適用上指名された者とするものとする。
- (a) 第28条又は前条に基づく許可
- (b) 立入り監視を行うための、国務大臣による許可
- (3) 国務大臣は、本条に基づく命令をもって、次の各号の両者に対し制限を課することができる。
- (a) 所定の公的機関の官職、階級又は地位を保有する者が付与することのできる、第8条及び前条に基づく許可
- (b) その状況において、又はその目的のために、その者が当該許可を付与することができる場合における当該状況又は目的
- (4) 公的機関は、次の各号の両者に関して、本条の適用上、関係公的機関とする。
- (a) 公的機関が附則1第1章又は第2章に定められているときは、第28条に関して
- (b) 公的機関が同附則第1章に定められているときは、第29条に関して
- (5) 国務大臣は、本条に基づく命令をもって、附則1を改めて、次の各号に該当する事項を行うことができる。
- (a) 公的機関を同附則第1章又は第2章に加えること
- (b) 公的機関を同附則から排除すること
- (c) 公的機関を同附則のある章から他の章へ移すこと
- (d) 同附則中に定める公的機関の名称における変更によって派生する変更を行うこと
- (6) 第31条を損なわないで、本条に基づく命令を下す権限は、国務大臣が行使することができるものとする。
- (7) 次の各号の1に該当する規定を含む、第5項に基づく命令の草案が議会へ提出されて

おらず、かつ各院の決議によって承認されなかったときは、国務大臣は、当該命令を下してはならない。

- (a) 公的機関を同附則第1章又は第2章に加えること
- (b) 公的機関を同附則第2章から第1章へ移すこと

### 第31条 北アイルランド地方のための前条に基づく命令

- (1) 第2項及び第3項に従うことを条件にして、北アイルランド地方における行為のための許可を付与するために前条に基づく命令を下す権限は、(国務大臣が行使することができることと併存して) 北アイルランド第1大臣及び第1副大臣局が行使することができるものとする。
- (2) 前条第1項又は第3項によって同条に基づく命令を下す第1大臣及び第1副大臣局の権限は、次の各号以外の公的機関に関して行使することができないものとする。
  - (a) 食品基準庁 (the Food Standards Agency)
  - (b) 農産物仲介局 (the Intervention Board for Agricultural Produce)
  - (c) 第1大臣及び第1副大臣局が下した命令をもって附則1に加えられた機関
  - (d) (当該命令とは別に) 本条第1項に掲げた目的のために同附則に加えることが同局の権限の枠内に該当する、国務大臣が下した命令をもって同附則に加えられた機関
- (3) 前条に基づく命令を下す、第1大臣及び第1副大臣局の権限には、次の各号に定める権限が含まれてはならない。
  - (a) 例外事項を取り扱う規定を定める権限
  - (b) 国務大臣の同意を得た場合を除いて、留保事項を取り扱う規定を定める権限
- (4) 前条に基づく命令を下す、第1大臣及び

第1副大臣局の権限は、1979年法定準則(北アイルランド)命令[S.I.1979/1573(N.I.12)]の適用上、法定準則をもって行使することができるものとする。

- (5) 第30条第5項によって、次の各号の1に該当する規定を定める、同条に基づく命令を含む法定準則は、(1954年解釈法(北アイルランド)[1954 c.33(N.I.)]第41条第4項の意味の枠内における)賛成決議に服するものとする。
  - (a) 公的機関を附則1第1章又は第2章に加える規定
  - (b) 公的機関を同附則第2章から第1章へ移す規定
- (6) (前項の規定を適用する法定準則以外の)前条に基づく命令を含む法定準則は、(1954年解釈法(北アイルランド)第41条第6項の意味の枠内における)反対決議に服するものとする。
- (7) 第1大臣及び第1副大臣局が定める、前条に基づく命令は、次の各号の定めるところに従う。
  - (a) 異なる事案のために異なる規定を定めることができる。
  - (b) 当該局が適切と思料する付随的、補充的、派生的規定及び経過規定を定めることができる。
- (8) 第2項中の、附則1に加えることが第1大臣及び第1副大臣局の権限の枠内に該当するという文言には、それが、国務大臣の第3項b号の適用上の同意を得て当該局が行使することのできる権限の枠内に該当することが含まれる。
- (9) 本条中の「例外事項」(excepted matter)及び「留保事項」(reserved matter)は、1998年北アイルランド法[1998 c.47]におけると同一の意味を有し、かつこれらの事項に関して、同法第98条第2項の規定

（「取り扱う (deals with)」の意味）は、同法のために適用すると同様に、本条のために適用する。

### 第32条 立入り監視の許可

- (1) 本章の次に掲げる規定に従うことを条件にして、国務大臣及び各上級許可オフィサーは、立入り監視を行うための許可を付与する権限を有するものとする。
- (2) 国務大臣も上級許可オフィサーも、次の各号の両者を信じなかったときは、立入り監視を行うための許可を付与してはならない。
- (a) 第3項に該当する理由により、当該許可が必要であること
- (b) 許可された監視が、それを行うことによって達成することが求められる事項に見合っていること
- (3) 本条の次に掲げる規定に従うことを条件にして、次の各号の1により許可が必要であるときは、第3項に該当する理由により、当該許可が必要であるものとする。
- (a) 国家の安全のため
- (b) 重大な罪を予防又は探知するため
- (c) 連合王国の経済的繁栄のため
- (4) 許可の事案において、第2項の要求が満たされているか否かを考査するに当たって考慮されるべき事項には、許可された行為によって取得することが必要と思料される情報が、他の方法によって合理的に取得することができるか否かが含まれるものとする。
- (5) 立入り監視を行うための許可によって許可される行為は、次のすべてに該当する行為とする。
- (a) 当該許可中に規定した種類の立入り監視を行うことを含む行為
- (b) 当該許可中に規定又は記載した居住用敷地に関して、又は当該許可中に規定又は記載した私用車両に関して行われる行為
- (c) 当該許可中に規定又は記載した調査又は管理のために、又は当該調査又は管理に関連して行われる行為
- (6) 本条の適用上、上級許可オフィサーは、次の各号に掲げる者のすべてとする。
- (a) 1966年警察法 [1966 c.16] 第2条（ロンドンを除くイングランド及びウェールズ地方における警察）に基づいて維持されるすべての警察の警察署長
- (b) 首都圏警察長官及びすべての首都圏警察長官補
- (c) ロンドン市警長官
- (d) 1967年警察（スコットランド）法 [1967 c.77] 第1条（スコットランド地方の地域警察）に基づいて、又は同条によって維持されるすべての警察の警察署長
- (e) 王立アルスター警察隊隊長及び副隊長
- (f) 防衛警察省の警察署長
- (g) 英国海軍統制支部憲兵隊長
- (h) 英国陸軍警察憲兵隊長
- (i) 英国空軍警察憲兵隊長
- (j) 英国交通警察の警察署長
- (k) 国家刑事情報局長官
- (l) 国家犯罪対策班長官及び当該長官が本号の適用上指名した、当該対策班中の警察署長補の階級を保有する者
- (m) 関税及び消費税庁委員が本号の適用上指名した関税吏

### 警察及び関税の許可

#### 第33条 許可を付与するための準則

- (1) 警察、国家刑事情報局又は国家犯罪対策班の官職、階級又は地位への付託によって、第28条又は第29条の適用上指名された者は、同一の警察、局又は対策班の構成員が行う申請に係る場合を除いて、同条に基づく許可を付与してはならない。

(2) 関税及び消費税庁委員の官職、階級又は地位によって、第28条又は第29条の適用上指名された者は、関税吏が行う申請に係る場合を除いて、同条に基づく許可を付与してはならない。

(3) 警察、国家刑事情報局又は国家犯罪対策班への付託による上級許可オフィサーに該当する者は、次の各号の両者による場合を除いて、立入り監視を行うための許可を付与してはならない。

(a) 同一の警察、局又は対策班の構成員が行った申請による場合

(b) 当該警察、局又は対策班の活動地域内にある居住用敷地に関して、立入り監視を行うための許可の事案における場合

(4) 関税及び消費税庁委員の指名による上級許可オフィサーに該当する者は、関税吏が行った申請による場合を除いて、立入り監視を行うための許可を付与してはならない。

(5) 一個の許可で次の各号に定める許可の両者を組み合わせることができるが、各許可の事案において適用することができる本法又は次の各号に掲げる法律の規定は、これらの規定を適用することができる組み合わせられた許可の一部に関して、個別に適用するものとする。

(a) 警察、国家刑事情報局若しくは国家犯罪対策班の構成員に該当する者、又は関税吏に該当する者によって、又はこれらの者の申請によって付与された許可

(b) 1997年警察法 [1997 c.50] 第3章に基づいて、前号に掲げる者によって、又はこれらの者の申請によって付与された許可

(6) 本条の適用上、各活動地域は、次の各号の定めるとおりとし、本条中の連合王国又は連合王国の一部若しくは地域には、連合王国の領海の海域内の隣接水域が含まれる。

(a) 1996年警察法 [1996 c.16] 第2条に基

づいて維持される警察、首都圏警察、ロンドン市警又は1967年警察（スコットランド）法 [1967 c.77] 第1条に基づいて、若しくは同条によって維持される警察の活動地域は、これらの警察が維持されている地域とする。

(b) 王立アルスター警察隊の活動地域は、北アイルランド地方とする。

(c) 居住用敷地が、1987年防衛警察省法 [1987 c.4] 第2条に基づいて、防衛警察省の構成員が警察官の権限と特権を有している敷地であるときは、当該敷地は、防衛警察省の活動地域内にあるものとする。

(d) 居住用敷地が、軍の規律に服している者の所有若しくは占有する敷地、又はこれらの者が居住目的で使用する敷地であるときは、当該敷地は、王立海軍統制支部、王立陸軍警察又は王立空軍警察の活動地域内にあるものとする。

(e) 英国交通警察及び国家刑事情報局の活動地域は、連合王国とする。

(f) 国家犯罪対策班の活動地域は、イングランド及びウェールズ地方とする。

(7) 何人も、次の各号に該当するときは、本条の適用上、この者は、軍の規律に服しているものとする。

(a) 王立海軍統制支部に関して、この者が1957年海軍規律法 [1957 c.53] に服しているか、又は同法第118条によって、第1章及び第2章の規定が適用されるシビリアンであるとき

(b) 王立陸軍警察に関して、この者が陸軍法規に服しているか、又は1955年陸軍法 [1955 c.18] 第209条によって、当分の間同法第2章の規定が適用されるシビリアンであるとき

(c) 王立空軍警察に関して、この者が空軍法規に服しているか、又は1955年空軍法

[1955 c.19] 第209条によって、当分の間同法第2章の規定が適用されるシビリアンであるとき

### 第34条 上級許可オフィサーの不在中における許可の付与

- (1) 本条の規定は、次の各号の両者に該当する場合において、立入り監視を行うための許可を求める申請の事案に適用する。
- (a) 当該申請が、警察、国家刑事情報局若しくは国家犯罪対策班の構成員、又は関税吏の行った申請であるとき
- (b) 当該事案が緊急であるとき
- (2) 次の各号の両者に当該するときは、第4項に基づいて、当該申請を考査する資格を有すると思料される上級許可オフィサーを代行する資格を有する者へ当該申請を行い、かつこの者がこれを考査することができる。
- (a) 当該事案の緊急性を考慮して、関係する警察、局若しくは対策班による上級許可オフィサー、又は場合により、関税及び消費税庁委員の指名による上級許可オフィサーに該当する者が当該申請を考査することが、合理的に実施不可能であるとき
- (b) 当該事案の緊急性を考慮して、上級許可オフィサーの当該申請に関して、当該オフィサーの指名された補佐として、当該職務を執行する資格を有する者（いるとすれば）が当該申請を考査することが、合理的に実施不可能であるとき
- (3) 第1項に基づく申請を考査する者は、この者が代行する資格を有することになる者と同じの、許可を付与する権限を有するものとする。
- (4) 本条の適用上
- (a) 何人も、1996年警察法 [1996 c.16] 第2項に基づいて維持される警察における警察署長補の階級を保有しているときは、この者は、当該警察署長を代行する資格を有する。
- (b) 何人も、首都圏警察の司令官の階級を保有しているときは、この者は、首都圏警察長官又は首都圏警察長官補を代行する資格を有する。
- (c) 何人も、ロンドン市警の司令官の階級を保有しているときは、この者は、ロンドン市警長官を代行する資格を有する。
- (d) 何人も、1967年警察（スコットランド）法 [1967 c.77] 第1条に基づいて、又は同条によって維持される警察の警察署長補の階級を保有しているときは、この者は、当該警察の警察署長を代行する資格を有する。
- (e) 何人も、王立アルスター警察隊の隊長補の階級を保有しているときは、この者は、王立アルスター警察隊隊長又は同副隊長を代行する資格を有する。
- (f) 何人も、防衛警察省の副警察署長又は警察署長補の階級を保有しているときは、この者は、防衛警察省の警察署長を代行する資格を有する。
- (g) 何人も、王立海軍統制支部の憲兵隊長補の地位を保有しているときは、この者は、王立海軍統制支部憲兵隊長を代行する資格を有する。
- (h) 何人も、王立陸軍警察憲兵副隊長又は王立空軍警察憲兵副隊長の階級を保有しているときは、この者は、王立陸軍警察憲兵隊長又は王立空軍警察憲兵隊長を代行する資格を有する。
- (i) 何人も、英国交通警察の副警察署長又は警察署長補の階級を保有しているときは、この者は、英国交通警察の警察署長を代行する資格を有する。
- (j) 何人も、本号の適用上、国家刑事情報局長官によって指名されたものであるとき

は、この者は、国家刑事情報局長官を代行する資格を有する。

- (k) 何人も、本号の適用上、緊急の事案において代行する資格を有する者として国家犯罪対策班長官によって指名されたものであるときは、この者は、国家犯罪対策班長官を代行する資格を有する。
- (l) 何人も、本号の適用上、緊急の事案において代行する資格を有する者として関税及び消費税庁委員によって指名されたものであるときは、この者は、関税及び消費税庁委員の指名による上級許可オフィサーに該当する者を代行する資格を有する。
- (5) 1997年警察法 [1997 c.50] 第9条第1項b号又は第55条第1項b号（警察構成員）に基づいて任命された、国家刑事情報局又は国家犯罪対策班の警察構成員が、同局又は対策班の警察署長補の地位を保有していないときは、当該警察構成員は、前号j号又はk号に基づいて指名を受けることができない。
- (6) 本条中の「指名された補佐」(designated deputy) とは、次の各号掲げる者をいう。
- (a) 警察署長に関しては、1996年警察法 [1996 c.16] 第12条第4項に基づいて、又は1967年警察（スコットランド）法 [1967 c.77] 第5条第4項に基づいて代行するように指名された警察署長補の階級を保有している者
- (b) ロンドン市警長官に関しては、1839年ロンドン市警法 [1839 cxciv] 第25条に基づいて代行する権限を有する者
- (c) 国家刑事情報局長官又は国家犯罪対策班長官に関しては、1997年警察法第8条又は場合により第54条に基づいて代行するように指名された者

### 第35条 立入り監視のための許可の通知

- (1) 何人も、立入り監視を行うための警察許

可又は関税許可を付与し、又は取り消したときは、この者は、常任の監視委員へその旨を通知するものとする。

- (2) 前項の適用上行う通知は、次の各号の定めるところに従う。
- (a) 通知に関係する許可を付与した後、又は場合により取り消した後、合理的に実施可能な限り速やかに、書面をもって行わなければならない。
- (b) 本項の適用上、当分の間効力を有する、監視委員長が定めた取決めに従って行わなければならない。
- (c) 国務大臣が命令をもって定めることができる事項を定めなければならない。
- (3) 本条に基づいて許可を付与する通知は、場合により、次の各号の1の定めるところに従う。
- (a) 許可の付与が効力を有するに先立って、第36条により、監視委員の承認が要求される旨を記載するものとする。
- (b) 事案が緊急である旨を記載し、かつ事案が緊急であると信ずる理由を定めるものとする。
- (4) 第1項の適用上許可を付与する通知が常任の監視委員によって受理されたときは、当該監視委員は、実施可能な限り速やかに、次の各号の定めるところに従う。
- (a) 当該許可を精査するものとし、かつ
- (b) 前項a号に従って通知が行われた事案にあつては、当該許可を承認するか否かを決定するものとする。
- (5) 第2項c号に基づく命令の草案が未だ議会に提出されておらず、かつ各院の決議によって承認されなかったときは、第6項に従うことを条件にして、国務大臣は、当該命令を下してはならない。
- (6) 国務大臣が第2項c号に基づく命令を下す自己の権限を行使する最初の機会に下す命



- 令の事案にあつては、第5項の規定を適用しない。
- (7) 最初の機会に下した命令が下された日から起算して40日の期間の終了前に、当該命令が議会の各院の決議によって承認されなかったときは、当該命令は、40日の終了と同時に失効するものとする。
- (8) 前項の適用上
- (a) 当該命令の失効は、前に行った事項を損なわず、又は新たな命令を下すことを損なわないものとする。
- (b) 40日の期間を算定するに当たって、議会在解散中若しくは閉会中の期間、又は両院が4日を超えて休会した期間は、算入してはならない。
- (9) 本条の規定により書面をもって行うように要求される通知は、これに代えて、電子的方法による伝送によって行うことができる。
- (10) 本条中の警察許可又は関税許可は、次の各号の1に掲げる者が付与する許可とする。
- (a) 警察、国家刑事情報局又は国家犯罪対策班への付託による上級許可オフィサーに該当する者
- (b) 関税及び消費税庁委員の指名による上級許可オフィサーに該当する者
- (c) 第34条の適用上、a号に該当する者又はb号に該当する者を代行する資格を有する者
- (2) 第3項に従うことを条件にして、次の各号の両者を満たす時点（あるとすれば）まで、当該許可は、効力を有しないものとする。
- (a) 当該許可の付与が常任の監視委員によって承認される時点
- (b) 第4項に従って、当該許可の付与を承認する当該委員の決定が、許可を付与した者へ書面をもって通知された時点
- (3) 当該許可を付与した者が次の各号の両者に該当したときは、当該許可に前項の規定を適用せず、当該許可は、それを付与した時点から効力を有するものとする。
- (a) 事案が緊急であると信じたとき
- (b) 第35条第3項b号に従って通知を行ったとき
- (4) 当該許可に第2項の規定が適用されたときは、次の各号の定めるところに従う。
- (a) 当該許可の事案において、第32条第2項a号及びb号の要求が満たされていると信ずる合理的な理由がある、と監視委員が確信したとき、及びその場合に限って、監視委員は、本条に基づいて当該許可を承認するものとする。
- (b) 当該許可を承認すべきか否かに関して決定を行った監視委員は、当該決定を行った後、実施可能な限り速やかに、当該許可を付与した者へ、書面をもってその決定を通知するものとする。
- (5) 常任の監視委員が、第2項の規定が適用された許可を承認しないと決定したときは、当該委員は、その調査結果を最上級の関係者へ報告するものとする。
- (6) 本条中の「最上級の関係者」(the most senior relevant person)とは、次の各号に掲げる者のすべてをいう。
- (a) 補佐でない警察の上級許可オフィサーが当該許可を付与したときは、当該上級許

### 第36条 許可が効力を有するために要求される承認

- (1) 次の各号の1に掲げる者の申請により、立入り監視を行う許可が付与されたときは、本条の規定を適用する。
- (a) 警察の構成員
- (b) 国家刑事情報局の構成員
- (c) 国家犯罪対策班の構成員
- (d) 関税吏

可オフィサー

- (b) 国家刑事情報局長官又は国家犯罪対策班長官が当該許可を付与したときは、当該長官
  - (c) 補佐である警察の上級許可オフィサーが当該許可を付与したときは、補佐が許可を付与した場合における当該上級許可オフィサー
  - (d) 指名された国家刑事情報局副長官又は第34条第4項j号によって当該長官を代行する資格を有する者が当該許可を付与したときは、当該長官
  - (e) 指名された国家犯罪対策班副長官又は第32条第6項1号若しくは第34条第4項k号の適用上、当該長官によって指名された者が当該許可を付与したときは、当該長官
  - (f) 第34条第4項a号からi号までの規定に基づいて上級許可オフィサーを代行する資格を有する者が当該許可を付与したときは、補佐でない、関係する警察の上級許可オフィサー
  - (g) 関税吏が当該許可を付与したときは、本号の適用上、関税及び消費税庁委員が監視委員長へ行った、書面による通知によって、当分の間指名した関税吏
- (7) 前項中の補佐は、次の各号に掲げる者のすべてとし、本項及び前項中の「指名された補佐」(designated deputy)は、第34条におけると同一の意味を有する。
- (a) 次の1に掲げる者に関して、指名された補佐
    - (i) 1996年警察法 [1996 c.16] 第2条に基づいて維持される警察の警察署長
    - (ii) ロンドン市警長官
    - (iii) 1967年警察(スコットランド)法 [1967 c.77] 第1条に基づいて、又は同条によって維持される警察の警察署長
  - (b) 首都圏警察に関して、首都圏警察長官

補

- (c) 王立アルスター警察隊隊長に関して、王立アルスター警察隊副隊長
- (8) 本条の規定により、書面をもって行うように要求される通知は、これに代えて、電子的方法による伝送によって行うことができる。

### 第37条 警察許可及び関税許可の破棄等

- (1) 次の各号の1に掲げる者の申請により、立入り監視を行うための許可が付与されたときは、本条の規定を適用する。
  - (a) 警察の構成員
  - (b) 国家刑事情報局の構成員
  - (c) 国家犯罪対策班の構成員
  - (d) 関税吏
- (2) 当該許可が付与された時点、又は当該許可が更新された時点に、第32条第2項a号及びb号の要求が満たされていると信ずる合理的な理由がない、と常任の監視委員が確信したときはいつでも、当該監視委員は、当該許可が付与された時点又は更新された時点から、自己が適切と思料するように、当該許可の効力を破棄することができる。
- (3) 当該許可が有効中に、当該許可に関して、第32条第2項a号及びb号の要求が満たされていると信ずる合理的な理由がなくなった、と常任の監視委員が確信したときはいつでも、当該監視委員は、これらの要求が満たされなくなった時点であると自己が認めた時点から、当該許可の効力を取り消すことができる。
- (4) 第35条第3項b号に従って通知された許可の事案において、当該通知に係る許可が付与された時点又は更新された時点に、事案が緊急であると信ずる合理的な理由がない、と常任の監視委員が確信したときはいつでも、当該監視委員は、当該許可が付与され

- た時点又は更新された時点から、自己が適切  
と思料するように、当該許可の効力を破棄す  
ることができる。
- (5) 第7項に従うことを条件にして、常任の  
監視委員が本条に基づいて許可を破棄したと  
きは、当該監視委員は、自己の決定が効力を  
有した時点後に、許可された行為によって取  
得された情報の全部又は一部に係する記録  
の破棄を命ずることができる。
- (6) 第7項に従うことを条件にして、次の各  
号の両者に該当するときは、常任の監視委員  
は、当該時点に、許可された行為によって取  
得された情報の全部又は一部に係する記録  
の破棄を命ずることができる。
- (a) (第2項又は第4項による場合を除い  
て) 許可が失効したとき
- (b) 当該許可が有効中に、当該許可に関し  
て、第32条第2項a号及びb号の要求が  
引き続き満たされていると信ずる合理的な  
理由がない、と常任の監視委員が確信した  
とき
- (7) 係属中の刑事手続又は民事手続のために  
要求される記録の破棄のために、本条に基づ  
く命令を下してはならない。
- (8) 常任の監視委員が本条によって付与され  
た権限を行使したときは、当該監視委員は、  
次の各号に掲げる者の両者に対し、合理的に  
実施可能な限り速やかに、自己が当該権限を  
行使したこと及び自己が権限を行使した理由  
を報告するものとする。
- (a) (第36条の意味の枠内における) 最上  
級の関係者
- (b) 監視委員長
- (9) 本条に基づいて記録破棄のための命令が  
下されたときは、当該命令は、次の各号に掲  
げる時点(あるとすれば)まで実施してはな  
らない。
- (a) 当該命令を下す決定に対する上訴期間

- が満了する時点
- (b) 当該期間中に提起された上訴が監視委  
員長によって却下される時点
- (10) 本条第3項に基づく取消の事案にあつて  
は、第35条第1項に基づいて通知を行うこと  
が要求されてはならない。

### 第38条 監視委員による決定に対する上訴

- (1) 次の各号に掲げる拒否又は決定に対し、  
上級許可オフィサーは、監視委員長へ上訴す  
ることができる。
- (a) 常任の監視委員による、立入り監視を  
行うための許可の承認の拒否
- (b) 当該監視委員による、当該許可を破棄  
し、又は取り消す決定
- (c) 当該監視委員による、記録の破棄のた  
めに第37条に基づく命令を下す決定
- (2) 指名された上級許可オフィサーの補佐、  
又は第34条の適用上、上級許可オフィサーを  
代行する資格を有する者が付与した許可の事  
案にあつては、これらの指名された補佐又は  
代行資格者は、本条に基づいて上訴する資格  
をも有する。
- (3) 本条に基づく上訴は、上訴された拒否又  
は決定が上訴人へ報告された日から起算して  
7日の期間内に提起されなければならない。
- (4) 次の各号の両者に該当するときは、第5  
項に従うことを条件にして、監視委員長は、  
本条に基づく上訴により、上訴を認めるもの  
とする。
- (a) 当該許可に関して、第32条第2項a号  
及びb号の要求が、関係する時点に満た  
されたと思料する合理的な理由がある、と当  
該監視委員長が確信したとき
- (b) 事案が緊急であると思料する合理的な理  
由なくして、当該許可が第35条第3項b  
号に従って通知された許可である、と当該  
監視委員長が確信しなかったとき

(5) 第1項b号に該当する上訴により、次の各号の両者に該当するときは、監視委員長は、第37条に基づいて行うべきであったと自己が思料する決定を執行するために、当該許可を破棄し、又は取り消す当該監視委員長の決定及び記録破棄のための関係する決定を変更することができる。

(a) 第37条に基づいて関係する許可の破棄又は取消を正当とする理由がある、と監視委員長が確信したが、

(b) 常任の監視委員の決定に対して上訴が提起された場合における当該監視委員が当該許可を破棄し、又は取り消した時点と異なる時点で、当該許可が破棄され、又は取り消されるべきであった、と監視委員長が思料したとき

(6) 当該許可を破棄し、又は取り消す決定に対する、本条に基づく上訴により、監視委員長が当該上訴を認めたときは、当該監視委員長は、許可された行為によって取得された情報に関する記録の破棄のための関係する命令をも破棄することができる。

(7) 本条中の「指名された補佐」(designated deputy)は、第34条におけると同一の意味を有する。

### 第39条 監視委員長への上訴 補則

(1) 監視委員長が前条に基づく上訴を決定したときは、当該監視委員長は、自己の決定を次の各号に掲げる者の両者へ通知するものとする。

(a) 上訴を提起した者

(b) 上訴されることになった決定を行った、常任の監視委員

(2) 前条に基づく上訴に関する監視委員長の決定が、上訴を却下する決定であったときは、当該監視委員長は、次の各号に掲げる者の両者へその調査結果を報告するものとする。

る。

(a) 前号に掲げる者

(b) 首相

(3) 1997年警察法 [1997 c.50] 第107条(議会へ提出される報告書及び当該報告書からの事項の排除) 第3項及び第4項の規定は、同条第2項に基づく報告に関して適用すると同様に、前項に基づく首相への報告に関して適用する。

(4) 本条第2項に従うことを条件にして、監視委員長は、第38条に基づく上訴に関する自己の決定に対して理由を提示しないものとする。

### 第40条 監視委員へ提供される情報

監視委員が第35条から前条までの規定に基づいて監視委員の職務を行うことを可能にするために、当該監視委員が要求する文書又は情報を求める当該監視委員の要請を遵守することをもって、次の各号に掲げる者のすべての義務とするものとする。

(a) 警察のすべての構成員

(b) 国家刑事情報局のすべての構成員

(c) 国家犯罪対策班のすべての構成員

(d) すべての関税吏

### その他の許可

### 第41条 国務大臣の許可

(1) 国務大臣は、次の各号に掲げる者が行う申請に係る場合を除いて、立入り監視を行うための許可を付与してはならない。

(a) 情報機関の構成員

(b) 国防省の職員

(c) 連合王国軍の構成員

(d) 本条の適用上、公的機関の活動により、立入り監視を行うように要求することができる場合における公的機関の官職、階

級又は地位を保有する者

- (2) 国防省の職員又は連合王国軍の構成員の申請に係る国務大臣による許可の付与に関して、第32条の規定は、同条第3項に掲げる事項が次の各号の両者のみであったものとして、効力を有するものとする。
- (a) 国家の安全のため
- (b) 重大な罪を予防又は探知するため
- (3) 本条の適用上、公的機関の指名は、国務大臣が命令をもって行うものとする。
- (4) 公的機関に関して、国務大臣は、命令をもって、その官職、階級又は地位が当該命令で定めるものである場合に限り、当該公的機関の官職、階級又は地位を保有する者が立入り監視を行うための許可を求める申請を行うことができる旨を定めることができる。
- (5) 国務大臣は、命令をもって、次の各号の両者に対し制限を課することができる。
- (a) 本条の適用上指名された公的機関の官職、階級又は地位を保有する者の申請によって付与することができる、立入り監視を行うための許可
- (b) その状況において、又はその目的のために、当該申請によって、当該許可を付与することができる場合における当該状況又は目的
- (6) 第3項に基づく指名を含む命令の草案が議会に提出されておらず、かつ各院の決議によって承認されなかったときは、国務大臣は、当該指名を行ってはならない。
- (7) 本条中の連合王国軍の構成員には、王立海軍統制支部、王立陸軍警察又は王立空軍警察の職務による警察の構成員に該当する連合王国軍の構成員は含まれない。

#### 第42条 情報機関の許可

- (1) 情報機関の1の構成員の申請に係る、本章に基づく許可の国務大臣による付与は、令

状の発付によって行わなければならない。

- (2) 国務大臣が発付する一つの令状で、次の各号の両者を組み合わせることができるが、本章に基づく許可の事案又は情報機関令状の事案において適用することができる本法又は1994年情報機関法 [1994 c.13] の規定は、これらの規定を適用することができる組み合わせられた令状の一部に関して、個別に適用するものとする。
- (a) 本章に基づく許可
- (b) 情報機関令状
- (3) 当該令状中に含まれる許可が、重大な罪の予防又は探知を支援する情報機関の職務に関連する場合を除いて、第32条第2項a号の要求を満たす許可である場合に限り、イギリス諸島内の敷地又は車両に関する立入り監視は、機密情報局又は政府情報通信本部の構成員の申請により、本章に基づいて発付された令状によって許可することができるものとする。
- (4) 第5項に従うことを条件にして、保安局の職務には、次の各号の両者に関して、機密情報局又は政府情報通信本部に代わって活動することが含まれる。
- (a) 機密情報局又は政府情報通信本部の職務の枠内の事項に関連して、本章に基づく許可を求める申請及び当該許可の付与
- (b) 当該事項に関連して、当該許可によって許可された行為を行うこと
- (5) ある情報機関が他の情報機関に代わってある行為を行うことが次の各号の両者に該当するときは、前項の規定は、当該行為を許可してはならない。
- (a) 当該行為が、他の情報機関又は他の情報機関の構成員の実施権限を有する事項でないとき
- (b) 当該行為が、重大な罪の予防又は探知を支援する他の情報機関の職務に関連する

場合を除いて行われるものでないとき

- (6) 本条中の「情報機関令状」(intelligence services warrant)とは、1994年情報機関法第5条に基づく令状をいう。

### 許可の付与、更新及び期間

#### 第43条 許可の付与、更新及び期間の一般準則

- (1) 本章に基づく許可は、次の各号の両者の定めるところに従う。
- (a) 当該許可を付与し、又は更新する者の、行為を行う資格が、緊急の事案に限定されていない場合において、緊急の事案にあつては、口頭で付与し、又は更新することができる。
- (b) その他の事案にあつては、書面で行わなければならない。
- (2) 一個の許可で、本章に基づく2以上の異なる許可を組み合わせることができるが、当該許可の各事案において適用することができる本法の規定は、これらの規定を適用することができる、組み合わせられた許可の一部に関して、個別に適用するものとする。
- (3) 第4項及び第8項に従うことを条件にして、本章に基づく許可は、次の各号に掲げる許可の事案において、当該号に掲げる期間の終了時に失効するものとする。
- (a) 次の1に掲げる許可の事案にあつては、許可の付与、又は場合によりその最近の更新が効力を有する時点から起算して72時間の期間
- (i) 更新されなかった場合において、口頭で、又は行為を行う資格が緊急の事案に限定されている者によって付与された許可
- (ii) 口頭で、又はに掲げる者によって最近に更新された許可
- (b) その許可が内密の人的情報源の行為又

はその使用のためである、前号に該当しない事案にあつては、当該許可の付与、又は場合によりその最近の更新が効力を有する時点から起算して12か月の期間

- (c) a号又は前号に該当しない事案にあつては、当該許可の付与、又は場合によりその最近の更新が効力を有する日から起算して3か月の期間

- (4) 第6項に従うことを条件にして、本章に基づく許可が失効する時点で先立っていつでも、同一の期間中に新たな許可を付与する資格を有すると思料される者が、当該許可を更新することができる。
- (5) 本章に基づく許可の更新に関して、許可の付与にはその更新が含まれるものとして、第28条から第41条までの規定が効力を有するものとする。
- (6) 何人も、次の各号の両者に該当するときは、この者は、内密の人的情報源の行為又はその使用のための許可を更新してはならない。
- (a) 第7項に掲げる事項の検討を行った、と確信しなかったとき
- (b) 当該許可を更新するか否かを決定するために、当該検討の結果を考慮しなかったとき
- (7) 前項a号中の、第7項に掲げる事項は、次の各号の両者とする。
- (a) 当該許可の付与、又は場合によりその最近の更新以後の期間中の当該情報源の使用
- (b) 当該期間中に当該情報源に与えた仕事及び当該情報源の行為及びその使用から取得された情報
- (8) 国務大臣は、命令をもって、当該命令に定めることができる種類の許可に関して、所定の種類の許可が期間の終了時に失効する場合における当該期間を、第3項で定める期

- 間よりも短い、当該命令で定めるか、又は当該命令に従って決定することができ期間として、第3項が効力を有する旨を定めることができる。
- (9) 本条中の、許可の付与又は更新が効力を有する時点又は日は、次の各号に定める時点又は日とする。
- (a) c号の規定を適用しない許可の付与の事案にあつては、当該許可が付与された時点、又は場合により付与された日
- (b) c号の規定を適用しない許可の更新の事案にあつては、当該更新がなかったとすれば当該許可が失効したと思料される時点又は場合により思料される日
- (c) 第36条第2項に基づいて、a号又は前号によって与えられる時点又は日よりも遅い時点又は日に効力を有する付与又は更新の事案にあつては、当該付与又は更新が同項に従って効力を有する時点、又は場合により効力を有する日
- (10) 情報機関の構成員が付与する許可に関して、及び情報機関の構成員の申請により、国務大臣が発付する令状中に含まれる許可に関しては、本条の規定は、第44条の規定に従うことを条件にして効力を有する。

#### 第44条 情報機関の許可のための特別準則

- (1) 第2項に従うことを条件にして、立入り監視を行うための許可を含む令状は、国務大臣の署名に基づく場合を除いて、次の各号の定めるところに従う。
- (a) 情報機関の構成員の申請によって発付してはならない。
- (b) 発付したときは、更新してはならない。
- (2) 次の各号の両者に該当する緊急の事案にあつては、当該令状は、上級職員の署名に基づいて発付することができる（ただし、更新することができない）。
- (a) 情報機関の構成員が、緊急の事案において立入り監視を行うための許可を含む令状の申請を行った場合における緊急の事案
- (b) 国務大臣自身が、緊急の事案において当該令状の発付を明白に許可した場合における緊急の事案
- (3) 第6項に従うことを条件にして、立入り監視を行うための許可を含む、次の各号の両者に該当する令状は、第43条第3項で定めた時点に代えて、当該令状の発付日に続く労働日の終了時に失効するものとする。
- (a) 情報機関の構成員の申請により、上級職員の署名に基づいて発付された令状
- (b) 国務大臣の署名に基づいて更新されなかった令状
- (4) 第3項及び第6項に従うことを条件にして、立入り監視を行うための令状が現在発付されているか、又は情報機関の構成員の申請によって最近に更新されたときは、当該令状は（更新、又は場合により再更新されなかったときは）、前条第3項に定める時点に代えて、次の各号に定める時点に失効するものとする。
- (a) 更新されなかった令状の事案にあつては、当該令状が発付された日から起算して6か月の期間の終了時
- (b) その他の事案にあつては、再更新されなかったとすれば失効したと思料される日から起算して6か月の期間の終了時
- (5) 第6項に従うことを条件にして、次の各号の両者に該当するときは、当該許可は（再更新されなかったときは）、当該更新がなかったとすれば失効したと思料される日から起算して6か月の期間の終了時に失効するものとする。
- (a) 指示監視を行うための許可が情報機関の構成員によって付与されたとき

- (b) 第32条第3項a号又はc号に該当する理由により更新が必要である、と信ずる旨の表明を付して当該許可を更新する者の署名に基づいて確認された文書によって、当該許可が更新されたとき
- (6) 国務大臣は、命令をもって、当該命令中に定めることができる種類の許可に関して、期間の終了時に所定の種類の許可が失効する場合における当該期間を、第3項、第4項又は前項に定める期間よりも短い、当該命令で定めるか、又は当該命令に従って決定することができる期間として効力を有する旨を定めることができる。
- (7) 次の各号の許可の両者を含む、組み合わせられた令状が存在する事案にあっては、第43条第2項にかかわりなく、本条第4項中の立入り監視を行うための令状は、当該令状が両許可を付与する限りでの令状とする。
- (a) 立入り監視を行うための許可
- (b) 指示監視を行うための許可

#### 第45条 許可の取消

- (1) 本章に基づく許可を付与した者、又は場合により最近に更新した者が、次の各号の1に該当するときは、この者は、当該許可を取り消すことができる。
- (a) 第28条第2項a号及びb号、第29条第2項a号及びb号、又は場合により第32条第2項a号及びb号の要求が満たされなくなった、と確信したとき
- (b) 第29条に基づく許可の事案にあっては、第2項c号に定める要求を満たす当該情報源の事案のための取決めが存在しなくなった、と確信したとき
- (2) 本章に基づく許可が次の各号に掲げる者の1によって付与され、又は場合により最近に更新された場合において、他の者が前項に掲げる事項のいずれかに関して確信したときは、この者は、当該許可を取り消すものとする。
- (a) 他の者を代行する資格を有する者
- (b) 他の者を補佐する者
- (3) 本人を補佐する者が本章に基づく許可を付与する権限を有する場合における本人が、当該許可を付与し、又は場合により最近に更新した場合において、補佐する者が第1項に掲げる事項のいずれかに関して確信したときは、この者は、当該許可を取り消すものとする。
- (4) 国務大臣は、本条によって課せられた義務を履行することができなくなった者に対し、その他の場合にあっては当該義務が課せられると思料される事案において、規則をもって、当該義務を履行する者を定めることができる。
- (5) 前項に基づく規則をもって、義務が課せられる者を、当該規則に従って任命された者とする旨を定めることができる。
- (6) 本条中の人を補佐する者は、次の各号に掲げる者とする。
- (a) 次の1に掲げる者に関しては、指名された、その補佐をする者
- (i) 1996年警察法 [1996 c.16] 第2条に基づいて維持される警察の警察署長
- (ii) ロンドン市警長官
- (iii) 1967年警察 (スコットランド) 法 [1967 c.77] 第1条に基づいて、又は同条によって維持される警察の警察署長
- (b) 首都圏警察長官に関しては、首都圏警察長官補
- (c) 王立アルスター警察隊隊長に関しては、王立アルスター警察隊副隊長
- (d) 国家刑事情報局長官に関しては、指名された、その副長官
- (e) 国家犯罪対策班長官に関しては、第32条第6項1号の適用上本人が指名した者、



又は指名された、その副長官  
 (7) 本条中の「指名された補佐」(designated deputy)は、第34条におけると同一の意味を有する。

#### スコットランド地方

#### 第46条 スコットランド地方に効力が及ぶ許可に関する制限

- (1) 何人も、次の各号の両者を認めたときは、この者は、本章に基づいて行為を行うための許可を付与し、又は更新してはならない。
- (a) 当該許可が、本章の規定をもって、連合王国の全域のための、関係する制定法上の規定とする場合における許可でないこと
- (b) 当該許可の付与、又は場合によりその更新によって許可される行為のすべてが、スコットランド地方において行われる可能性があること
- (2) 許可に関して、次の各号の1に該当する限りにおいて、本章の規定をもって、連合王国の全域のための、関係する制定法上の規定とする。
- (a) 国家の安全のため、又は連合王国の経済的繁栄のために許可が必要であるとする理由により、当該許可が付与され、又は更新される限りにおいて
- (b) 第3項中に掲げる公的機関の官職、階級又は地位を保有している者によって、又はこの者の申請によって、当該許可が付与され、又は更新される限りにおいて
- (c) 当該許可が、所定の公的機関の官職、階級又は地位を保有している者の行為を許可する限りにおいて
- (d) 当該許可が、所定の公的機関のために内密の人的情報源として活動する者の行為を許可する限りにおいて
- (e) 当該許可が、第48条第4項による監視

- に該当する行為を許可する限りにおいて
- (3) 前項中に掲げる公的機関は、次の各号に掲げる機関のすべてとする。
- (a) 各情報機関
- (b) 連合王国軍
- (c) 国防省
- (d) 国防警察省
- (e) 関税及び消費税庁委員
- (f) 英国交通警察
- (4) 次の各号の1によって、他の公的機関に関して効力を有する本章の適用上、前項に掲げる機関は、国務大臣が、命令をもって、当該機関を関係公的機関とすると指示する範囲まで、又は場合により連合王国の全域のための、指名された機関とすると指示する範囲まで、当該機関を含むものとみなすものとする。
- (a) 他の公的機関を、当分の間附則1に掲げる公的機関とするという事実
- (b) 第41条の適用上、当該機関を指名する同条第1項d号に基づく命令

#### 第2章のための補則

#### 第47条 許可規定を拡大適用又は変更する権限

- (1) 国務大臣は、命令をもって、次の各号のいずれか又は両者を行うことができる。
- (a) 自己が適切と思料する変更を伴って、指示監視にも立入り監視にも該当しない、当該命令中に定めることができる監視に本章の規定を適用すること
- (b) 指示監視の種類が本章の適用上立入り監視とみなされる旨を定めること
- (2) 本条に基づく命令の草案が議会に提出されておらず、かつ各院によって承認されなかったときは、当該命令を下してはならない。

## 第48条 第2章の解釈

### (1) 本章において

「内密の人的情報源」(covert human intelligence source)は、第26条第8項に従って解釈するものとする。

監視に関して、「指示」(directed)及び「立入り」(intrusive)は、第26条第2項から第6項に従って解釈するものとする。

「私用車両」(private vehicle)とは、(第7項a号に従うことを条件にして)第1義的に、車両を所有する者その他、車両を使用する権利を有する者の私的目的のために使用される車両をいう。

「居住用敷地」(residential premises)とは、(第7項b号に従うことを条件にして)一時的であっても、居住目的のためにその他、生活施設として、当分の間人が占拠又は使用する敷地(上記のように占有又は使用するホテル又は刑務所施設を含む)をいう。

「上級許可オフィサー」(senior authorizing officer)とは、第32条第6項により、同条の適用上、上級許可オフィサーに該当する者をいう。

「監視」(surveillance)は、第2項から第4項までの規定に従って解釈するものとする。

「監視装備」(surveillance device)とは、監視に用いるために設計又は改良された装置をいう。

### (2) 第3項に従うことを条件にして、本章中の「監視」(surveillance)には、次の各号のすべてが含まれる。

- (a) 人、人の動き、人の会話又は人のその他の活動若しくは通信を監視、観察又は聴取すること
- (b) 監視の過程で監視、観察又は聴取した事項を記録すること
- (c) 監視装備による、又は監視装備の支え

を得た監視

### (3) 本章中の監視には、次の各号の1は含まれない。

- (a) (監視装備の使用の有無を問わず)内密の人的情報源の面前に開示された情報を取得又は記録するための当該情報源の行為
- (b) 情報を取得又は記録するための内密の人的情報源の使用

(c) 次の各号の1に基づいて許可されなければ不法となると思料される不動産への立入り、不動産侵奪又は無線電信妨害

- (i) 1994年情報機関法 [1994 c.13] 第5条 (情報機関のための令状)
- (ii) 1997年警察法 [1997 c.50] 第3章 (警察及び関税吏の権限)

### (4) 次の各号の両者に該当するとき、及びその場合に限って、本章中の監視には、郵便業務又は遠隔通信システムによる通信の伝送の過程における通信の傍受が含まれる。

- (a) 当該通信が、自己の送信した、又は自己へ送信された通信の傍受に同意した者が送信した通信又はこの者へ宛てられた通信であるとき
- (b) 当該傍受を許可する傍受令状が存在しないとき

### (5) 本章中の、公的機関の官職又は地位を保有する者には、当該機関の構成員、職員又は被雇用者が含まれる。

### (6) 本章の適用上、特定の公的機関のための活動とみなされる内密の人的情報源の活動には、当該機関が行う、又は当該機関に代わる者が行う誘引又は要請に応答する、内密の人的情報源としての特定の公的機関の行為が含まれる。

### (7) 第1項において

- (a) 車両を使用する権利を有する者には、自動車に関して、特定の旅行に車両及びその運転手を使用するために支払い、又は支

払いを負担することによってのみ、車両運転手を使用する権利を有する者は含まれない。

(b) 居住目的のためその他、生活施設として人が占拠又は使用する敷地には、この者の施設の使用又は占拠に関連して、この者がアクセスを有し、又はアクセスの認められる共用領域を構成する敷地は含まれない。

(8) 本条において

「敷地」(premises)には、土地として占拠されていると否とを問わず、車両又は可動構造物及びその他の場所が含まれる。

「車両」(vehicle)には、船舶、航空機及びホバークラフトが含まれる。

### 第3章 暗号化等によって保護される電子データの調査

#### 開示を要求する権限

#### 第49条 開示を要求する通知

(1) 次の各号の1に該当するときは、本条の規定を適用する

(a) ある者が文書その他の財産を押収し、保有し、調査し、搜索し、その他これに干渉する制定法上の権限を行使して、被保護情報を占有したか、又は占有する可能性があるとき

(b) ある者が通信を傍受する制定法上の権限を行使して、被保護情報を占有したか、又は占有する可能性があるとき

(c) ある者が第22条第3項若しくは第2章に基づく許可によって、又は第22条第4項に基づく通知の結果として付与された権限を行使して、被保護情報を占有したか、又は占有する可能性があるとき

(d) ある者が(情報を求める要請の結果と

して生じたか否かを問わず)制定法上の義務を遵守して提供又は開示された結果として、被保護情報を占有したか、又は占有する可能性があるとき

(e) 情報機関、警察又は関税及び消費税執行官が制定法上の権限の行使を含まない他の合法的な方法によって、被保護情報を占有したか、又は占有する可能性があるとき

(2) 附則2に基づく権限を有する許可を有する者が、合理的な理由により、次の各号のすべてを信じたときは、当該許可を有する者は、被保護情報へのキーを占有している、とこの者が信じている者への通知によって、被保護情報について開示要求を課することができる。

(a) ある者が被保護情報へのキーを占有していること

(b) 被保護情報について開示要求を課することが、次の1により必要であること

(i) 第3項に該当する理由により

(ii) 公的機関による、制定法上の権限又は制定法上の義務の有効な行使又は適切な履行を確保するため

(c) 当該要求を課することが、その賦課によって達成することが求められる事項に合っていること

(d) 権限を有する許可を有する者が本条に基づく通知を行わないで、明瞭な形式で被保護情報の占有を取得することが、合理的に実施可能でないこと

(3) 被保護情報についての開示要求が次の各号の1により必要であるときは、当該開示要求は、前項b号i中の、第3項に該当する理由により必要とする。

(a) 国家の安全のため

(b) 罪を予防又は探知するため

(c) 連合王国の経済的繁栄のため

(4) 本条に基づいて、被保護情報について開

- 示要求を課する通知は、次の各号の定めるところに従い、かつ f 号の適用上定めた時点は、すべての状況において、合理的な遵守期間を認めるものでなければならない。
- (a) 書面をもって行うか、又は（書面によらないときは）通知を行った旨の記録を明示する方法によって行わなければならない。
- (b) 当該通知に関係する、被保護情報を記載しなければならない。
- (c) 第 2 項 b i 号又は ii に該当する、通知が行われる事項を定めなければならない。
- (d) 通知を行う者が保有する官職、階級又は地位を定めなければならない。
- (e) 附則 2 の適用上、通知を行うための許可を付与する者の官職、階級又は地位を定めるか、又は（通知を行う者が他の者の許可なくして通知を行う資格を有するときは）当該資格が生じた状況を定めなければならない。
- (f) 通知が遵守されるべき時点を定めなければならない。
- (g) 通知によって要求される開示及び開示される形式と方法を記載しなければならない。
- (5) 権限を有する許可を有する者が次の各号のすべてを認めた場合において、この者が法人の上級オフィサーでないとき、又は法人の上級オフィサーがおらず、かつ（被雇用者の場合において）法人のより上級の被雇用者へ通知を行うことが合理的に実施可能な場合における当該法人のより上級の被雇用者もいない、と通知を行う者が認めないときは、被保護情報へのキーを占有していることをもって、法人のオフィサー又は被雇用者へ本条に基づく通知を行ってはならない。
- (a) 2 以上の者が被保護情報へのキーを占有していること
- (b) これらの者が法人のオフィサー又は被雇用者としての資格において当該キーを占有していること
- (c) これらの者のうち別の者が法人自身か、又は法人の別のオフィサー又は被雇用者であること
- (6) 権限を有する許可を有する者が次の各号のすべてを認めた場合において、商事組合の組合員か、又は商事組合のより上級の被雇用者へ通知を行うことが合理的に実施可能な場合における当該組合員もより上級の被雇用者もいない、と通知を行う者が認めないときは、被保護情報へのキーを占有していることをもって、商事組合の被雇用者へ本条に基づく通知を行ってはならない。
- (a) 2 以上の者が被保護情報へのキーを占有していること
- (b) これらの者が商事組合の被雇用者としての資格において当該キーを占有していること
- (c) これらの者のうち別の者が商事組合自身か、又は商事組合の組合員であること
- (7) その他の場合において、第 5 項又は第 6 項によって通知の行われることが要求される者へ通知が行われたときは、通知が行われた目的の全部又は一部が無効となることとなる特別の事案状況が存在する範囲まで、当該条項を適用してはならない。
- (8) 本条に基づく通知によって、次の各号の 1 に掲げる者以外の者へ開示することを要求してはならない。
- (a) 当該通知を行った者
- (b) 当該通知の規定によって、又は規定に従って定めることができる者その他、特定することができる者
- (9) 本条に基づく通知によって、次の各号の両者に該当するキーの開示を要求してはならない。

- (a) 電子署名を生成させる目的のみのために用いられることを目的とするキー
  - (b) 事実上他の目的のために用いられたことがなかったキー
- (10) 法人に関して、本条中の「上級オフィサー」(senior officer)とは、法人の取締役、支配人、秘書役その他の類似するオフィサーをいい、本条の適用上、法人の事務をその構成員が処理する場合における当該法人に関して、「取締役」(director)とは、法人の構成員をいう。
- (11) 附則2(権限を有する許可の定義)が、効力を有する。

#### 第50条 開示要求を課する通知の効力

- (1) 本条の次に掲げる規定に従うことを条件にして、被保護情報につき、関係時点に、被保護情報及び当該情報へのアクセスを取得する方法と明瞭な形式で当該情報を開示する方法の両者を占有している者に開示要求を課する第49条の通知の効力は、次の各号の両者とする。
- (a) この者が、自己の占有しているキーを当該情報へのアクセスを取得するため、又は当該情報を明瞭な形式に置くために用いる資格を有すること
  - (b) この者が、当該要求を課する通知に従って、明瞭な形式で当該情報を開示するように要求されること
- (2) 次の各号の両者に該当するときは、前項b号に基づいて明瞭な形式で情報を開示する要求に服する者は、当該要求を遵守したものとみなすものとする。
- (a) この者が代わりに自己の占有している被保護情報へのキーを開示したとき
  - (b) 当該要求を課する通知に従って、この者が明瞭な形式で当該情報を提供するように要求された者へ、かつ要求された時点ま

- でに当該開示をしたとき
- (3) 被保護情報について、第49条の通知によって、ある者に開示要求が課せられる事案において、次の各号の1に該当したときは、この者に当該開示要求を課する効力は、この者が、当該要求を課する通知に従って、関係時点に自己が占有している被保護情報へのキーを開示するように要求されるものとする。
- (a) この者が当該情報を占有していないとき
  - (b) この者が占有しているキーを用いなければ、この者が当該情報へのアクセスを取得することができず、かつ当該情報を明瞭な形式で開示することができないとき
  - (c) 第51条に基づく指示を遵守して、当該通知により、当該情報へのキーの開示のみで、開示要求を遵守することができる旨が表明されているとき
- (4) ある者(「通知を受けた者」(the person given notice))が次の各号の両者に該当するときは、第5項から第7項までの規定を適用する。
- (a) 第49条の通知によって課せられる開示要求を遵守するために、被保護情報へのキーを開示する資格を有するか、又は開示する義務を負担するとき
  - (b) 当該情報へのキーを2以上占有しているとき
- (5) 当該要求を遵守するために、キーを開示する通知を受けた者が、キーの開示だけで十分な場合における当該キーに加えて、キーの開示を受けた者が当該情報へのアクセスを得、かつ当該情報を明瞭な形式に置くことを可能にすることは、必要でないものとする。
- (6) 次の各号の両者に該当するときは、通知を受けた者は、前項に従って当該要求を遵守するために、キー又はキーの組合せのいずれ

を開示するかを選択することができる。

- (a) 前項によって、通知を受けた者が自己の占有しているキーのすべてを開示しないで要求を遵守することが認められたとき
  - (b) この者が異なるキー又はキーの組合せを占有しており、いずれの開示も、同項に基づいて、要求の遵守を構成するとき
- (7) 第5項及び前項に従うことを条件にして、通知を受けた者が関係時点に自己が占有している被保護情報へのすべてのキーを開示しなかったときは、この者は、キーの開示によって開示要求を遵守したとみなされてはならない。
- (8) 被保護情報につき、第49条の通知によって、ある者に開示要求が課せられた事案において、次の各号のすべてに該当したときは、この者に開示要求を課する効力は、当該要求を課する通知に従って、第9項の規定を適用する、この者の占有しているすべての情報で、かつ当該通知に従って、この者に当該情報へのキーを開示するように要求したと思量される者が、この者に開示するように要求することができるすべての情報を、この者が開示するように要求されるものとする。
- (a) この者が当該情報へのキーを占有していたが、現在は占有していないとき
  - (b) この者が引き続いて当該キーを占有していたとすれば、この者が、当該通知を行うことによって、それを開示するように要求されたと思量されるとき
  - (c) この者が関係時点に第9項の規定が適用される情報を占有しているとき
- (9) 本条の規定は、当該キーを取得すること若しくは発見することを容易にし、又は被保護情報を明瞭な形式に置くことを容易にする情報に適用する。
- (10) 第49条の通知によって課せられる開示要

求に関して、本条中の「関係時点」(relevant time)とは、通知を行う時点又はその後の、当該要求が遵守されることになる時点前の時点をいう。

#### 第51条 キーが要求される事案

- (1) 次の各号の1に該当するときは、被保護情報について開示要求を課する第49条の通知には、第50条第3項c号の適用上の表明が含まれてはならない。
- (a) 附則2の適用上、当該情報に関して当該通知を行うための許可を付与した者が、被保護情報へのキー自体の開示のみで当該要求を遵守することができる旨の指示を与えなかったとき
  - (b) 当該情報に関して当該通知を行うためのある者の許可が当該附則に基づく権限を有する許可を構成する場合におけるその者が、被保護情報へのキー自体の開示のみで当該要求を遵守することができる旨の指示を与えなかったとき
- (2) 次の各号の1に該当するときは、前項の適用上、警察、関税及び消費税執行官又は連合王国軍の構成員による指示が与えられてはならない。
- (a) 警察による指示又は警察の構成員に該当する連合王国軍の構成員による指示の事案にあつては、警察官の長の許可によるか、又は当該指示を得た場合を除いて
  - (b) 関税及び消費税執行官による指示の事案にあつては、関税及び消費税庁委員の許可によるか、又は当該許可を得た場合を除いて
  - (c) 警察の構成員でない連合王国軍の構成員による指示の事案にあつては、旅団長又はそれに相当する階級以上の者の許可によるか、又は当該許可を得た場合を除いて
- (3) 前項の適用上、警察官の長、関税及び消

- 費税庁委員又は前項 c 号に掲げた階級以上の者が与えた許可は、関係する指示に関して、明白に与えられなければならない。
- (4) 何人も、次の各号の両者を信じなかったときは、この者は、第 1 項の適用上、指示を与えてはならない。
- (a) 当該指示が与えられなければ、関係する要求を課することが必要であると信じられた目的の全部又は一部が無効となることとなる特別の事案状況が存在すること
- (b) 当該指示を与えることが、被保護情報へのキー自体の開示による場合を除いて、関係する要求の遵守を禁止することによって達成することが求められる事項に見合っていること
- (5) すべての指示の事案において、前項 b 号の要求が満たされているか否かを考査するに当たって考慮されるべき事項には、次の各号の両者が含まれるものとする。
- (a) 当該キーが開示要求の課せられる、被保護情報へのキーでもある場合における当該被保護情報に加えて、当該情報の範囲及び性質
- (b) 当該指示を与えることが、開示要求の課せられる者が行うビジネス上に及ぼす逆の効力
- (6) 警察官の長、関税及び消費税庁委員又は連合王国軍の構成員が、第 1 項の適用上、開示を行ったときは、当該指示を与えた者は、自己が当該指示を与えた旨を次の各号に掲げた者へ通知するものとする。
- (a) 次の場合において、当該指示を与えた事案にあつては、情報局委員
- (i) 警察の構成員でない連合王国軍の構成員により
- (ii) 北アイルランド地方における連合王国軍の構成員の活動に関連する場合を除いて

- (b) その他の場合にあつては、監視委員長
- (7) 前項に基づく通知は、次の各号の定めるところに従う。
- (a) 当該通知に関係する指示を与えた日の後 7 日を超えない日に行わなければならない。
- (b) 書面によるか、又は関係する委員への電子的手段による伝送によって行うことができる。

### 費用の分担

#### 第52条 開示のための支払いの取決め

- (1) 国務大臣が適切と思料する事案において、第49条の通知を遵守するに当たって、当該通知を受けた者によって生じた費用をこれらの者に適切に分担させることを要求又は許可することが適切である、と自己が思料する取決めが有効である旨を保証することをもって、国務大臣の義務とするものとする。
- (2) 国務大臣は、本条に基づく自己の義務を遵守するために、議会が定める金額から支払いを行う取決めを定めることができる。

### 罪

#### 第53条 通知の不遵守

- (1) 第49条の通知を受けた者が、事実を認識して、通知を行うことによって要求される開示を、当該通知に従って行うことを怠ったときは、この者は、罪を犯したものとする。
- (2) 本条に基づく罪の対人手続において、ある者が、第49条の通知を行った時点で先立つ時点で、被保護情報へのキーを占有していた、ということが立証された場合において、この者が当該通知後で、かつこの者が当該情報の開示の要求を受ける前に、この者が当該キーを占有していなかったことが立証されな

かったときは、この者は、これらの手続のために、その後のすべての時点に、引き続き当該キーを占有していたものとみなすものとする。

(3) 次の各号の両者に該当するときは、本条の適用上、何人も、自己がある時点で被保護情報へのキーを占有していなかったことを立証したものとみなすものとする。

(a) 当該キーを占有していなかったことについての争点を提起するに十分な当該事実の証拠が提示されたとき

(b) 合理的な疑いを超えて、反証が行われなかったとき

(4) 本条に基づく罪の対人手続において、この者が次の各号の両者を立証することをもって、抗弁とするものとする。

(a) この者が第49条の通知に従って、同条の通知を行ったことによって要求された開示を行うように要求された時点前に当該開示を行うことが合理的に実施不可能であったが、

(b) この者が開示を行うために、その後合理的に実施可能な限り速やかに、当該開示を行ったこと

(5) 本条に基づく罪により有罪となった者は、次の各号の定めるところに従う。

(a) 正式起訴に基づく有罪宣告により、2年以下の拘禁若しくは罰金に処し、又は両者を併科する。

(b) 略式起訴に基づく有罪宣告により、6月以下の拘禁若しくは法定上限以下の罰金に処し、又は両者を併科する。

#### 第54条 情報提供

(1) 次の各号に掲げる者の両者が当該通知を行ったこと、その内容及び当該通知を遵守して行った事項を秘匿するように要求する規定が、第49条の通知に含まれていたときは、本

条の規定を適用する。

(a) 当該通知を受けた者

(b) 当該通知又はその内容を知った、その他のすべての者

(2) 次の各号の1に該当する場合を除いて、第49条の通知中に、ある事項を秘匿する要求が含まれてはならない。

(a) 附則2の適用上、通知を行うための許可を付与した者の同意を得て、秘匿する要求が含まれたとき

(b) 当該通知を行った者が、関係する情報に関して、当該通知を行うためのある者の許可が、当該附則に基づく、権限を有する許可を構成したと思料される場合におけるこの者自身であったとき

(3) 第49条の通知には、同条の通知に係する被保護情報について、次の各号の1に該当する場合を除いて、一般的に、又は人の安全上若しくは安寧上、調査若しくは活動の効果又は調査技術の効果を維持するために、特定の人に秘匿することが合理的である方法によって、ある事項を秘匿する要求が含まれてはならない。

(a) 警察、関税及び消費税執行官又は情報機関が当該情報を占有しているとき

(b) 警察、関税及び消費税執行官又は情報機関が当該情報を占有している可能性があるとき

(4) 第49条の通知によって秘匿するように要求された事項を他人に開示した者は、罪を犯したものとして、次の各号に定めるところに従う。

(a) 正式起訴に基づく有罪宣告により、5年以下の拘禁若しくは罰金に処し、又は両者を併科する。

(b) 略式起訴に基づく有罪宣告により、6月以下の拘禁若しくは法定上限以下の罰金に処し、又は両者を併科する。



- (5) 開示についての本条に基づく罪の対人手続において、この者が次の各号の両者を立証することをもって、抗弁とするものとする。
- (a) 被保護情報へのキーが安全でなくなったときに指示するように設計されたソフトウェアの操作によって、開示が完全に影響を受けたこと
- (b) 通知を受けた後又は（場合により）通知若しくはその内容を知った後に、当該開示を阻止する措置を講ずることを、この者に合理的に期待することができなかつたこと
- (6) 開示についての本条に基づく罪の対人手続において、この者が次の各号の両者を立証することをもって、抗弁とするものとする。
- (a) 弁護士による依頼人への本章の規定の効力についての助言に関連して、当該弁護士が開示し、又は当該弁護士へ開示されたこと
- (b) 開示された者、又は場合により開示した者が、依頼人又はその代理人であったこと
- (7) 開示についての本条に基づく罪の対人手続において、弁護士が次の各号の両者により開示したことをこの者が立証することをもって、抗弁とするものとする。
- (a) 法定手続を予測して、又は法定手続に関連して
- (b) 法定手続のために
- (8) 刑事目的を助長するために行われる開示の事案にあつては、第6項の規定も前項の規定も適用してはならない。
- (9) 開示についての本条に基づく罪の対人手続において、当該開示が関係委員へ行われた開示又は次の各号の1によって許可された開示に限定されていたことをこの者が立証することをもって、抗弁とするものとする。
- (a) 当該委員
- (b) 当該通知の文言
- (c) 当該通知を行った者、又はこの者に代わる者
- (d) 次の両者に該当する者、又はこの者に代わる者
- (i) 当該通知に関係する被保護情報を合法的に占有している者
- (ii) 第49条第1項中に掲げたものとして情報を占有した者
- (10) 通知された者以外の者に対する本条に基づく罪の手続において、当該手続が開始されている者が、当該通知に開示された事項を秘匿する要求が含まれていたことを知らず、またそれを疑う合理的な理由を有していなかつたことを、この者が立証することをもって、抗弁とするものとする。
- (11) 本条中の「関係委員」(relevant Commissioner)とは、通信傍受委員、情報局委員又は監視委員若しくは監視委員補をいう。

## 保護策

### 第55条 所定の機関の一般的義務

- (1) 本条の規定は、次の各号のすべての者に適用する。
- (a) 国務大臣及び政府部局を担当するその他の各大臣
- (b) 各警察官の長
- (c) 関税及び消費税庁委員
- (d) 第49条の通知を行うことを含む義務を負担する者にオフィサー又は被雇用者が含まれる、すべての者
- (2) 本章によって、被保護情報へのキーの占有を取得する、自己の管理下にある者に関して、次の各号に掲げる事項を確保するために必要である、と自己が思料する取決めが有効であることを保証することをもって、本条の規定が適用される各人の義務とするものとする

- る。
- (a) 第49条の通知を遵守して開示されたキーが開示されなかったとすれば、同条の通知を行う権限が行使されたか、又は行使される可能性があったと思料される被保護情報へのアクセスを得るために、又は当該情報を明瞭な形式に置くために、当該キーが用いられること
  - (b) 開示されたキーを用いる者が、当該キーに関する被保護情報にキーを使用する資格を有する場合におけるその使用、及びその他の事案の諸状況の両者を考慮して、当該キーの使用が合理的であること
  - (c) これらの事項を考慮して、当該キーの使用と保持が、その使用と保持によって達成することが求められる事項に見合っていること
  - (d) 第49条の通知を遵守して開示されるキーに関して、第3項の要求が満たされること
  - (e) これらの要求が満たされることを保証するために、開示されたキーが保持されている期間中、当該キーが安全な方法で保管されること
  - (f) 開示されたキーによって、被保護情報が明瞭な形式に置かれることを可能にするために、開示されたキーを必要とすることがなくなったときは、当該キーの全記録が（早期に破棄されなかったときは）速やかに破棄されること
- (3) 次の各号の両者が、それぞれ、被保護情報の明瞭な形式に置かれることを可能にするために必要な最小限に制限されているときは、第49条の通知を遵守して開示されたキーに関して、本条の要求が満たされているものとする。
- (a) 当該キーが開示され、その他利用される者の人数
    - (b) 当該キーから作成された写しの数
- (4) 第5項に従うことを条件にして、次の各号の1の結果、関係する者によって損失又は損害が生じたときは、関係する者の訴訟又は要求により、本条の規定が適用される者に対して、義務違反又は取決め違反を提訴することができるものとする。
- (a) 第2項によって、本条の規定が適用される者に課せられる義務の本人による違反
  - (b) 本条の規定が適用される者の管理下にある者に関して、同項を遵守して作成された取決めの人による違反
- (5) 何人も、次の各号の1に該当する者であるときは、前項の適用上、この者を関係する者とし、損失又は損害は、b号に該当する者の事案において、その者の情報又はキーでなければならない特定の被保護情報又は特定のキーの開示に損失又は損害が関係している範囲にのみ考慮されるものとする。
- (a) 第49条の通知を遵守して開示した者
  - (b) 当該通知を遵守して、その被保護情報又はキーが開示された者
- (6) 第5項の適用上
- (a) 何人も、情報の無許可開示によって侵害されると思料される権利を有するときは、当該情報は、この者に帰属しているものとする。
  - (b) あるキーが、ある者に帰属する情報へのキーであるか、又はある者が当該キーの無許可開示によって侵害されると思料される権利を有するときは、当該キーは、この者に帰属しているものとする。
- (7) 第4項によって開始された手続において、関係委員によって提示されるか、又は提示された、当該手続に関係する事項についての意見を考慮することをもって、裁判所の義務とするものとする。
- (8) 本条中の「関係委員」(relevant commis-

sioner) とは、通信傍受委員、情報局委員、北アイルランド調査権限委員又は監視委員若しくは監視委員補とする。

### 第3章の解釈

#### 第56条 第3章の解釈

##### (1) 本章において

「警察官の長」(chief officer of police) とは、次の各号に掲げる者のすべてをいう。

- (a) 1996年警察法 [1996 c.16] 第2条又は1967年警察(スコットランド)法 [1967 c.77] 第1条に基づいて、又はこれらの条項によって維持される警察の警察署長
- (b) 首都圏警察長官
- (c) ロンドン市警長官
- (d) 王立アルスター警察隊隊長
- (e) 防衛警察省の警察署長
- (f) 英国海軍統制支部憲兵隊長
- (g) 英国陸軍警察憲兵隊長
- (h) 英国空軍警察憲兵隊長
- (i) 英国交通警察の警察署長
- (j) 国家刑事情報局長官
- (k) 国家犯罪対策班長官

「関税及び消費税執行官」(the custom and excise) とは、関税及び消費税庁委員並びに関税吏をいう。

「電子署名」(electronic signature) とは、次の各号のすべてに該当する電子形式の事項をいう。

- (a) 電子通信又はその他の電子データ中に組み入れられ、その他論理的にこれらに付随する電子形式の事項
- (b) 通信又はデータの署名者又はその他の情報源によって生成される電子形式の事項
- (c) 署名者又はその他の情報源と通信又はデータ間のリンクによって、通信又はデータの信憑性の確立、その保全の確立又はそ

の両者を容易にするために用いられる電子形式の事項

電子データに関して、「キー」(key) とは、キー、コード、パスワード、アルゴリズムその他のデータであって、それを使用することによって(他のキーを用いると否とを問わず) 次の各号の1に該当するものをいう。

- (a) 電子データへアクセスさせるキー
- (b) 当該データを明瞭な形式に置くことを容易にするキー

「警察」(the police) とは、次の各号の1をいう。

- (a) 警察官
- (b) 首都圏警察長官又は首都圏警察長官補
- (c) ロンドン市警長官

「被保護情報」(protected information) とは、当該データへのキーがなければ、次の各号の1に該当する電子データをいう。

- (a) アクセスすることができないか、又は迅速にアクセスすることができない電子データ
- (b) 明瞭な形式に置くことができないか、又は迅速に明瞭な形式に置くことができない電子データ

「第49条の通知」(section 49 notice) とは、第49条に基づく通知をいう。

「令状」(warrant) には、(記載の如何を問わず) 他の事案においては、令状によって付与することができると同種の権限を付与する許可、通知その他の命令が含まれる。

(2) 本章において、人が(被保護情報へのキーを含む) 情報を占有しているという文言には、次の各号のすべてが含まれる。

- (a) 当該情報に関する限り、自己の管理下にある者が情報を占有していること
- (b) この者が情報へアクセスする直接の権利を有しているか、又は自己に情報を伝送させ、その他提供させる直接の権利を有し

ていること

- (c) 情報が、制定法上の権限を行使して、かつその他により情報を占有しないで、自己又はその管理下にある者が保持し、調査し、又は搜索する資格を有する事項であるか、又はそれを含んでいること
- (3) 本章において、ある事項が明瞭であること、又は明瞭な形式に置かれるという文言には、その事項に暗号化又は類似のプロセスが適用される前に、それが存在していた状態にあったこと、又は場合によりある事項がその状態の中に蓄積されていることが含まれる。
- (4) 本条において
  - (a) 通信又はデータの信憑性は、次の各号の1以上による。
    - (i) 通信又はデータの発生が特定の者又はその他の情報源に由来しているか否か
    - (ii) 通信又はデータの日時が正確か否か
    - (iii) 通信又はデータが法的効力を有することが想定されているか否か
  - (b) 通信又はデータの保全是、通信又はデータの加工又はその他の変更があったか否かによる。

#### 第4章 情報機関の調査権限及び職務の精査等

##### 委員

#### 第57条 通信傍受委員

- (1) 首相は、通信傍受委員として周知されている委員を任命するものとする。
- (2) 第4項に従うことを条件にして、通信傍受委員は、次の各号のすべてを審査するものとする。
  - (a) 国務大臣による、第1条から第11条までの規定により、又はこれらの規定に基づいて自己に付与され、又は課せられた権限

の行使及び義務の履行

- (b) 当該権限及び義務が付与され、又は課せられた者による、第1章第2節によって、又は同節に基づいて付与され、又は課せられた権限の行使及び義務の履行
- (c) 第1章に基づいて取得された情報に関して、国務大臣による、第3章によって、又は同章に基づいて自己に付与され、又は課せられた権限の行使及び義務の履行
- (d) 次に掲げる義務の両者を履行することが求められる取決めの適切性
  - (i) 第15条によって国務大臣に課せられる義務
  - (ii) 第1章に基づいて取得される情報に適用することができる限りにおいて、第55条によって課せられる義務
- (3) 通信傍受委員は、(行政審判所が決定する争点に関する自己の意見を含めて) 行政審判所が次の各号の1について要求することができるすべての援助を行政審判所に与えるものとする。
  - (a) 行政審判所による、ある事項の調査に関連して
  - (b) その他、行政審判所による、ある事項の考査又は決定のため
- (4) 通信傍受委員が下位の法令を制定し、改正し、又は撤回する国務大臣の権限の行使を審査することをもって、通信傍受委員の職務としてはならない。
- (5) 何人も、(1876年上訴管轄法 [1876 c.59] の意味の枠内における) 高等司法職を保有していないとき、又は保有していなかったときは、この者は、本条に基づいて通信傍受委員として任命されてはならない。
- (6) 通信傍受委員は、その任命の条件に従って官職を保有し、かつ議会が定める金額から、大蔵省が決定することのできる手当が当該委員に支払われるものとする。

- (7) 国務大臣は、通信傍受委員と協議した後、次の各号の両者を行うものとする。
- (a) 当該委員がその職務を適切に行うことができることを確保するのに十分な技術上の便宜を当該委員に利用させること
- (b) 人数に関して大蔵省の承認に従うことを条件にして、当該委員がその職務を適切に行うことができることを確保するのに十分なスタッフを当該委員に提供すること
- (8) 本条の発効後、1985年通信傍受法 [1985 c.56] 第8条に基づく委員としての官職を保有する委員は、次の各号の両者について、本法に基づいて任命されたものとして、通信傍受委員としての官職を取得し、かつ保有するものとする。
- (a) 同法に基づく官職期間の満了していない期間中
- (b) その他、同法に基づくその任命の条件によって

#### 第58条 第57条委員との協力及び第57条委員による報告

- (1) 通信傍受委員が前条に基づいてその職務の執行を可能にするために、当該委員が要求することのできる文書及び情報のすべてを当該委員へ開示し、又は提供することをもって、次の各号に掲げる者のすべての義務とするものとする。
- (a) 官吏の官職を保有するすべての者
- (b) 国家刑事情報局のすべての構成員
- (c) 国家犯罪対策班のすべての構成員
- (d) 警察が雇用した者又は警察のために雇用された者のすべて
- (e) 第11条の適用上、傍受令状の執行に援助を提供するように要求されたすべての者
- (f) 第12条に基づいて措置を講ずる負担が課せられたすべての者
- (g) 第22条第3項に基づく許可を付与した

- 者又は当該許可が付与された者のすべて
- (h) 第22条第4項に基づく通知を受けたすべての者
- (i) 第1章に基づいて取得された情報に関して、第49条に基づく通知を受けたすべての者
- (j) e号、f号、h号又はi号に該当する者のビジネスのためのすべての現被雇用者又は被雇用者であった者
- (2) 通信傍受委員が次の各号の両者を認めたときはいつでも、当該委員は、当該違反について首相へ報告するものとする。
- (a) 当該委員に関係する事項に関して、本条の規定の違反があったこと
- (b) 当該違反が行政審判所による首相への報告の対象でなかったこと
- (3) 通信傍受委員に関する事項に関して、第15条及び第55条によって課せられる義務を履行することが求められた取決めが不適切であったと判明した、と当該委員が認めたときはいつでも、当該委員は、これらの取決めについて首相へ報告するものとする。
- (4) 各暦年の終了後、実施可能な限り速やかに、通信傍受委員は、自己の職務の執行について首相へ報告するものとする。
- (5) 通信傍受委員はまた、いつでも自己の職務の執行に関係する事項に関して、自己が適切と思料するその他について首相へ報告するものとする。
- (6) 首相は、第4項に基づいて通信傍受委員が作成したすべての年報の写しを、ある事項が第7項を遵守して当該写しから排除されたか否かに関する表明と併せて、議会の各院へ提出するものとする。
- (7) 首相が通信傍受委員と協議した後、年報中のある事項の公表が公共の利益に反するか、又は次の各号の1に不利益であると認めるときは、首相は、議会の各院へ提出された

報告の写しから当該事項を排除することができる。

- (a) 国家の安全
- (b) 重大な罪の予防又は探知
- (c) 連合王国の経済的繁栄
- (d) 公的機関の活動に、通信傍受委員による審査に服する活動が含まれる場合における、当該機関の職務の執行の継続

#### 第59条 情報機関委員

- (1) 首相は、情報機関委員として周知されている委員を任命することができる。
- (2) 第4項に従うことを条件にして、次の各号のすべてが、通信傍受委員によって審査されるように要求されない限り、情報機関委員が審査するものとする。
  - (a) 国務大臣による、1994年情報機関法 [1994 c.13] 第5条から第7項までの規定（無線電信妨害、不動産への立入り及び不動産侵奪等のための令状）に基づくその権限の行使
  - (b) 次に掲げる活動の両者に関連して、又はこれらに関して、国務大臣による、本法第2章及び第3章によってこれらの者に付与され、又は課せられた権限の行使及び義務の履行
    - (i) 情報機関の活動
    - (ii) 国防省の職員及び連合王国の構成員の、北アイルランド地方以外の場所における活動
  - (c) 情報機関の構成員による、本法第2章及び第3章によって、又はこれらの章に基づいてこれらの者に付与され、又は課せられた権限の行使及び義務の履行
  - (d) 国防省の職員及び連合王国の構成員による、第2章及び第3章によって、又はこれらの章に基づいて国防省の職員又は連合王国軍の構成員に付与され、又は課せられ

た、北アイルランド地方以外の場所における権限の行使及び義務の履行

- (e) 次に掲げる両者について、第55条によって課せられた義務を履行することが求められる取決めの適切性
  - (i) 情報機関の構成員に関して
  - (ii) 国防省の職員及び連合王国の構成員に関して、北アイルランド地方以外の場所におけるこれらの者の活動に関連して
- (3) 情報機関委員は、（行政審判所が決定する争点に関する自己の意見を含めて）行政審判所が次の各号の1について要求することができるすべての援助を行政審判所に提供するものとする。
  - (a) 行政審判所による、すべての事項の調査に関連して
  - (b) その他、行政審判所による、すべての事項の考査又は決定のために
- (4) 下位の法令を制定し、改正し、又は撤回する国務大臣の権限の行使を審査することをもって、情報機関委員の職務としてはならない。
- (5) 何人も、（1876年上訴管轄法 [1876 c.59] の意味の枠内における）高度の司法職を保有していないとき、又は保有していなかったときは、この者は、本条に基づいて情報機関委員として任命されてはならない。
- (6) 情報機関委員は、その任命の条件に従って官職を保有し、かつ議会が定める金額から、大蔵省が決定することのできる手当が当該委員に支払われるものとする。
- (7) 国務大臣は、情報機関委員と協議した後、かつ人数に関して大蔵省の承認に従うことを条件にして、当該委員の職務の執行のために自己が必要と思料するスタッフを当該委員に提供するものとする。
- (8) 1989年安全局法 [1989 c.5] 第4条及び1994年情報機関法 [1994 c.13] 第8条の規

定は、失効するものとする。

- (9) 本条の発効後、1994年情報機関法第8条に基づく委員としての官職を保有する委員は、次の各号の両者について、本法に基づいて任命されたものとして、情報機関委員としての官職を取得し、かつ保有するものとする。
- (a) 同法に基づく官職期間の満了していない期間中
- (b) その他、同法に基づくその任命の条件によって

#### 第60条 第59条委員との協力及び第59条委員による報告

- (1) 情報機関委員が前条に基づいてその職務の執行を可能にするために、当該委員が要求することのできる文書及び情報のすべてを当該委員へ開示し、又は提供することをもって、次の各号に掲げる者のすべての義務とするものとする。
- (a) 情報機関のすべての構成員
- (b) 国務大臣の部署のすべての職員
- (c) 連合王国軍のすべての構成員
- (2) 各暦年の終了後、実施可能な限り速やかに、情報機関委員は、自己の職務の執行について首相へ報告するものとする。
- (3) 情報機関委員はまた、いつでも自己の職務の執行に関係する事項に関して、自己が適切と思料するその他について首相へ報告するものとする。
- (4) 首相は、第2項に基づいて情報機関委員が作成したすべての年報の写しを、ある事項が第5項を遵守して当該写しから排除されたか否かに関する表明と併せて、議会の各院へ提出するものとする。
- (5) 首相が情報機関委員と協議した後、年報中のある事項の公表が公共の利益に反するか、又は次の各号の1に不利益であると認め

たときは、首相は、議会の各院へ提出された報告の写しから当該事項を排除することができる。

- (a) 国家の安全
- (b) 重大な罪の予防又は探知
- (c) 連合王国の経済的繁栄
- (d) 公的機関の活動に、情報機関委員による審査に服する活動が含まれる場合における、当該機関の職務の執行の継続
- (6) 第41条第7項の規定は、同条のために適用すると同様に、本条のために適用ものとする。

#### 第61条 北アイルランド調査権限委員

- (1) 首相は、北アイルランド第一大臣及び第一副大臣と協議した後、北アイルランド調査権限委員として周知されている委員を任命するものとする。
- (2) 北アイルランド調査権限委員は、第2章に基づく権限又は義務が付与され、又は課せられた者による、北アイルランド第一大臣及び第一副大臣局が下した第30条に基づく命令によって付与され、又は課せられた、北アイルランド地方における権限の行使又は義務の履行を審査するものとする。
- (3) 北アイルランド調査権限委員は、(行政審判所が決定する争点に関する自己の意見を含めて) 行政審判所が次の各号の1について要求することができるすべての援助を行政審判所に提供するものとする。
- (a) 行政審判所による、すべての事項の調査に関連して
- (b) その他、行政審判所による、すべての事項の考査又は決定のために
- (4) 調査権限委員がその職務の執行を可能にするために、当該委員が要求することのできる文書及び情報のすべてを当該委員へ開示し、又は提供することをもって、次の各号に

- 掲げる者のすべての義務とするものとする。
- (a) 許可を与え、または付与する職務が北アイルランド調査権限委員による審査に服する場合における当該許可を与え、若しくは付与したすべての者、又は申請によって当該許可が与えられ、若しくは付与された場合における当該申請を行った者
- (b) 当該許可の権限を伴う行為に従事したすべての者
- (c) a号に該当する者と同一の公的機関の官職、階級又は地位を保有しているか、又は保有していたすべての者
- (d) (第2章の意味の枠内において) 公的機関の利益のために当該審査に服するか、又は服する可能性のある活動が行われたか、又は行われる可能性がある場合における当該公的機関の官職、階級又は地位を保有し、又は保有していたすべての者
- (5) 各暦年の終了後、実施可能な限り速やかに、北アイルランド調査権限委員は、当該委員の職務の執行について、北アイルランド第一大臣及び第一副大臣へ報告するものとする。
- (6) 北アイルランド第一大臣及び第一副大臣は、前項に基づいて北アイルランド調査権限委員が作成したすべての年報の写しを、ある事項が第7項を遵守して当該写しから排除されたか否かに関する表明と併せて、北アイルランド議会へ提出するものとする。
- (7) 北アイルランド第一大臣及び第一副大臣が北アイルランド調査権限委員と協議した後、年報中のある事項の公表が公共の利益に反するか、又は次の各号の1に不利益であると認めたときは、両大臣は、北アイルランド議会へ提出された報告の写しから当該事項を排除することができる。
- (a) 重大な罪の予防又は探知
- (b) 公的機関の活動に、当該委員による審

査に服する活動が含まれる場合における当該機関の職務の執行の継続

- (8) 何人も、次の各号の1について北アイルランド地方における官職を保有していないか、又は保有していなかったときは、この者は、本条に基づいて調査権限委員として任命されてはならない。
- (a) この者が、現在又は過去における、(1876年上訴管轄法 [1876 c.59] の意味の枠内における) 高等司法職の保有者であるか、又は保有者であったという資格において
- (b) 県裁判所判事として
- (9) 北アイルランド調査権限委員は、その任命の条件に従って官職を保有し、かつ北アイルランド統合基金から、金融及び人事省が決定することのできる手当が当該委員に支払われるものとする。
- (10) 北アイルランド第一大臣及び第一副大臣は、北アイルランド調査権限委員と協議した後、当該委員の職務の執行のために自己が必要と思料するスタッフを当該委員に提供するものとする。

#### 第62条 監視委員長の追加職務

- (1) 次の各号のすべてが、通信傍受委員、情報機関委員又は北アイルランド調査権限委員によって審査されるように要求されない限りにおいて、監視委員長が、(1997年警察法 [1997 c.50] に基づくその職務に加えて) これらを維持するものとする。
- (a) 第2章によって、又は同章に基づいて付与され、又は課せられた権限及び義務が付与され、又は課せられた者による、当該権限の行使及び義務の履行
- (b) 司法機関による許可を得た場合を除いて、司法機関以外の者による、第3章によって、又は同章に基づいて付与され、又



- は課せられた権限の行使及び義務の履行
- (c) ある者の行為が前項に基づいて審査に服する場合におけるその者に関して、第55条によって課せられた義務を履行することが求められる取決めの適切性
- (2) 下位の法令を制定し、改正し、又は撤回する国务大臣の職務の執行を審査することをもって、本条による監視委員長の職務としてはならない。
- (3) 本条中の「司法機関」(judicial authority) とは、次の各号に掲げる者をいう。
- (a) 高等法院若しくは刑事法院の裁判官又は巡回裁判官
- (b) 刑事上級裁判所裁判官又は執行官
- (c) 治安判事
- (d) 県裁判所裁判官又は北アイルランド居住の治安判事
- (e) 刑事法院の裁判官の裁判権又は治安判事の裁判権を行使する資格を有する司法官職を保有する者

### 第63条 監視委員補

- (1) 首相は、(常任の監視委員に加えて) 人数に関して監視委員長と協議した後、本条に基づいて監視委員長に援助を提供するために、首相が必要と思料する人員を監視委員補として任命することができる。
- (2) 何人も、次の各号の1としての官職を保有していないか、又は保有していなかったときは、この者は、監視委員補として任命されてはならない。
- (a) 刑事法院の裁判官又は巡回裁判官
- (b) スコットランド執行官
- (c) 北アイルランド県裁判所裁判官
- (3) 監視委員長は、次の各号の1を行うことができる。
- (a) 常任の監視委員又は監視委員補に対し、第62条第1項に基づいて監視委員長の

- 職務の執行に援助を提供するように要求すること
- (b) 本法第2章の規定に相当するスコットランド議会法の規定に関して、監視委員補に対し、同法に基づいて監視委員長の相当する職務の執行に援助を提供するように要求すること
- (4) 本条に基づいて提供することができる援助には、次の各号の両者が含まれる。
- (a) 監視委員長に代わって行う、すべての事項の審査行為
- (b) 審査された事項についての監視委員長への報告
- (5) 1997年警察法 [1997 c.50] 第91条(委員) 第3項から第8項までの規定は、同条に基づいて任命された者に関して適用すると同様に、本条に基づいて任命された者に関して適用する。

### 第64条 委員の職務の委任

- (1) スコットランド議会法の制定又は規定によって、又はこれらに基づいて、関係委員が行うことが許可又は要求された事項は、その目的のために(一般的であると、特別であるとを問わず) 当該委員が権限を付与した当該委員のスタッフの構成員が行うことができる。
- (2) 本条中の「関係委員」(relevant Commissioner) とは、通信傍受委員、情報機関委員、北アイルランド調査権限委員又は監視委員若しくは監視委員補をいう。

### 行政審判所

### 第65条 行政審判所

- (1) 本条によって付与された裁判権を行使するために、開封勅許状をもって国王が任命することのできる構成員数によって構成される行政

審判所が設置されるものとする。

(2) 行政審判所の裁判権は、次の各号のすべてとする。

(a) 本条第3項に該当する1998年人権法 [1998 c.42] 第1条a号に基づく手続(条約上の権利と両立しない訴訟のための手続)に関して、同法第7条の適用上、権限を有する唯一の行政審判所であること

(b) 第4項に従って、行政審判所が権限を有する裁判所となる不服申立てに該当する、行政審判所へ行った不服申立てを審査し、かつ決定すること

(c) 第17条によって、ある事項の民事手続において、又は当該手続のために、ある者がすべての事項に関して信頼して、禁止又は制限の結果としてこの者が損害を被った旨のこの者による行政審判所への事件付託を審査し、かつ決定すること

(d) 国務大臣が命令をもって定めた規定に従って行政審判所へ配分することができる、第3項に該当するその他の手続を審査し、かつ決定すること

(3) ある手続が次の各号の1の手続に該当するときは、当該手続は、前項d号中の、第3項に該当する手続とする。

(a) 情報機関に対する手続

(b) 情報機関による、又は情報機関に代わる者による行為又は提起された行為についての、他の者に対する手続

(c) 第55条第4項によって提起された手続

(d) 異議を申し立てることができるある状況において第5項に該当する行為が行われたことに関係する手続

(4) ある不服申立てが、次の各号の両者に該当する、と被害者が信ずる第5項に該当する行為の本人による不服申立てであるときは、行政審判所は、当該不服申立てに対する権限を有する裁判所とする。

(a) 被害者に関して、その不動産に関して、被害者が送信し、被害者へ送信され、若しくは被害者へ宛てられた通信に関して、又は被害者による、郵便業務若しくは遠隔通信システムの使用に関して行われた行為

(b) 異議を申し立てることができる状況において行われたか、又は情報機関若しくは情報機関に代わる者によって行われた行為

(5) 第6項に従うことを条件にして、ある行為が(いつ行われたかを問わず)次の各号に該当する行為であるときは、この行為は、前項中の、第5項に該当する行為とする。

(a) 情報機関による、又は情報機関に代わる者による行為

(b) 郵便業務又は遠隔通信システムによる通信の伝送の過程における通信の傍受のための、又は通信の傍受に関連する行為

(c) 第1章第2節の規定が適用される行為

(d) 第2章の規定が適用される行為

(e) 第49条に基づく通知又は被保護情報へのキーの開示又は使用

(f) 不動産への立入り、不動産侵奪又は無線電信妨害

(6) 前項d号又はf号に掲げる行為が、次の各号の1の官職、階級又は地位を保有する者又はこの者に代わる者による行為でないときは、第3項のみの適用上、当該行為は、同項に該当するものとみなしてはならないものとし、第48条第5項の規定は、第2章のために適用すると同様に、本項のために適用するものとする。

(a) 情報機関

(b) 連合王国軍

(c) 警察

(d) 国家刑事情報局

(e) 国家犯罪対策班

(f) 関税及び消費税庁委員

(7) 本条の適用上、次の各号の1に該当するときは、当該行為は、異議を申し立てることができる状況において行われたものとするが、当該行為が司法機関によって許可され、又は司法機関の許可を得て行われる範囲まで、当該行為は、異議を申し立てることができる状況において行われたものでないものとする。

(a) ある行為が第8項に該当する事項の許可を得て、又は推定的許可を得て行われたとき

(b) (当該許可の存在の有無を問わず) 当該許可がなかったとすれば、又は当該許可が求められるべきか否かの適切な考慮が払われなかったとすれば、当該状況が、当該行為を行うことの適切でなかったと思料される状況であったとき

(8) 次の各号の1を、前項a号中の、第8項に該当する事項とする。

(a) 傍受令状又は1985年通信傍受法 [1985 c.56] に基づく令状

(b) 本法第1章第2節に基づく許可又は通知

(c) 本法第2章に基づく許可又は同章で定めた規定に相当する規定を定めたスコットランド議会法中に含まれる、若しくは当該法律に基づいて定める制定法・制定法規に基づく許可

(d) 本法附則2の適用上の許可

(e) 本法第49条に基づく通知

(f) 1997年警察法 [1997 c.50] 第90条に基づく許可

(9) (行政審判所に関してさらに規定を定めた) 附則3が、効力を有するものとする。

(10) 本条において、次の各号の定めるところに従うものとし、かつb号中の、人がキー又は被保護情報を占有するという文言は、第56条に従って解釈するものとする。

(a) キー及び被保護情報は、第56条に従って解釈するものとする。

(b) 人に関して行われる、被保護情報へのキーの開示又はその使用は、人が当該キー又は被保護情報を占有する事案において行われる当該開示又は使用とする。

(c) 被保護情報へのキーの開示又はその使用には、当該情報へのキーを占有しているか、又は占有していた者による被保護情報の(第56条の意味の枠内における)明瞭な形式での開示が含まれる。

(11) 本条中の「司法機関」(judicial authority) とは、次の各号に掲げる者をいう。

(a) 高等法院若しくは刑事法院の裁判官又は巡回裁判官

(b) 刑事上級裁判所裁判官又は執行官

(c) 治安判事

(d) 県裁判所裁判官又は北アイルランド居住の治安判事

(e) 刑事法院の裁判官又は治安判事の裁判権を行使する資格を有する司法官職を保有する者

#### 第66条 行政審判所へ手続を配分する命令

(1) 前条第2項d号に基づいて行政審判所へ手続を配分する命令は、次の各号の定めるところに従う。

(a) 当該命令により、当該事項に関して、ある裁判所又は審判所の裁判権の排除のために行政審判所が裁判権を行使する旨を定めることができる。

(b) 当該命令により前号のとおり定めたときは、当該命令中に定める状況において、当該命令とは別に裁判権を有していたと思料される裁判所又は審判所へ手続を移送する権限を行政審判所に付与する規定を含めなければならない。

(2) 前条第2項d号に基づく命令による規定

を定めるに当たっては、國務大臣は、特に、次の各号の両者を考慮するものとする。

- (a) 行政審判所へ配分された手続が適切に審査され、かつ考査されることを確保する必要性
  - (b) 情報が、公共の利益に反するか、又は国家の安全、重大な罪の予防若しくは探知、連合王国の経済的繁栄若しくは情報機関の職務の執行の継続に不利益な範囲まで、又は不利益な方法で開示されないことを確保する必要性
- (3) 前条第2項b号に基づく命令の草案が未だ議会に提出されておらず、かつ各院の決議によって承認されなかったときは、國務大臣は、当該命令を下してはならない。

#### 第67条 行政審判所の裁判権の行使

- (1) 第4項及び第5項に従うことを条件にして、次の各号の両者をもって、行政審判所の義務とするものとする。
- (a) 第65条第2項a号又はb号によって、行政審判所へ提起された手続を審査し、かつ決定すること
  - (b) 第65条第2項b号又はc号によって、行政審判所へ行った不服申立て又は事件付託を考査し、かつ決定すること
- (2) 行政審判所が第65条第2項a号によって手続を審査するときは、これらの手続においてその決定を行うために、司法審査を求める申立てによって裁判所が採用すると思料される原則と同一の原則を採用するものとする。
- (3) 行政審判所が第65条第2項b号によって自己へ行った不服申立てを考査するときは、次の各号のすべてをもって、行政審判所の義務とするものとする。
- (a) 不服申立てにおける被告発人が、次の1に関して、第65条第5項に該当する行為に従事していたか否かを調査すること

- (i) 不服申立人
  - (ii) 不服申立人の財産
  - (iii) 不服申立人へ送信し、不服申立人へ送信され、又は不服申立人へ宛てられた通信
  - (iv) 不服申立人による、郵便業務、遠隔通信業務又は遠隔通信システムの使用
- (b) 従事していたと行政審判所が認定した、第65条第5項に該当する行為の許可(あるとすれば)を調査すること
- (c) 行政審判所の調査に基づく行政審判所の認定に関して、司法審査を求める申立てによって裁判所が採用すると思料される原則と同一の原則を採用して、不服申立てを決定すること
- (4) 当該手続の開始、不服申立て又は事件付託が軽率又は乱用である、と行政審判所が認めるときは、行政審判所は、義務に基づいて、手続、不服申立て又は事件付託を審査、考査又は決定してはならない。
- (5) すべての状況を考慮して、行政審判所が公正と確信した場合を除き、第65条第2項b号によって行われる不服申立てが、それに関係する行為の行われた後、1年を超えて行われたときは、行政審判所は、当該不服申立てを考査又は決定してはならない。
- (6) 第69条に基づく準則をもって定める規定に従うことを条件にして、行政審判所で手続が開始され、又は当該審判所へ事件付託が行われたときは、行政審判所は、最終決定までの間、自己が適切と思料する仮命令を定める権限を有するものとする。
- (7) 第69条に基づく準則をもって定める規定に従うことを条件にして、行政審判所は、手続、不服申立て又は事件付託を決定するに当たって、自己が適切と思料する補償額又はその他の命令を定める権限を有するものとし、かつ第69条第2項h号に基づいて準則を定

- める権限を損なわないで、行政審判所が定めることのできるその他の命令には、次の各号に定める命令の両者が含まれる。
- (a) 令状又は許可を破棄し、又は取り消す命令
- (b) 次の1に該当する情報の記録の破棄を要求する命令
- (i) 令状又は許可によって付与された権限を行使して取得された情報
- (ii) 人に関して公的機関が保有する情報
- (8) 国務大臣が命令をもって別に定めることのできる範囲までを除いて、行政審判所の決定、補償額、命令又はその他の決定は、(行政審判所が裁判権を有するか否かに関する決定を含めて) 裁判所において上訴すること、又は尋問を受けることに服してはならない。
- (9) 行政審判所による、第65条第2項c号又はd号に基づく裁判権の行使に対し、有効に裁判所への上訴を認める、第8項に基づく命令がいつでも存在することを確保することをもって、国務大臣の義務とするものとする。
- (10) 第8項に基づく命令中に含めることができる規定には、次の各号のすべてを含めることができる
- (a) 上訴を審理する審判所又は団体の設置及び構成員のための規定
- (b) 当該審判所又は団体への人の任命、並びにこれらの者へ支払うべき報酬と手当及び当該審判所の費用についての規定
- (c) 現在する裁判所又は審判所への、上訴を審理する裁判権の付与
- (d) 行政審判所の手続、又は行政審判所へ行った不服申立て若しくは事件付与に関して、第69条に基づいて、準則をもって定めることができる規定に相当する、命令に基づく上訴に関する規定
- (11) 第8項に基づく命令の草案が未だ議会に

提出されておらず、かつ各院の決議によって承認されなかったときは、国務大臣は、当該命令を下してはならない。

- (12) 国務大臣は、第8項に基づく命令を下すに先立って、スコットランドの閣僚に諮問するものとし、当該命令は、スコットランド議会へ提出されるものとする。

#### 第68条 行政審判所手続

- (1) 第69条に基づいて定めた準則に従うことを条件にして、行政審判所は、自己へ提起した、又は自己へ行った手続、不服申立て又は事件付託に関して、固有の手続を決定する資格を有するものとする。
- (2) 行政審判所は、次の各号の1について、関係する事項に関して職務を有する行政審判所へ出頭する関係委員に対し、(行政審判所が決定する争点に関する当該委員の意見を含めて) 自己が適切と思料するすべての援助を自己に提供するように要求する権限を有するものとする。
- (a) すべての事項の調査に関連して
- (b) その他、行政審判所による、すべての事項の考査又は決定のために
- (3) 行政審判所がすべての事項に関係する手続、不服申立て又は事件付託を審査又は考査するときは、行政審判所は、当該事項に関して職務を有する、行政審判所へ出頭するすべての関係委員が次の各号の両者に該当することを確保するものとする。
- (a) 当該事項が、行政審判所で開始され、又は行政審判所へ行った手続、不服申立て又は事件付託の対象であることを知っていること
- (b) 当該事項について行政審判所が行った決定、補償額、命令又はその他の決定の通知を受けていること
- (4) 行政審判所が行政審判所で開始され、又

は行政審判所へ行った手続、不服申立て又は事件付託を決定したときは、行政審判所は(第69条第2項i号によって定めた準則に従うことを条件にして)、不服申立人に対し、場合により次の各号の表明のいずれかに限定される通知を行うものとする。

- (a) 行政審判所が不服申立人の利益に決定した旨の表明
  - (b) 不服申立人の利益に決定しなかった旨の表明
- (5) 次の各号の両者に該当するときは、当該審判所は、その認定を首相へ報告するものとする。
- (a) 行政審判所が、行政審判所で手続を開始した者又は行政審判所へ不服申立て若しくは事件付託を行った者の利益に決定したとき
  - (b) 当該決定が、国務大臣による、若しくは国務大臣に代わる者による作為若しくは不作為に関係しているか、又は国務大臣が令状を発付し、許可を付与し、又は許可を与えた行為に関係していたとき
- (6) 行政審判所が次の各号の1を可能にするために行政審判所が要求することのできる文書及び情報のすべてを行政審判所へ開示又は提供することをもって、第7項に掲げる者の義務とするものとする。
- (a) 第65条によって、又は同条に基づいて当該審判所に付与された裁判権を行使すること
  - (b) その他、本法によって、又は本法に基づいて行政審判所に付与され、又は課せられた権限を行使し、又は義務を履行すること
- (7) 前項中の、第7項に掲げる者は、次の各号に掲げる者のすべてとする。
- (a) 官吏の官職を保有するすべての者
  - (b) 国家刑事諜報局のすべての構成員

- (c) 国家犯罪対策班のすべての構成員
  - (d) 警察が雇用した者、又は警察のために雇用された者のすべて
  - (e) 傍受令状の執行に援助を提供するために、第11条の適用上要求されるすべての者
  - (f) 第12条に基づいて措置を講ずる負担が課せられたすべての者
  - (g) 第22条第3項に基づいて許可を付与した者又は許可が付与された者のすべて
  - (h) 第22条第4項に基づいて通知を受けたすべての者
  - (i) 本法第2章に基づく許可又は1997年警察法 [1997 c.50] 第3章に基づく許可を付与し、若しくは与えた者、又は申請によって当該許可が付与され、若しくは与えられた場合における当該申請を行った者のすべて
  - (j) 前号に該当する者と同じの公的機関の官職、階級又は地位を保有しているか、又は保有していたすべての者
  - (k) 本法第22条若しくは第2章に基づく許可又は1997年警察法第3章に基づく許可の権限を伴う行為に従事したすべての者
  - (l) 公的機関の利益のために当該許可を与えたか、又は与えることができる場合における当該公的機関の官職、階級又は地位を保有しているか、又は保有していたすべての者
  - (m) 第49条に基づく通知を受けたすべての者
  - (n) e号、f号、h号又は前号に該当する者のビジネスのために雇用されているか、又は雇用されていたすべての者
- (8) 本条中の「関係委員」(relevant commissioner)とは、通信傍受委員、情報機関委員、北アイルランド調査権限委員又は監視委員若しくは監視委員補をいう。

## 第69条 行政審判所準則

(1) 国務大臣は、次の各号の両者を規制する準則を定めることができる。

(a) 行政審判所による、第65条によって、又は同条に基づいて自己に付与された裁判権の行使

(b) 行政審判所で開始され、若しくは行政審判所へ行った手続、不服申立て若しくは事件付託の審査若しくは考査の予備的若しくは付随的事項、又はこれらの審査若しくは考査から生ずる事項

(2) 前項の一般原則を損なわないで、国務大臣は、本条に基づく準則をもって、次の各号に掲げる事項を定めることができる。

(a) 行政審判所の長によって目的上指名された行政審判所の2人以上の構成員によって、行政審判所の裁判権が連合王国のすべての場所において行使されること

(b) 行政審判所の異なる構成員が、異なる不服申立人に関して同時に職務を執行すること

(c) 行政審判所で手続が開始される形式及び方法、又は行政審判所へ不服申立て若しくは事件付託を行う形式及び方法を定めること

(d) 次の1に該当するか否かの決定を容易にするために、手続を開始し、又は不服申立て若しくは事件付託を行う者に対し、当該準則中に定めることができる予備的措置を講じ、かつ当該準則中に定めることができる開示を行うように要求すること

(i) 手続の開始が軽率又は乱用であるか否か

(ii) 不服申立て又は事件付託を行うことが軽率又は乱用であるか否か

(e) 次の1に該当する者がこれらの手続を開始し、又は当該不服申立て若しくは事件付託を行う権利を有する者であるか否かに

関する質問の決定に関する規定を定めること

(i) 当該審判所で手続を開始した者

(ii) 当該審判所へ不服申立て又は事件付託を行った者

(f) (当該審判所で開始された手続が、当該審判所へ行った不服申立て又は事件付託であったものとして、当該手続が処理されるように要求する形式を含めて) 特定の手続、不服申立て又は事件付託に関して、審査又は考査の形式が行政審判所によって採用されるように定めること

(g) (採用が可能であるときは、立証の方法と負担及び証拠の許容性を含めて) 手続、不服申立て又は事件付託の審査又は考査に関して、又はこれらに関連して、実務又は手続に従うように定めること

(h) 第67条第6項又は第7項に基づいて、行政審判所が下すことのできる命令を定めること

(i) (第68条第4項に基づく表明に加えて) 手続、不服申立て又は事件付託に関して、行政審判所が行った決定の補償額、命令又はその他の決定に関する情報が、手続を開始した者若しくは不服申立て若しくは事件付託を行った者、又はこれらの者の利益を代理する者へ提供されるように要求すること

(3) 行政審判所は、すべての事項の審査又は考査に関して、本条に基づく準則をもって、次の各号に掲げる事項を定めることができる。

(a) 行政審判所で手続を開始し、又は行政審判所へ不服申立て若しくは事件付託を行った者が法的に代理を受ける権利を有すること

(b) 行政審判所で手続を開始し、又は行政審判所へ不服申立て若しくは事件付託を

行った者の利益が、その他の方法によって代理される方法

- (c) 当該準則に従って決定することができる者による、手続、不服申立て又は事件付託の事案において利益を代理する者の、当該準則に従った任命
- (4) 本条に基づいて準則を定める権限には、次の各号に掲げる準則を定める権限が含まれる。
- (a) 手続を開始した者、又は不服申立て若しくは事件付託を行った者に、当該手続、不服申立て又は事件付託の対象である行為の理由の内容を十分に提示しないで、行政審判所が当該手続、不服申立て又は事件付託を審査又は考査することを可能にし、又は要求する準則
- (b) (手続を開始する者又は不服申立て若しくは事件付託を行った者、及びこれらの者を法的に代理する者を含めて) これらの者の不在中において当該審判所がその裁判権を行使して何らかの措置を講ずることを可能にし、又は要求する準則
- (c) 行政審判所が手続を開始した者、又は場合により不服申立て又は事件付託を行った者の不在中において採用された証拠の概要を示すことを可能にし、又は要求する準則
- (d) (特に、理由の提示に関する場合を含めて) 特定の事項の開示を阻止又は制限する、当該準則中に定める方法において、行政審判所が、その裁判権の行使、及び自己に付与され、又は課せられた権限の行使及び義務の履行を可能にし、又は要求する準則
- (5) 本条に基づく準則にはまた、次の各号に掲げる規定をも含めることができる。
- (a) 行政審判所の単独の構成員が、手続、不服申立て又は事件付託の審査又は考査の

予備的又は付随的事項に関係する行政審判所の権限を行使し、又は義務を履行することを可能にする規定

- (b) 行政審判所の裁判権の行使、又は当該審判所に付与され、若しくは課せられた権限若しくは義務の行使若しくは履行のために、又はこれらの行使若しくは履行に関連して、国务大臣が必要と思料する付随的権限を行政審判所に付与する規定
- (6) 本条に基づく準則を定めるに当たって、国务大臣は、特に、次の各号の両者を考慮するものとする。
- (a) 行政審判所で開始され、又は行政審判所へ行った手続、不服申立て又は事件付託の対象である事項が、適切に審査及び考査されることを確保する必要性
- (b) 公共の利益に反するか、又は国家の安全、重大な罪の予防若しくは探知、連合王国の経済的繁栄若しくは情報機関の職務の執行の続行に不利益な範囲まで、又は不利益な方法で、情報が開示されないことを確保する必要性
- (7) 国务大臣は、本条に基づく準則をもって、時宜を得て所定の裁判所準則中に含まれた規定を採用して、当該規定を変更して、又は当該規定を変更しないで、規定を定めることができる。
- (8) 第9項に従うことを条件にして、準則の草案が未だ議会に提出されておらず、かつ各院の決議によって承認されなかったときは、本条に基づいて準則が定められてはならない。
- (9) 国务大臣が本条に基づいて準則を定めるために自己の権限を行使する最初の機会に定める準則の場合にあつては、第8項の規定を適用しない。
- (10) 最初の機会に定めた準則が、当該準則を定めた日から起算して40日の期間の終了前



に、議会の各院の決議によって承認されなかったときは、当該準則は、当該期間の終了時に失効するものとする。

(11) 前項の適用上

- (a) 当該準則の失効は、前に行った事項又は新しい準則の制定を損なわないものとする。
- (b) 議会が解散している期間若しくは閉会している期間、又は両院が4日を超えて延会している期間は、40日の期間に算入してはならない。

(12) 国務大臣は、本条に基づく準則を定めるに先立って、スコットランドの閣僚に諮問するものとし、かつ定められた準則は、スコットランド議会へ提出されるものとする。

#### 第70条 不服申立てに関する裁判権の廃止

- (1) (特定の不服申立ての調査等を定めた) 第2項に定める規定は、本条の発効後に行われた不服申立てに関しては適用してはならない。
- (2) 前項中の、第2項に定める規定は、次の各号のすべてとする。
  - (a) 1989年保安法 [1989 c.5] 第5条及び附則1と附則2 (同法に基づいて設置された行政審判所へ行った、保安に関する不服申立ての調査)
  - (b) 1994年情報機関法 [1994 c.13] 第9条及び附則1と附則2 (同法に基づいて設置された行政審判所へ行った、保安局又は政府情報通信本部に関する不服申立ての調査)
  - (c) 1997年警察法 [1997 c.50] 第102条及び附則7 (監視委員へ行った不服申立ての調査)

#### 実務規程

#### 第71条 実務規程の発付及び改訂

- (1) 国務大臣は、第2項に定める権限及び義務の行使及び履行に係する1以上の実務規程を発付するものとする。
- (2) 前項中の、第2項に定める権限及び義務は、次の各号のすべてによって、又はこれらに基づいて、監視委員を除いて付与され、又は課せられた権限及び義務 (下位の法令を定める権限を除く) とする。
  - (a) 本法第1章から第3章までの規定
  - (b) 1994年情報機関法第5条 (情報機関のための不動産侵奪又は無線電信妨害のための令状)
  - (c) 1997年警察法第3章 (警察又は関税及び消費税執行官による、不動産侵奪又は無線電信妨害の許可)
- (3) 第1項に基づいて実務規程を発付するに先立って、国務大臣は、次の各号の両者を行うものとし、かつ国務大臣は、最終的に発付された規程中に、自己が草案の公表後に草案に行なった変更を組み入れることができる。
  - (a) 当該規程の草案を準備し、かつ公表する。
  - (b) 草案について自己へ行った申入れを考査する。
- (4) 国務大臣は、本条に基づいて自己が準備し、かつ公表した実務規程の草案のすべてを議会の両院へ提出するものとする。
- (5) 本条に基づいて国務大臣が発付した実務規程は、国務大臣が下した命令に従う場合を除いて、効力を有しないものとする。
- (6) 前項に基づく命令には、当該命令によって効力を有する規程の発効に関連して、国務大臣が必要又は適切と認める経過規定又は留保を含めることができる。

- (7) 国務大臣は、次の各号の定めるところに従う。
- (a) 時宜を得て、本条に基づいて発付された規程の全部又は一部を改訂することができる。
- (b) 時宜を得て、改訂された規程を発付することができる。
- (8) 第3項から第6項までの規定は、当該規程の最初の発付に関して適用すると同様に、本条に基づく改訂された規程の発付に関して（適切な変更を伴って）適用するものとする。
- (9) 本条の適用上の規定を含む命令が未だ議会に提出されておらず、かつ各院の決議によって承認されなかったときは、国務大臣は、当該命令を下してはならない。

#### 第72条 実務規程の効力

- (1) 前条に基づいて実務規程で規定を定めることができる権限又は義務を行使又は履行する者は、行使又は履行するに当たって、同条に基づいて当分の間効力を有する実務規程のすべてを（採用可能である限りにおいて）考慮するものとする。
- (2) ある者の一部が前条に基づいて当分の間効力を有する実務規程を遵守しなかった場合であっても、それだけをもって、この者に刑事手続又は民事手続を適用してはならない。
- (3) 前条に基づいて効力を有している実務規程は、いつでも刑事手続又は民事手続において証拠に採用することができるものとする。
- (4) 前条に基づいて発付又は改訂された実務規程の規定が効力を有していた時点に関して、次の各号の1に掲げる者が、当該手続において、又は当該裁判権の行使若しくは当該職務の執行に関連して生じた疑問に当該規定が関係していると認めたときは、当該疑問を解決するに当たって、当該規程が考慮されるものとする。

- (a) 刑事手続又は民事手続を開始する裁判所又は審判所
- (b) 行政審判所
- (c) 本法に基づいてその職務を執行する関係委員
- (d) 本法又は1997年警察法 [1997 c.50] に基づいてその職務を執行する監視委員
- (e) 本法第63条に基づいてその職務を執行する監視委員補
- (5) 本条中の「関係委員」(relevant Commissioner) とは、通信傍受委員、情報機関委員又は北アイルランド調査権限委員をいう。

#### 第5章 雑則及び補則

##### 雑則

#### 第73条 無線電信に関する行為

- (1) 1949年無線電信法 [1949 c.54] 第5条の規定（メッセージの誘導並びに無線電信メッセージの傍受及び開示）を、同条第1項とするものとする。
- (2) 同項b号において
- (a) 「許可に基づいて」から「官吏」までを、「指名された者の許可に基づいて」と読み替えるものとする。
- (b) i号中の「いずれも」から同号の末尾までを、「装置を用いる者も、その者が本人に代わって活動する場合における本人も、想定依頼者でない」と読み替えるものとする。
- (3) 同条同項の後に、次に掲げる各項を加えるものとする。

「(2) 指名された者が、行為に関して、本条の適用上別個の許可を与えることができる場合における当該行為には、本条第5項

- に該当する理由により、当該行為が必要である、と指名された者が信ずる場合を除いて、次の各号に掲げる行為が含まれてはならない。
- (a) 合法的な許可を得ないで従事したとすれば、2000年調査権限規制法第1条第1項又は第2項に基づく罪を構成する行為
- (b) 合法的な許可を得ないで従事したとすれば、同法第1条第3項に基づいて訴追することができる行為
- (c) 同法第1章第2節（通信データ）に基づいてある者が付与した許可又は通知によって許可を受けることができる行為
- (d) 同法第2章（監視等）に基づいてある者が付与した許可によって許可を受けることができる行為
- (3) 指名された者が次の各号の両者を信じた場合を除いて、この者は、本条の適用上、別個の許可を与える自己の権限を行使してはならない。
- (a) 本条第4項又は第5項に該当する理由により、自己の許可を与えることが必要であること
- (b) 自己が許可した行為が、当該行為によって達成することが求められる事項に見合っていること
- (4) 次の各号の1について、本条の適用上、別個の許可が必要であるときは、前項a号中の、第4項に該当する理由により、別個の許可が必要であるものとする。
- (a) 国家の安全のため
- (b) （2000年調査権限規制法の意味の枠内における）罪を予防若しくは探知するため、又は秩序違反を予防するため
- (c) 連合王国の経済的繁栄のため
- (d) 公共の安全のため
- (e) 公衆衛生を保護するため
- (f) 政府部局へ支払う租税、関税、徴収額その他の賦課、分担金又は負担金を査定又は徴収するため
- (g) 国務大臣が定める規則をもって、本条の適用上定める（a号から前号までの規定に該当しない）目的のため
- (5) 前項a号又はc号からg号までの規定に該当する理由により、本条の適用上、別個の許可が必要でないが、次の各号の1に関連する目的のために、別個の許可が必要であるときは、第3項a号中の、第5項に該当する理由により、別個の許可が必要であるものとする。
- (a) 本条に基づく免許証の発付
- (b) 無線電信の妨害を構成する事項の予防又は探知
- (c) 本法中に含まれる制定法・制定法規又は無線電信の妨害に関係する、本法中に含まれていない制定法・制定法規の執行
- (6) 本条の適用上、別個の許可を与える事案において、本条第3項の要求が満たされているか否かを考査するに当たって考慮されるべき事項には、許可された行為によって達成することが必要と思料される事項を、他の方法によって合理的に達成することができるか否かが含まれるものとする。
- (7) 本条の適用上、別個の許可は、次の各号の1に掲げる者の署名に基づいて、書面で行わなければならない。
- (a) 国務大臣
- (b) 関税及び消費税庁委員中のいずれかひとり
- (c) 国務大臣が定めた規則をもって、本項の適用上指名された、a号又は前号に該当しない者
- (8) 本条の適用上の別個の許可は、一般許可又は特別許可とすることができ、かつ次

- の各号のすべてについて与えることができる。
- (a) 指名された者が適切と思料する者又はこれらの種類の者
  - (b) 指名された者が適切と思料する期間中
  - (c) 指名された者が適切と思料する制限又は限定に従うことを条件にして
- (9) 規則の草案が未だ議会に提出されておらず、かつ各院の決議によって承認されなかったときは、第4項g号に基づいて規則を定めてはならない。
- (10) 本条の適用上、2000年調査権限規制法第1章第2節又は同法第2章に基づいて行為を許可することができるか否かの問題は、次の各号の1にかかわらず決定されるものとする。
- (a) 行為を行う者が、同法第1章第2節又は第2章によって、又はこれらに基づいて、権限を付与し、又は義務を課することができる者であるか否か
  - (b) 同法第1章第2節又は第2章に基づいて、許可を付与するための要求、又は通知を行うための要求が満たされていると信ずる理由があるか否か
- (11) 本条における、本条の適用上の別個の許可は、令状の発付又は更新、2000年調査権限規制法第1章又は第2章に基づく令状の発付若しくは更新、許可又は通知による場合を除いて与えられる、本条の適用上の許可とする。
- (12) 本条中の「指名された者」(designated person)とは、次の各号の1に掲げる者をいう。
- (a) 国務大臣
  - (b) 関税及び消費税庁委員
  - (c) 国務大臣が定めた規則をもって、本条の適用上指名されたその他の者

- (4) 同法第16条第2項(規則及び命令)中の「上記の権限」の後に、「第5条第9項の適用上、規則の草案が承認された場合における当該規則を含む以外の」を加えるものとする。

#### 第74条 1994年情報機関法に基づく令状

- (1) 1994年情報機関法 [1994 c.13] 第5条(国務大臣が不動産侵奪又は無線電信妨害を許可する令状を発付することができる状況)第2項において
- (a) a号中の「重要な価値を有する可能性があるという理由により」を、「ために」と読み替えるものとする。
  - (b) b号を、次に定めるb号に読み替えるものとする。  
「(b) 活動することが、活動によって達成することが求められる事項と見合っている、と確信した」
- (2) 同項の後に、次に掲げる第2項Aを加えるものとする。
- 「(2A) 令状の事案において、第2項a号及びb号の要求が満たされているか否かを考査するに当たって考慮されるべき事項には、当該令状により許可される行為によって達成することが必要と思料される事項を他の方法によって合理的に達成することができるか否か、が含まれるものとする。」
- (3) 同法第6条第1項b号及び第7条第5項b号(国務大臣の部署の上級職員の署名に基づいて発付される令状)の各条項中の「その部署の」を、削除するものとする。
- (4) 同法第11条(解釈)中の第1項d号を、次に定めるd号に読み替えるものとする。

「(d) 上級職員は、2000年調査権限規制法における同一の意味を有する。」

**第75条 1997年警察法第3章に基づく許可**

- (1) 1997年警察法 [1997 c.50] 第93条（不動産を侵奪する等の許可）は、次のとおり改めるものとする。
- (2) 第1項（許可オフィサーが許可することのできる行為）中のa号の末尾の「又は」を、次に掲げる規定に読み替えるものとする。

「(ab) 関係地域外の不動産について、この者が定めることのできる、第1項Aに該当する活動を行うこと、又は」

- (3) 同項の後に、次に掲げる各項を加えるものとする。

「(1A) 第1項Aに該当する活動は、本章若しくは2000年調査権限規制法第2章に基づいて、又は2000年法第2章で定めた規定に相当する規定を定めたスコットランド議会法中に含まれた制定法・制定法規、若しくは同法に基づいて定めた制定法・制定法規に基づいて、関係地域において、設備、装置又は装備の設置又は使用を許可した場合における、これらの設備、装置又は装備を維持又は回収するための活動とする。

- (1B) 次の各号の両者を削って、許可オフィサーが関税吏であるときは、第1項の規定を適用する。

- (a) 各箇所の「関係地域において」  
 (b) ab号」

- (4) 第2項（活動を許可することができる理由）において

- (a) a号中の「理由により」から「探知」までを、「予防又は探知のため」と読み替えるものとする

- (b) b号を、次に掲げるb号に読み替えるものとする。

「(b) 当該活動を行うことが、当該活動によって達成することが求められている事項に見合っていること」

- (5) 第2項の後に、次に掲げる各項を加えるものとする

「(2A) 第2項a号中の重い罪を予防又は探知するという文言には、国家の安全のために含まれるものとして、許可オフィサーが王立アルスター警察隊隊長又は副隊長であるときは、第2項の規定を適用する。

(2B) 許可の事案において第2項の要求が満たされているか否かを考査するに当たって考慮すべき事項には、許可された活動によって達成することが必要と思料される事項を他の方法によって合理的に達成することができるか否か、が含まれるものとする。」

- (6) 第5項（許可オフィサーの意味）において

- (a) e号の後に、次に掲げる各号を加えるものとする。

- 「(ea) 防衛警察省の警察署長  
 (eb) 王立海軍統制支部憲兵隊長  
 (ec) 王立陸軍憲兵隊長  
 (ed) 王立空軍憲兵隊長  
 (ee) 英国交通警察の警察署長」

- (b) g号中の「国家犯罪対策班」の後に、  
「又は本号の適用上、長官が指名した当該  
対策班の警察署長補の階級を保有する者」  
を加えるものとする
- (c) h号中の最初にある「the」を、「any」  
と読み替えるものとする。
- (7) 第6項（関係地域の意味）中のc号の後  
に、次に掲げる各号を加えるものとする。

「(ca) ea号に該当する者に関して、1987  
年防衛警察省法 [1987 c.4] 第2条に基  
づいて、防衛警察省の構成員が警察官の  
権限と特権を有する場所をいう。

(eb) ea号に該当する者に関して、連合  
王国をいう。」

- (8) 同項の後に、次に掲げる各項を加えるも  
のとする。

「(6A) 場合により、次の各号の1に該当  
するときは、第5項eb号、ec号又は  
ed号に該当する者による許可のために、  
当該不動産が関係地域にあるものとし、  
又は無線電信について、当該活動が関係  
地域において行われたものとする。

(a) 軍の規律に服している者が不動産  
を所有し、占拠し、占有し、又は使用  
していたとき

(b) 軍の規律に服している者が無線電  
信の使用に関して活動を行ったとき

(6B) 何人も、次の各号に該当するとき  
は、この者は、本条の適用上、軍の規律  
に服しているものとする。

(a) 王立海軍統制支部に関して、この  
者が1957年海軍規律法 [1957 c.53]  
に服しているか、又は同法第118条に  
よって、当分の間同法第1章及び第2  
章の規定が適用されるシビリアンであ

るとき

(b) 王立陸軍警察に関して、この者が  
陸軍法規に服しているか、又は1955年  
陸軍法 [1955 c.18] 第209条によっ  
て、当分の間同法第2章の規定が適用  
されるシビリアンであるとき」

(c) 王立空軍警察に関して、この者が  
空軍法規に服しているか、又は1955年  
空軍法 [1955 c.19] 第209条によっ  
て、当分の間同法第2章の規定が適用  
されるシビリアンであるとき」

#### 第76条 監視等 スコットランド地方において 開始する効力

(1) 第2項に従うことを条件にして、次の各  
号のすべてに該当するときは、当該許可が第  
2章の規定を適用する行為に係する限りに  
おいて、当該許可が同章に基づいて正当に付  
与された許可であったものとして、当該許可  
中に定める行為をスコットランド地方外で行  
うことを合法とするために、本法第27条が効  
力を有するものとする。

(a) 関係するスコットランド地方の法律に  
基づく許可が、当該許可中に定める行為を  
スコットランド地方内で行うことを許可す  
る効力を有するとき

(b) 当該許可中に定める行為が、本法第2  
章の規定を適用する行為であるか、又は当  
該行為を含んでいるとき

(c) 当該許可中に定める行為の全部又は一  
部を、当分の間スコットランド地方外での  
み行うことができる状況が生じたとき

(2) 関係するスコットランド地方の法律に基  
づいて付与された許可にスコットランド地方  
外で効力を与える、前項c号中に定める状況  
が生じたときは、当該状況が生じた時点から  
起算して3週間の終了後の時点に、該当許可  
が、スコットランド地方外での行為を許可す

るものであってはならない。

- (3) 前項の規定は、当該許可が引き続き効力を有している間に、第1項c号に定める状況が生じた第2又はその後の機会の許可に関して、第1項の効力を損なわない。
- (4) 本条中の「関係するスコットランド地方の法律」(the relevant Scottish legislation)とは、第2章の規定を適用する行為の許可のために、同章で定めた規定に相当する規定を定めたスコットランド議会法中に含まれた制定法・制定法規、又は同法に基づいて定めた制定法・制定法規をいう。

### 補則

#### 第77条 大臣の費用等

次の各号の両者は、議会が定める金額から支払うものとする。

- (a) 本法に基づく国務大臣の職務の執行のために、又は執行に関連して、国務大臣によって生じた費用
- (b) 他の法律に基づいて議会が定める金額から支払うことができる金額中の、本法に起因する増加分

#### 第78条 命令、規則及び準則

- (1) 本条の規定は、国務大臣が本法の規定に基づいて命令、規則又は準則を定める権限に適用する。
- (2) 本条の規定を適用する権限は、行政命令をもって行使することができるものとする。
- (3) (第83条第2項に基づく日を指定する権限を除いて) 本条の規定を適用する権限を行使して下した命令を含んでいるが、次の各号のいずれをも含まない行政命令は、議会の各院の決議に従って無効に服するものとする。
- (a) 第12条第10項、第13条第3項、第22条第9項、第25条第5項、第28条第5項、第

29条第6項、第30条第7項、第35条第5項、第41条第6項、第47条第2項、第66条第3項、第67条第11項又は第71条第9項の適用上、命令の草案が承認された場合における当該命令

- (b) 第35条第7項の規定が適用される命令
- (4) 本条の規定を適用する権限を行使して定めた規則を含む行政命令は、議会の各院の決議に従って無効に服するものとする。
- (5) 本条の規定を適用する権限を行使して定めた命令、規則又は準則は、次の各号の定めるところによる。
- (a) 異なる事案のために異なる規定を定めることができる。
- (b) 国務大臣が適切と思料する付随規定、補充規定、派生的規定及び経過規定を定めることができる。

#### 第79条 取締役等の刑事責任

- (1) 第3章の規定を除いて、法人が本法の規定に基づく罪を犯した場合において、次の各号のいずれかの者の同意若しくは黙認を得て犯したか、又はこれらの者の側の過失に起因していたことが立証されたときは、これらの者は(法人と同様に)、当該罪を犯したものとし、これに応じて手続を開始し、かつ処罰するものとする。
- (a) 法人の取締役、支配人、秘書役その他、これに類似するオフィサー
- (b) これらの資格において活動しようとしていた者
- (2) 第3章の規定を除いて、本法の規定に基づく罪について、次の各号の両者に該当するときは、企業の社員は(企業と同様に)、当該罪を犯したものとし、これに応じて手続を開始し、かつ処罰するものとする。
- (a) スコットランド地方の企業が当該罪を犯したとき

- (b) 当該企業の社員の同意若しくは黙認を得て犯したか、又は当該企業の社員の側の過失に起因していたことが立証されたとき
- (3) 法人の事務が法人の構成員によって処理される場合における当該法人に関して、本条中の「取締役」(director)とは、法人の構成員をいう。

#### 第80条 合法的行為のための一般的留保

本法の規定により、すべての種類の行為をすべての令状、許可又は通知によって許可し、若しくは許可することができる場合における本法の規定、又は本法の規定によって、情報をすべての方法において取得することができる場合における本法の規定は、次の各号の1の定めるところに従う。

- (a) その他の場合にあつては、本法に基づいて不法でない種類の行為で、かつ本法とは別に不法でないと思料される種類のすべての行為に従事することを、不法とするものと解釈してはならない。
- (b) 当該種類の行為に従事するに先立って、次の1を要求するものと解釈してはならない。
- (i) 令状を発付し、許可を付与し、又は通知を与えること
- (ii) 当該令状、許可又は通知の許可を取得するための、又は取得することへの措置を講ずること
- (c) 本法に基づいて許可することができる行為を含まない方法によって、情報を取得する権限を損なうものと解釈してはならない。

#### 第81条 一般的解釈

- (1) 本法において

「装置」(apparatus)には、設備、機械又は装備及び電線又はケーブルが含まれる。

「首都圏警察長官補」(Assistant Commissioner of Police of the Metropolis)には、首都圏警察副長官が含まれる。

「監視委員補」(Assistant Surveillance Commissioner)とは、第63条に基づく官職を保有する者をいう。

「民事手続」(civil proceedings)とは、刑事手続でない、裁判所若しくは審判所における、又は裁判所若しくは審判所の許での手続をいう。

「通信」(communication)には、次の各号のすべてが含まれる。

- (a) (第2条第1項中の「郵便業務」の定義における場合を除いて)郵便業務によって伝送される事項
- (b) すべての種類の言辞、楽音、音声、可視的画像又はデータを含む事項
- (c) 人と人、人と物及び物と物との間の事項の連絡のため、又は装置を作動させるため、若しくは規制するためのいずれかに資する合図

手続又は訴追に関して、「刑事」(criminal)は、第4項に従って解釈するものとする。

「関税吏」(customs officer)とは、1979年関税及び消費税管理法 [1979 c.2] 第6条第3項によって任命されたオフィサーをいう。

「文書」(document)には、地図、図面、デザイン、製図、写真又はその他の映像が含まれる。

「制定法・制定法規」(enactment)には、次の各号の両者が含まれる。

- (a) 本法の成立後に成立した制定法・制定法規
- (b) 北アイルランドの法律中に含まれる制定法・制定法規

「政府情報通信本部」(GCHQ)は、1994



年情報機関法 [1994 c.13] におけると同一の意味を有する。

「連合王国軍」(Her Majesty's force) は、1955年陸軍法 [1995 c.18] におけると同一の意味を有する。

「情報機関」(intelligence service) とは、保安局、機密情報局又は政府情報通信本部をいう。

「傍受」(interception) 及びこれに類似する文言は、(採用可能である限りにおいて) 第2条に従って解釈するものとする。

「傍受令状」(interception warrant) とは、第5条に基づく令状をいう。

「法的手続」(legal proceedings) とは、裁判所若しくは審判所における、又は裁判所若しくは審判所の許での民事手続又は刑事手続をいう。

「変更」(modification) には、改正、追加及び削除が含まれ、かつこれに類似する文言は、これに応じて解釈するものとする。

「常任の監視委員」(ordinary Surveillance Commissioner) とは、監視委員長を除く監視委員をいう。

「人・者」(person) には、人・者の組織、連合又は結合が含まれる。

「警察」(police force) とは、次の各号をいう。

- (a) 1996年警察法 [1996 c.16] 第2条 (ロンドンを除くイングランド及びウェールズ地方の警察) に基づいて維持される警察
- (b) 首都圏警察
- (c) ロンドン市警
- (d) 1967年警察 (スコットランド) 法 [1967 c.77] 第1条に基づいて、又は同条によって維持される警察
- (e) 王立アルスター警察隊
- (f) 防衛警察省
- (g) 王立海軍統制支部

- (h) 王立陸軍警察
- (i) 王立空軍警察
- (j) 英国交通警察

「郵便業務」(postal service) 及び「公的な郵便業務」(public postal service) は、第2条第1項によって付与された意味を有する。

「私的な遠隔通信システム」(private telecommunication system)、「公的な遠隔通信業務」(public telecommunication service) 及び「公的な遠隔通信システム」(public telecommunication system) は、第2条第1項によって付与された意味を有する。

「公的機関」(public authority) とは、裁判所又は審判所を除く、1998年人権法 [1998 c.42] 第6条 (公的機関の行為) の意味の枠内における公的機関をいう。

「上級職員」(senior official) とは、第7条に従うことを条件にして、上級行政事務の構成員又は英国外交事務の上級管理組織の構成員をいう。

権限又は義務に関して、「制定法上の」(statutory) とは、制定法・制定法規又は下位の法令によって、又はこれらに基づいて付与され、又は課せられたことをいう。

「下位の法令」(subordinate legislation) とは、(1978年解釈法 [1978 c.30] の意味の枠内における) 下位の法令、又は(1979年法定準則 (北アイルランド) 命令 [S.I.1979/1573 (N.I.12)] の意味の枠内における) 法定準則をいう。

「監視委員」(Surveillance Commissioner) とは、1997年警察法 [1997 c.50] 第91条に基づく官職を保有する委員をいい、「監視委員長」(Chief Surveillance Commissioner) は、これに応じて解釈するものとする。

「遠隔通信システム」(telecommunica-

tion system) 及び「遠隔通信業務」(telecommunication service) は、第2条第1項によって付与された意味を有する。

「行政審判所」(the Tribunal) とは、第65条によって設置された審判所をいう。

「無線電信」(wireless telegraphy) は、1949年無線電信法 [1949 c.54] におけると同一の意味を有し、かつ無線電信に関して、「妨害する」(interfere) は、同法におけると同一の意味を有する。

「労働日」(working day) とは、土曜日、日曜日、クリスマス祭日、聖金曜日及び連合王国の全域において1971年銀行及び財務処理法 [1971 c.80] に基づく銀行休日に該当する日を除く日をいう。

(2) 本法において

(a) 罪は、1以上の刑事上の罪を構成する行為、又は連合王国の1地域で行われたとすれば、1以上の刑事上の罪を構成すると思料される行為に該当するか、又は当該行為に相当する行為とする。

(b) 重大な罪は、第3項 a 号又は b 号中の審査基準を満たす罪とする。

(3) 前項 b 号中の、第3項 a 号又は b 号中の審査基準とは、次の各号の両者をいう。

(a) 当該行為によって構成されるか、又は構成されると思料される罪又は複数の罪の1が、21歳以上で、前に有罪宣告を受けたことのない者に対し、3年以上の拘禁を言い渡すことを合理的に期待することができる罪であること

(b) 当該行為が暴力の行使を含んでおり、重大な金銭的利得を生じさせ、又は共通の目的を追求する多数の者による行為であること

(4) 本法中の「刑事手続」(criminal proceedings) には、次の各号のすべてが含まれ、本法中の刑事訴追は、これに応じて解釈

するものとする。

(a) 次の1の許での連合王国内又はその他の場所における手続

(i) 1955年陸軍法 [1955 c.18]、1955年空軍法 [1955 c.19] 又は1957年海軍規律法 [1957c.53] に基づいて構成される軍法会議

(ii) 1957年法第50条に基づいて構成される軍法会議

(b) 軍法会議控訴裁判所の許での手続

(c) 常設通常裁判所の許での手続

(5) 本法の適用上、罪を探知するという文言には、次の各号の両者が含まれるものとみなすものとし、本法中の重大な罪を予防又は探知するという文言には、第1章第1節において、法的手続において用いるために証拠を収集することが含まれてはならない。

(a) 誰が、いかなる目的で、いかなる方法により、かつ一般的にどのような状況において罪を犯したかを立証すること

(b) 罪を犯した者の逮捕

(6) 本法において

(a) 官吏の官職を保有する者には、官吏及び連合王国軍の構成員が含まれる。

(b) 王立海軍統制支部、王立陸軍警察又は王立空軍警察に関して、警察の構成員には、その者が構成員となっている支部若しくは軍、又はこれらの警察のうちの他の支部若しくは軍に、当分の間所属していないか、又は服務していない当該支部又は軍の構成員は含まれない。

(7) 国内の行政事務又は外交事務の構造又はグレードの変更の結果、国務大臣が必要と認めるときは、国務大臣は、命令をもって、実施可能な限り、第1項中の「上級職員」(senior official) の定義の効力を保護するために自己が適切と認める当該定義の変更を行うことができる。

### 第82条 改正 削除及び留保等

- (1) 附則4（本法の規定の派生的改正）中に定める制定法・制定法規は、当該附則中に定める改正を伴って効力を有するものとする。
- (2) 附則5中に定める制定法・制定法規は、当該附則の第3コラム中に定める範囲で削除する。
- (3) 疑問を回避するため、本法が（附則4第1条及び第2条を除いて）、郵便小包を開披し、留め置き、若しくは遅配し、又は当該小包を名宛人以外の者へ配達するために、制定法・制定法規によって、又は制定法・制定法規に基づいて郵便局に付与した権限に影響を及ぼさない旨を宣言する。
- (4) 1985年通信傍受法 [1985 c.56] に基づく令状が、本法による同法第2条の削除の発効した時点で、同法に基づいて効力を有していたときは、当該令状が許可した行為は、次の各号に定めた期間中、それが本法第1章第1節の要求に従って発付した傍受令状が許可した行為であったものとみなすものとする。
  - (a) 当該時点に開始し、
  - (b) 当該令状が（更新されなかったとすれば）同法に基づいて失効したと思料される時点で終了する期間中

- (5) 当該令状に関して、1985年通信傍受法 [1985 c.56] 第3条第2項の適用上発付された証明書は、当該期間に関して、それが本法第8条第4項の適用上発付された証明書であったものとして効力を有するものとする。
- (6) 本法第15条及び第16条は、傍受令状及び第8条第4項の証明書には、それぞれ、1985年通信傍受法第2条に基づく令状及び同法第3条第2項に基づく証明書が含まれるものとして効力を有するものとし、かつ本法第15条及び第16条中の被傍受資料又は被証明資料は、これに応じて解釈するものとする。

### 第83条 略称、施行及び適用範囲

- (1) 本法は、2000年調査権限規制法と引用することができる。
- (2) 本法の規定は、本条を除いて、国務大臣が命令をもって指定することができる日に効力を有するものとし、かつ異なる目的のために、本条に基づいて異なる日を指定することができる。
- (3) 本法は、北アイルランド地方に効力が及ぶ。

（よこやま きよし・元専門調査員）